

第十回国会 農林委員會會議錄第三十六号

(六七六)

昭和二十六年五月十八日(金曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 千賀 康治君

理事野原 正勝君 理事原田 雪松君

理事小林 運美君

宇野秀次郎君 遠藤 三郎君

小笠原八十美君 小淵 光平君

川西 清君 河野 謙三君

中馬 辰猪君 中垣 國男君

嶋谷仙次郎君 平野 三郎君

八木 一郎君 大森 玉木君

横田甚太郎君

出席國務大臣

農林大臣 廣川 弘禪君

經濟安定本 周東 英雄君

部總務長官

出席政府委員

國家公安委員長 辻 二郎君

農林政務次官 島村 軍次君

農林事務官 平川 守君

(農地局長)

林野庁長官 横川 信夫君

通商産業事務官 柿手 操六君

(通商化學局化

学肥料部長)

委員外の出席者

專門員 難波 理平君

專門員 岩隈 博君

專門員 藤井 信君

五月十八日

委員八木一郎君辭任につき、その補

欠として平島良一君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員平島良一君辭任につき、その補

欠として八木一郎君が議長の名で

委員に選任された。

五月十七日

森林法案(野原正勝君外八十七名提

出)

森林法施行法案(野原正勝君外八十

七名提出)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

農漁業協同組合再建整備法の一部を

改正する法律案(野原正勝君外二名

提出、衆法第四六号)

畜犬競技法案(原田雪松君外百二十

二名提出、衆法第五四号)

森林法案(野原正勝君外八十七名提

出、衆法第五七号)

森林法施行法案(野原正勝君外八十

七名提出、衆法第五八号)

肥料に関する件

○千賀委員長 これより農林委員會を

開会いたします。

昨日本委員會に付託に相成りました

野原正勝君外八十七名提出、森林法案

及び森林法施行法案の両案を一括議題

として審査に入ります。まず両案の趣

旨について、提出者の説明を求めま

す。野原正勝君。

森林法案

森林法

目次

第一章 總則(第一條―第三條)

第二章 營林の助長及び監督(第

四條―第二十四條)

第三章 保安施設

第一節 保安林(第二十五條―

第四十條)

第二節 保安施設地区(第四十

一條―第四十八條)

第四章 土地の使用(第四十九

條―第六十七條)

第五章 森林審議會(第六十八

條―第七十三條)

第六章 森林組合及び森林組合連

合會

第一節 總則(第七十四條―第

七十八條)

第二節 森林組合

第一款 事業(第七十九條―

第八十五條)

第二款 組合員(第八十六

條―第九二條)

第三款 管理(第九三條―第

百三十四條)

第四款 設立(第九十五條―

第九十七條)

第五款 解散及び清算(第九

十八條―第一百五十

三條)

第三節 森林組合連合會(第百

五十四條―第一百五十九

條)

第四節 登記(第一百六十條―第

百七十八條)

第五節 監督(第一百七十九條―

第一百八十五條)

第七章 雜則(第一百八十六條―第

百九十六條)

第八章 罰則(第一百九十七條―第

二百十五條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、森林計画、保

安林その他の森林に関する基本的

事項及び森林所有者の協同組織の

制度を定めて、森林の保護培養と

森林生産力の増進を図り、もつ

て国土の保全と國民經濟の發展と

に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「森林」と

は、左に掲げるものをいう。但

し、主として農地又は住宅地若し

くはこれに準ずる土地として使用

される土地及びこれらの上にある

立木竹を除く。

一 木竹が集團して生育している

土地及びその土地の上にある立

木竹

二 前号の土地の外、木竹の集團

的な生育に供される土地

とは、權原に基き森林の土地の上

に木竹を所有し、及び育成するこ

とができる者をいう。

3 この法律において「国有林」と

は、國が森林所有者である森林及

び国有林野法(昭和二十六年法律

第 号)第四章の規定による部

分林である森林をいい、「民有林」

とは、国有林以外の森林をいう。

(承継人に対する効力)

第三條 この法律又はこの法律に基

く命令の規定によつてした処分、

手続その他の行為は、森林所有

者、權原に基き森林の立木竹の使

用若しくは收益をする者又は土地

の所有者若しくは占有者の承継人

に對しても、その効力を有する。

第二章 營林の助長及び監督

(森林基本計画)

第四條 農林大臣は、基本計画區に

つき五年ごとに、翌年四月一日以

降五年間の森林基本計画を定めな

ければならない。

2 前項の森林基本計画は、森林計

画の保護を図ること及び左に掲げ

る原則に従ふことを旨とし、森林

施設の合理化に資するものでなけ

ればならない。

一 幼齡林を皆伐しないこと。

二 幼齡林については、育林上必

要な過期的間伐をすること。

三 皆伐した伐採跡地には、伐採

後二年以内に造林すること。

四 急傾斜地における森林を皆伐

しないこと。

森林基本計画に定める事項は、

左の通りとする。

- 一 造林面積、植栽樹種その他造林及び保有に関する事項
- 二 伐採方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項
- 三 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項
- 四 保安施設に関する事項
- 五 その他森林施業の基本となるべき事項

4 農林大臣は、森林基本計画を定めるには、森林の現況、森林施業に関する事項、経済事情等につき、あらかじめ都道府県知事の意見を聞かなければならない。

5 農林大臣は、森林基本計画を定めようとする場合において必要があるとき、あらかじめ中央森林審議会の意見を聞くことができる。

6 農林大臣は、森林基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に指示するとともにその概要を公表しなければならない。

(基本計画区)

第五條 前條第一項の基本計画区は、農林大臣が、都道府県知事の意見を聞き、地勢その他の條件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定める。

2 農林大臣は、基本計画区を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

(森林区)

第六條 都道府県知事は、農林大臣の指示に従い、その都道府県内の基本計画区を分けて森林区を定める。

2 都道府県知事は、森林区を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに農林大臣に報告しなければならない。

(森林区施業計画)

第七條 都道府県知事は、第四條第六項の規定により森林基本計画を指示されたときは、その日から三十日以内に、その森林基本計画に基き、民有林について森林区別に、翌年四月一日以降五年間の森林区施業計画案を定めて公表しなければならない。

2 森林所有者、森林組合その他森林区施業計画に利害関係を有する者は、前項の森林区施業計画案の公表があつた日から三十日以内に、都道府県知事に對し、これについて書面により意見を述べることができる。

3 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、且つ、必要があるときは都道府県森林審議会の意見を聞き、第四條第六項の指示があつた日から九十日以内に、森林区施業計画を決定しなければならない。

4 森林区施業計画に定める事項は、左の通りとする。

- 一 人工植栽面積の最小限度、植栽樹種、植栽方法その他造林に関する事項
- 二 下刈、除伐その他保育に関する事項
- 三 制限林(第二十五條第一項の規定により指定された保安林、第四十一條の規定により指定された保安施設地区の森林、砂防

法(明治三十年法律第二十九号)第二條の規定により指定された土地の森林、国立公園法(昭和六年法律第三十六号)第一條の規定により指定された土地の森林その他法令により指定された土地の森林又は指定された土地の森林であつて、それらの法令によつてその立木竹の伐採を制限されている民有林をいう。以下同じ。の立木について、森林ごと又はその集団ごとの用材林新炭林別、広葉樹針葉樹別の主伐立木材積、間伐立木材積及び主間伐合計の伐採立木材積のそれぞれ

の許容限度

四 普通林(民有林であつて、制限林、第十七條第一項の規定により指定された特用林及び同條第二項の規定により指定された自家用林以外のものをいう。以下同じ。の立木(地域別及び樹種別に省令で定める適正伐期齢級以上の樹級に属する立木を除く。))について、その森林区における用材林新炭林別、広葉樹針葉樹別の主伐立木材積、間伐立木材積及び主間伐合計の伐採立木材積のそれぞれ

の許容限度

五 伐採方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項

六 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

七 保安施設に関する事項

八 その他森林施業の基本となるべき事項

5 都道府県知事は、森林区施業計画を決定したときは、遅滞なく、これを公表し、農林大臣に報告するとともに、制限林に係る前項第五号の事項をその森林所有者に書面により通知しなければならない。

6 第四條第二項の規定は、森林区施業計画を定める場合に準用する。

(森林区実施計画)

第八條 都道府県知事は、民有林について森林区別に、森林区施業計画に基き、毎年十月三十一日まで翌年の四月一日以降一年間の森林区実施計画案を定めて公表するとともに、これを記載した書面をその森林区に係る市町村の長に送付しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により送付を受けた書面を利害関係人の縦覧に供しなければならない。

3 森林所有者又は権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者その他森林区実施計画に利害関係を有する者は、第一項の森林区実施計画案の公表があつた日から三十日以内に、都道府県知事に對し、これについて書面により意見を述べることができる。

4 都道府県知事は、前項の意見を尊重し、十二月三十一日までに森林区実施計画を決定しなければならない。

5 森林区実施計画に定める事項は、左の通りとする。

- 一 森林所有者別に、人工植栽をすべき保安林以外の民有林の所在、地番及び面積
- 二 森林所有者別に、人工植栽を

すべき保安林の所在、地番、面積及び植栽樹種

三 制限林の立木について、森林ごと又はその集団ごとの用材林新炭林別、広葉樹針葉樹別の主伐立木材積、間伐立木材積及び主間伐合計の伐採立木材積のそれぞれ

の許容限度

四 普通林の立木(前條第四項第四号の適正伐期齢級以上の樹級に属する立木を除く。))について、その森林区における用材林新炭林別、広葉樹針葉樹別の主伐立木材積、間伐立木材積及び主間伐合計の伐採立木材積のそれぞれ

の許容限度

五 その他森林施業に關し必要な事項

6 都道府県知事は、森林区実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに前項第一号及び第二号の事項をそれぞれの森林所有者に書面により通知しなければならない。

7 第四條第二項の規定は、森林区実施計画を定める場合に準用する。

(異議の申立)

第九條 前條第四項の規定により実施された森林区決定計画に異議がある者は、その公表があつた日から二十日以内に、省令で定めるところにより、都道府県知事に對し異議の申立をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の申立があつたときは、その申立の日から三十日以内に、これについて決定をし、これをその申立人に通知しなければならない。

3 前項の場合において森林区実施計画の変更を相当とする旨の決定をしたときは、都道府県知事は、その決定に従い、遅滞なくその森林区実施計画を変更しなければならない。

(森林計画の変更)

第十條 農林大臣は、森林の現況、経済事情等に著しい変更があつたため森林基本計画の実施が困難であると認めるときは、その森林基本計画の一部を変更することができ、この場合には、第四條第四項及び第五項の規定を準用する。

2 前項の場合には、農林大臣は、その変更に係る部分を都道府県知事に指示するとともに、その概要を公表しなければならない。

3 農林大臣は、森林区実施計画又は森林区実施計画が森林基本計画に抵触すると認めるときは、都道府県知事に対し、その抵触する部分につき必要な変更を命ずることができる。

4 都道府県知事は、第二項の指示又は前項の命令があつたときは、これに基づき、その指示又は命令があつた日から三十日以内に、森林区実施計画又は森林区実施計画を変更しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により森林区実施計画を変更しようとする場合において必要があることを認めるときは、あらかじめ都道府県森林審議会の意見を聞くことができる。

第十一條 森林所有者は、その森林の現況に著しい変更が生じたため、又は造林に必要な資金若しくは苗木が不足するため、森林区実施計画で定められた第八條第五項第一号又は第二号の事項に従つて植栽をすることが困難であるときは、省令で定める手続に従い、都道府県知事に対し、その森林区実施計画の変更を申請することができ、

は苗木が不足するため、森林区実施計画で定められた第八條第五項第一号又は第二号の事項に従つて植栽をすることが困難であるときは、省令で定める手続に従い、都道府県知事に対し、その森林区実施計画の変更を申請することができ、

2 前項の申請があつた場合には、第九條第二項及び第三項の規定を準用する。

第十二條 都道府県知事は、第二十五條第一項の規定による保安林の指定又は第二十六條第一項若しくは第二項の規定によるその解除があり、その他森林の現況、経済事情等に著しい変更があつたため、森林区実施計画又は森林区実施計画の変更を必要と認めるときは、森林基本計画に抵触しない範囲内においてその森林区実施計画又は森林区実施計画を変更することができ、

2 前項の場合には、第十條第五項の規定を準用する。

第十三條 都道府県知事は、第十條第四項又は前項第一項の規定により森林区実施計画を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を公表し、農林大臣に報告するとともに、その変更が制限林についての第七條第四項第五号の事項に係る場合には、その変更された事項をその森林所有者に書面により通知しなければならない。

2 都道府県知事は、第九條第三項（第十一條第二項）において準用する場合を含む、第十條第四項又は前項第一項の規定により森林区

実施計画を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を公表するとともに、その変更が第八條第五項第一号又は第二号の事項に係る場合には、その変更された事項をそれぞれその森林所有者に書面により通知しなければならない。

3 前項の場合には、第九條の規定を準用する。

(植栽の義務)

第十四條 森林所有者は、森林区実施計画で定められた第八條第五項第一号又は第二号の事項に従つて植栽をしなければならない。

(伐採の届出)

第十五條 森林所有者その他権原に基き森林の立木の使用又は収益をする者は、普通林の立木で第七條第四項第四号の適正伐期齢級以上の齢級に属するもの（風倒木、枯損木その他省令で定める立木を除く）を伐採しようとするときは、伐採の日より六十日前までに、省令で定めるところにより、都道府県知事に届出書を提出しなければならない。但し、法令又は法令に基く処分により伐採する場合及び国又は都道府県が第四十一條の保安施設事業又は砂防法第一條の砂防工事を実施するため伐採する場合、この限りでない。

(伐採の許可)

第十六條 森林所有者その他権原に基き森林の立木の使用又は収益をする者は、左に掲げる事項について都道府県知事の許可を受けなければならない。制限林又は普通林の立木（風倒木、枯損木、前條の規定により伐採の届出をしなければならない

ない立木その他省令で定める立木を除く）を伐採してはならない。但し、除伐する場合及び前條但書に規定する場合は、この限りでない。

一 伐採する森林の所在、地番及び面積

二 主間伐別、用材林薪炭林別、広葉樹針葉樹別、伐採種別の伐採立木材積

2 前項の許可を受けようとする者は、省令で定めるところにより、第八條第六項の森林区実施計画の公表があつた日から三十日以内に都道府県知事に申請書を提出しなければならない。但し、第九條第三項、第十條第四項又は第十二條第一項の規定による森林区実施計画の変更により第八條第五項第三号の伐採立木材積の許容限度が増加した場合又は、その変更につき第十三條第二項の公表があつた日から三十日以内に更に申請書を提出することができる。

3 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、同項の期間満了後三十日以内に、許可するかどうかを決定し、これを書面により申請者に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の申請に係る制限林についての伐採が森林区実施計画に定められた伐採に関する施業の要件に反するとき、その許可をしてはならない。

5 都道府県知事は、普通林について第一項の許可をする場合において、申請に係る伐採種が森林区施業計画に照らし不適当であるとき

は、その伐採種を変更して許可することができる。

6 第二項の規定による申請に係る制限林又は普通林の用材林薪炭林別、広葉樹針葉樹別の主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積が森林区実施計画に定められたそれぞれの許容限度（第二項但書の場合には、その増加部分）をこえている場合には、左に掲げる基準に従い、あわせて申請者の経済事情、林産物の需給事情等を勘案し、その許容限度の範囲内において許可すべきものを定めなければならない。但し、特別の必要がある場合には、普通林について、森林区実施計画に抵触せず、且つ、森林区実施計画に定められたそれぞれの許容限度（第二項但書の場合には、その増加部分）の二割をこえない範囲内においてその許容限度をこえる数量の伐採を許可することができる。

一 間伐は、主伐に優先する。

二 皆伐以外の主伐は、皆伐に優先する。

三 伐採立木の樹齢の高いものは、樹齢の低いものに優先する。

四 伐採立木の樹齢がおおむね等しい場合には、その平均木の大きいものが優先する。

7 第一項の許可の有効期間は、その許可に係る森林区実施計画の期間とする。但し、第二項但書の規定による申請に基く許可の有効期間の始期は、その許可があつた日とする。

8 都道府県知事は、第一項の許可

を受けた右の申請により、六十日をこえない範囲内において、前項の有効期間を延長することができる。

9 第一項の許可に係る森林について、第三十三條第一項（第四十四條において準用する場合を含む。）の規定による保安林又は保安施設地区の指定の告示があつたときは、都道府県知事は、その許可を取り消し、又はその内容を変更することができる。

（特用林及び自家用林）

第十七條 都道府県知事は、省令で定める樹種を主とする森林（制限林を除く。）であつてその立木の果実の採取その他の省令で定める用途に主として供されるものを、その森林の森林所有者の申請に基づき、特用林として指定することができる。

2 都道府県知事は、制限林以外の森林であつて、その森林の森林所有者たる個人又はその配偶者若しくは二親等以内の親族の住所の所在する市町村又はその隣接市町村に所在し、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきものを、その森林所有者の申請に基づき、五反歩以内において省令で定める面積の範囲内で、自家用林として指定することができる。

3 特用林が制限林となつたときは、その指定は、その効力を失ふ。

4 左の各号の一に該当する場合には、自家用林の指定は、その効力を失ふ。

一 自家用林が制限林となつたとき。

二 自家用林の指定の申請者がその自家用林の森林所有者でなくなつたとき。

三 自家用林の指定の申請者並びにその配偶者及び二親等以内の親族がその自家用林の所在する市町村及びその隣接市町村のいづれにも住所を有しなくなつたとき。

（伐採の例外）

第十八條 森林所有者その他権原に基き森林の立木竹の使用又は収益をする者は、左の各号の一に該当する場合には、第十五條、第十六條第一項及び第三十一條（第四十四條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、森林の立木竹を伐採することができる。

一 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要があるため、その森林の所在地を管轄する市町村長の許可を受けたとき。

二 道路、鉄道、林道、電線又はこれらに準ずる設備に対する支障又は危険を除き、その他省令で定める目的を達する必要があるため、その森林の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けたとき。

2 市町村長は、前項第一号の許可をしたときは、その許可をした日から三十日以内に都道府県知事に報告しなければならない。

（異議の申立等）

第十九條 第十六條第三項の決定又は同條第九項の許可の取消若しくは

はその内容の変更と異議がある時は、処分の日から二十日以内に、省令で定めるところにより、都道府県知事に對し異議の申立をする

ことができる。この場合には、第九條第二項の規定を準用する。

（森林計画の遵守）

第二十條 森林所有者その他権原に基き森林の立木竹の使用又は収益をする者は、第十四條、第十五條、第十六條第一項及び第十八條第一項の規定による外、森林区画設計画及び森林区画設計画に從つて施業することを旨としなければならぬ。

（火入）

第二十一條 森林又は森林に接近している省令で定める範囲内にある原野、山岳、荒地その他の土地においては、省令で定めるところにより、その森林又は土地を管轄する市町村長の許可を受けてその指示するところに從つてでなければ火入をしてはならない。但し、国又は地方公共団体が火入をする場合は、この限りでない。

2 市町村長は、火入をする目的が左の各号の一に該当する場合でなければ前項の許可をしてはならない。

一 造林のための地こしらえ

二 開墾準備

三 害虫駆除

三 焼畑

五 前各号に準ずる事項であつて省令で定めるもの

3 市町村長は、国有林野法に規定する国有林野又はこれに接近する森林若しくは土地について第一項

の許可をするには、あらかじめその国有林野を管轄する営林局長の承認を受けなければならない。

（防火の設備等）

第二十二條 前條第二項の森林又は土地において火入をする者は、あらかじめ必要な防火の設備をし、且つ、火入しようとする森林又は土地に接近している省令で定める範囲内にある立木竹の所有者又は管理者にその旨を通知しなければならない。

（危害防止のための條例）

第二十三條 前三條に規定するものの外、都道府県は、條例をもつて森林における火災の予防その他の危害防止のため必要な定をする事ができる。

（適用除外）

第二十四條 前三條の規定を除き、この章の規定は、試験研究の目的に供している森林であつて農林大臣の指定するものその他省令で定める森林には適用しない。

第三章 保安施設

第一節 保安林

第二十五條 農林大臣は、左の各号に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林を保安林として指定することができる。

一 水源のかん養

二 土砂の流出の防備

三 土砂の崩壊の防備

四 飛砂の防備

五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備

六 なだれ又は落石の危険の防止

七 火災の防備

八 魚つき

九 航行の目標の保存

十 公衆の保健

十一 名所又は旧跡の風致の保存

2 農林大臣は、前項の指定をしようとするときは、中央森林審議会に諮問することができる。

（解除）

第二十六條 農林大臣は、保安林について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 農林大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

3 前二項の規定により解除をしようとする場合には、前條第二項の規定を準用する。

（指定又は解除の申請）

第二十七條 保安林の指定若しくは解除に利害關係を有する地方公共団体の長又はその指定若しくは解除に直接の利害關係を有する者は、省令で定める手続に従い、森林を保安林として指定すべき旨又は保安林の指定を解除すべき旨を書面により農林大臣に申請することができる。

2 都道府県知事以外の者が前項の規定により保安林の指定又は解除を申請する場合には、その森林の所在地を管轄する都道府県知事を經由しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の場合には、遅滞なくその申請書に意見書を附して農林大臣に進達しなければならない。但し、申請が第一項

の條件を具備しないか、又は次條の規定に違反していると認められるときは、その申請を差支えないで却下することができる。

第二十八條 農林大臣が前條第一項の申請に係る指定又は解除をしない旨の処分をしたときは、その申請をした者は、実地の状況に著しい変化が生じた場合でなければ、再び同一の理由で同項の申請をすることはならない。

(保安林予定森林又は解除予定保安林に関する通知等)

第二十九條 農林大臣は、保安林の指定又は解除をしようとするときは、あらかじめその旨及び保安林予定森林又は解除予定保安林の所在場所その他省令で定める事項をその森林の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。その通知した内容を変更しようとするときは同様とする。

第三十條 都道府県知事は、前條の通知を受けたときは、遅滞なく、省令で定めるところにより、その通知の内容を告示し、その森林の所在する市町村の事務所に掲示するとともに、その森林の森林所有者及びその森林に關し登記した権利を有する者にその内容を通知しなければならない。この場合において、保安林の指定又は解除が第二十七條第一項の規定による申請に係るものであるときは、その申請者にも通知しなければならない。

(保安林予定森林における制限)

第三十一條 都道府県知事は、前條の規定による告示があつた保安林

予定森林について、省令で定めるところにより、九十日をこえない期間において、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為を禁止することができる。

(意見書の提出)

第三十二條 第二十七條第一項に規定する者は、第三十條の告示があつた場合においてその告示の内容に異議があるときは、省令で定める手続に従い、都道府県知事を経由して農林大臣に意見書を提出することができる。この場合には、その告示の日から三十日以内に意見書を都道府県知事に差し出さなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、これについて公開による聴聞を行わなければならない。

3 農林大臣は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに聴聞の期日及び場所をその意見書を提出した者に通知するとともにこれを公示しなければならない。

4 農林大臣は、第三十條の告示の日から四十日を経過した後(第一項の意見書の提出があつたときは、これについて第二項の聴聞をした後)でなければ保安林の指定又は解除をすることができない。

(指定又は解除の通知)

第三十三條 農林大臣は、保安林の指定又は解除をする場合には、その旨及びその保安林の所在場所その他省令の定める事項を告示する

とともに関係都道府県知事に通知しなければならない。

2 保安林の指定又は解除は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

3 都道府県知事は、第一項の通知を受けたときは、その処分の内容をその処分に係る森林の森林所有者及びその処分が第二十七條第一項の申請に係るものであるときはその申請者に通知しなければならない。

(保安林における制限)

第三十四條 保安林の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立木竹を伐採し、家畜を放牧し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。

(損失の補償)

第三十五條 国は、保安林として指定された森林の森林所有者その他権原に基きその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者に対し、保安林の指定によりその者が通常受けるべき損失を補償しなければならない。

(受益者の負担)

第三十六條 国は、保安林の指定によつて利益を受ける地方公共団体その他の者に、その受ける利益の限定において、前條の規定により

補償すべき金額の全部又は一部を負担させることができる。

2 農林大臣は、前項の場合には、補償金額の全部又は一部を負担する者に対し、その負担すべき金額並びにその納付の期日及び場所を書面により通知しなければならない。

3 農林大臣は、前項の通知を受けた者が納付の期日を過ぎて同項の金額を完納しないときは、督促状により、期限を指定してこれを督促しなければならない。

4 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその負担すべき金額を納付しないときは、農林大臣は、国税滞納処分の例によつてこれを徴収することができる。

(担保権)

第三十七條 保安林の立木竹又は土地について先取特権、質権又は抵当権を有する者は、第三十五條の規定による補償金に対してもその権利を行うことができる。但し、その拂渡前に差押をしなければならない。

(造林又は復旧の命令)

第三十八條 都道府県知事は、保安林又は保安林予定森林につき第六條第一項の規定に違反した者に対し、期間及び樹種を定めて造林に必要な行為を命じ、又は第三十一條若しくは第三十四條の規定に違反した者に対し、期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(標識の設置)

第三十九條 農林大臣は、森林を保

安林として指定したときは、その保安林の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。この場合において、保安林の森林所有者は、その設置を拒み、又は妨げてはならない。

(権限の委任)

第四十條 この節に規定する農林大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

2 前項の規定により第二十五條又は第二十六條に規定する農林大臣の権限が委任された場合には、第二十五條第二項(第二十六條第三項において準用する場合を含む。)中「中央森林審議会」とあるのは、「都道府県森林審議会」と読み替へるものとする。

第二節 保安施設地区

(指定)

第四十一條 農林大臣は、第二十五條第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

2 農林大臣は、前項の事業(以下「保安施設事業」という。)を都道府県が行ふ必要があると認めて都道府県知事から申請があつた場合において、その申請が相当と認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その

他の土地を保安施設地区として指定することができる。

(指定の有効期間)

第四十二條 前條の保安施設地区の指定の有効期間は、七年以内において農林大臣が定める期間とする。但し、農林大臣は、必要があると認めるときは、三年を限りその有効期間を延長することができる。

(解除)

第四十三條 農林大臣は、国又は都道府県が保安施設事業を廃止したときは、遅滞なく保安施設地区の指定を解除しなければならない。

2 保安施設地区の指定後一年を経過した時に国又は都道府県がなお保安施設事業に着手していないときは、その時に、指定は、その効力を失う。

(保安林に関する規定の準用)

第四十四條 保安施設地区の指定については、第二十九條から第三十三條まで及び第三十九條の規定を、保安施設地区における制限については、第三十四條の規定を準用する。但し、保安施設地区の指定に係る森林が保安林である場合には第三十一條及び第三十四條の規定、災害を復旧するため緊急に保安施設事業を行う必要がある場合には第三十二條第四項の規定は、準用しない。

(受忍義務)

第四十五條 保安施設地区の土地の所有者その他その土地に権利を有する者(以下この節において「関係人」という。)は、国又は都道府県が、その保安施設地区におい

て、その指定の有効期間内に行う造林、森林土木事業その他の保安施設事業の実施行為及びその期間満了後十年以内に行う保安施設事業に係る施設の維持管理行為を拒んでならない。

2 国又は都道府県は、その行つた前項の行為により損失を受けた関係人に對し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(費用区分)

第四十六條 国は、その行う保安施設事業により利益を受ける都道府県にその事業に要した費用の三分の一以内を負担させることができる。

2 国は、都道府県が行う保安施設事業に對し、その要した費用の三分の二以内を補助することができる。

(保安林への転換)

第四十七條 保安施設地区であつて第四十二條の規定による指定の有効期間の満了の時に森林であるものは、既に保安林となつてゐるものを除き、その時に、第二十五條の規定により保安林として指定され、これについて第三十三條の規定による告示及び通知があつたものとみなす。

(適用除外)

第四十八條 国又は都道府県が保安施設地区において行つた第四十五條第一項の行為については、第四十四條において準用する第三十四條の規定(その保安施設地区の指定に係る森林が保安林である場合には第三十四條の規定)は、適用しない。

第四章 土地の使用

(立入調査等)

第四十九條 森林所有者その他権原に基き森林の立木竹の使用又は收益をする者は、森林施業に關する測量又は実地調査のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、土地の占有者及び立木竹の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を與えなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入り、又は立木竹を伐採する場合には、あらかじめその土地の占有者又は立木竹の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定により他人の土地に立ち入り、又は立木竹を伐採しようとする者は、同項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、その土地の占有者又は立木竹の所有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入り、又は立木竹を伐採した者は、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

6 森林所有者その他権原に基き森林の立木竹の使用又は收益をする者は、森林に重大な損害を與えるおそれのある害虫、獸類、菌類又はバイラスが森林に発生し、又は発生するおそれがある場合において、その駆除又は予防のため必要があ

るときは、都道府県知事の許可を受けて他人の土地に立ち入ることが出来る。この場合には、第二項から前項までの規定を準用する。

(使用権設定に関する認可)

第五十條 森林から木材、竹材若しくは薪炭を搬出し、又は林道、木材集積場その他森林施業に必要な設備をする者は、その搬出又は設備のため他人の土地を使用することが必要且つ適當であつて他の土地をもつて代へることが著しく困難であるときは、その土地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その土地の所有者(所有者以外に権原に基きその土地を使用する者がある場合には、その者及び所有者)に對し、これを使用する権利(以下「使用権」という。)の設定に關する協議を求めることが出来る。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつたときは、その土地の所有者及びその土地に關し所有権以外の権利を有する者(以下「関係人」という。)の意見を聞かなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨をその土地の所有者及び関係人に通知するとともにその土地の所在する市町村の事務所に掲示しなければならない。

4 第一項の認可を受けた者は、同項の搬出又は設備に關する測量又は実地調査のため必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することが出来る。

る。この場合には、前條第三項から第五項までの規定を準用する。

(裁定の申請)

第五十一條 前條第一項の規定による協議がととのわず、又は協議をすることができないときは、同項の認可を受けた者は、省令で定める手続に従い、その使用権の設定に關し都道府県知事の裁定を申請することができる。但し、同項の認可があつた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。

(意見書の提出)

第五十二條 都道府県知事は、前條の申請があつたときは、省令で定める手続に従い、その旨を公示するとともにその申請に係る土地の所有者及び関係人に通知し、二十日を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を與えなければならない。

2 都道府県知事は、前項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

(裁定)

第五十三條 使用権を設定すべき旨の裁定においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 使用権を設定すべき土地の所在、地番、地目及び面積

二 設定すべき使用権の内容及び存続期間

三 使用の時期

四 補償金の額並びにその支拂の時期及び方法

2 都道府県知事は、前項第一号及び第二号に掲げる事項については、申請の範圍内で、且つ、第五十條第一項の搬出又は設備のため

必要な限度で裁定をしなければならぬ。

3 都道府県知事は、第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、省令で定める手続に従い、その旨をその裁定の申請者及び前條第一項の通知を受けた者に通知するとともにこれを公示しなければならない。

(使用権の取得)

第五十四條 前條第一項の裁定があつたときは、その裁定において定められた使用の時期に、裁定を申請した者は、その土地の使用権を取得し、その土地に関するその他の権利は、その使用権の内容と抵触する限度においてその行使を制限される。

(収用の請求)

第五十五條 使用権が設定された場合において、その土地の使用が三年以上にわたるとき、又はその使用権の行使によつて土地の形質が変更されるときは、土地の所有者は、その土地につき使用権を有する者に對し、その土地の収用に関する協議を求めることができる。この場合において、土地の一部が収用されることによつて残地を従来用いていた目的に供することが著しく困難となるときは、その土地の所有者は、その全部の収用に關する協議を求めることができる。

2 前項の場合には、第五十一條本文及び第五十二條の規定を準用する。この場合において、第五十一條中「同項の認可を受けた者」とあるのは、「第五十五條第一項の協

議を求めた者」と読み替へるものとする。

3 前項において準用する第五十一條の裁定においては、その収用の可否を定め、収用すべき旨の裁定においては更に左に掲げる事項を定めなければならない。

一 収用すべき土地の所在、地番、地目及び面積

二 収用の時期

三 補償金の額並びにその支拂の時期及び方法

4 前項の裁定については、第五十三條第二項及び第三項の規定を準用する。

(収用の効果)

第五十六條 前條第三項の収用すべき旨の裁定があつたときは、その裁定において定められた収用の時期に、収用する者は、その土地の所有権を取得し、その他の権利は、消滅する。

(協議がととのつた場合)

第五十七條 第五十條第一項又は第五十五條第一項の規定による協議がととのつた場合において、その当事者が、省令で定めるところにより、それぞれその協議において定められた第五十三條第一項各号の事項又は第五十五條第三項各号の事項を都道府県知事に届け出たときは、その届け出たところに従い、使用権を設定すべき旨の裁定又は収用すべき旨の裁定があつたものとみなす。

(損失補償)

第五十八條 土地の使用又は収用によつてその土地の所有者及び関係人が受ける損失は、土地を使用

し、又は収用する者が補償しなければならない。

2 土地の一部を使用し、又は収用することによつて、残地の価格が減少し、その他残地に関して損失が生ずるときは、その損失を補償しなければならない。

3 土地の一部を使用し、又は収用することによつて、残地に通路、みぞ、かきその他の工作物の新築、改築、増築若しくは修繕又は盛土若しくは切土をする必要が生ずるときは、これに要する費用を補償しなければならない。

4 前二項に規定する補償の外、土地を使用し、又は収用することによつてその土地の所有者又は関係人が通常受ける損失は、補償しなければならない。

5 土地の所有者又は関係人が、第五十條第三項の規定による都道府県知事の通知があつた後に土地の形質を変更し、工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕をし、又は物件を附加増置したときは、これについての損失は、補償しなくともよい。但し、あらかじめ都道府県知事の承認を受けてこれらの行為をしたときは、この限りでない。

(使用の廃止による損失の補償)

第五十九條 第五十條第三項の規定による都道府県知事の通知があつた後にその土地を同條第一項の目的のため使用することを廃止した者は、これによつてその土地の所有者又は関係人が損失を受けたときは、これを補償しなければならない。

2 土地の所有者又は関係人は、前項の規定による損失の補償について土地の使用を廃止した者と協議がととのわず、又は協議することができないときは、都道府県知事に裁定の申請をすることができ、この場合には、第五十二條並びに第五十三條第一項第四号及び第三項の規定を準用する。

3 前項において準用する第五十三條第三項の公示があつたときは、裁定の定めるところにより当事者間に協議がととのつたものとみなす。

(訴訟)

第六十條 この章の規定による都道府県知事の裁定において定められた損失の補償に関する事項について不服がある者は、裁定の通知を受けた日から六十日以内に、訴を提起することができる。この場合においては、第五十條第一項の認可を受けた者、土地の所有者又は関係人を被告としなければならない。

(供託)

第六十一條 土地を使用し、又は収用する者は、左の各号の一に該当する場合には、補償金を供託することができる。

一 補償金を受ける者がその受領を拒んだとき。

二 土地を使用し、又は収用する者が過失がなく補償金を受ける者を確知することができないとき。

三 土地を使用し、又は収用する者が補償金拂渡の差押又は仮差押を受けたとき。

(協議又は裁定の失効)

第六十二條 土地を使用し、又は収用する者が補償金の支拂の時期までにその支拂(供託を含む)をしないときは、その協議又は裁定は、その時以後その効力を失ふ。但し、関係人が損害賠償の請求をするのを妨げない。

(原状回復の義務)

第六十三條 使用者は、土地の使用を終つたとき、又は前條の規定により協議若しくは裁定が失効したときは、土地を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、これを返還しなければならない。

(土地収用法の準用)

第六十四條 土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)第六十四條から第六十七條まで(危険負担の移転等)の規定は、この章の規定による使用又は収用に係る土地に準用する。この場合において、同法第六十六條第一項但書中「第五十條」とあるのは、「森林法(昭和二十六年法律第一号)第五十五條第一項後段」と読み替へるものとする。

(水の使用権の使用)

第六十五條 この章の土地の使用及び収用に関する規定は、水の使用に関する権利の上に使用権を設定する場合に準用する。

(水流における工作物の使用等)

第六十六條 森林から水流によつて木材若しくは竹材を搬出し、又は搬出する設備をする者は、その搬出又は搬出設備のため水流における他人の工作物を使用し、移動

し、改造し、又は除却することが必要且つ適當であつて他の方法をもつて代へることが著しく困難であるときは、その工作物の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その工作物の所有者（所有者以外に権原に基きその工作物を使用する者があるときは、その者及び所有者）に対し、その工作物の使用、移動、改造又は除却に関する協議を求めることができ、この場合には、土地の使用及び収用に関するこの章の規定を準用する。

（流送木材のための立入）

第六十七條 森林から水流によつて木材又は竹材を搬出する者は、水流に木材又は竹材を流すため必要があるときは、沿岸の土地に立ち入ることができ、この場合には、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

第五章 森林審議会

（設置及び所掌事務）

第六十八條 農林省に中央森林審議会を、都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 中央森林審議会又は都道府県森林審議会は、森林に関する重要事項について、それぞれ農林大臣又は都道府県知事の諮問に應じて答申する。

3 中央森林審議会及び都道府県森林審議会は、森林に関する重要事項について、関係行政庁に建議することができる。

（組織）

第六十九條 中央森林審議会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 学識経験を有する者 十七人
二 農林省その他の関係行政機関の職員 十人

3 委員は、内閣総理大臣の承認を得て農林大臣が任命する。

4 第二項第一号の委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任を妨げない。

5 委員は、非常勤とする。

第七十條 都道府県森林審議会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 学識経験を有する者 十人
二 都道府県その他の関係行政機関の職員 五人

3 委員は、都道府県知事が任命する。

4 第二項第一号の委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任を妨げない。

5 委員は、非常勤とする。

（会長）

第七十一條 中央森林審議会及び都道府県森林審議会の会長は、それぞれ第六十九條第二項第一号の委員又は前條第二項第一号の委員が互選した者をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の委員が互選した者がその職務を代行する。

（専門委員）

第七十二條 農林大臣は、専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは、中央森林審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、非常勤とする。（政令への委任）

第七十三條 この法律に定めるものの外、中央森林審議会及び都道府県森林審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

第六章 森林組合及び森林組合連合会

第一節 総則

（組合の目的）

第七十四條 森林組合及び森林組合連合会は、森林所有者の協同組織により森林施業の合理化と森林生産力の増進とを図り、あわせて森林所有者の経済的社会的地位の向上を期することを目的とする。

2 森林組合及び森林組合連合会は、その行う事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを旨とすべきであつて、營利を目的としてその事業を行つてはならない。

（組合の名称）

第七十五條 森林組合及び森林組合連合会（以下この節において「組合」と総称する）は、その名称中に「森林組合」又は「森林組合連合会」という文字を用いなければならない。

2 組合でないものは、その名称中に「森林組合」又は「森林組合連合会」という文字を用いてはならない。

（組合の人格及び住所）

第七十六條 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所所在地にあるものとする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第七十七條 森林組合の組合員は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適用については、同法第二十四條第一号の小規模の事業者とみなす。但し、法人（第七十九條第一項第二号の事業を行う組合を除く。）たる組合員であつて常時使用する従業員の数が百人（商業又はサービス業を主たる事業とするものについては二十人）をこえ、又はその経営する森林の面積が三千町歩をこえるものは、この限りでない。

（登記）

第七十八條 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければこれをもちて第三者に対抗することができない。

第二節 森林組合

第一款 事業

（事業の種類）

第七十九條 森林組合（以下「組合」という。）は、左の各号のいずれかに掲げる事業を行うものとする。

一 組合員のための森林経営案の作成その他の森林の経営に関する指導、組合員の委託を受けて行う森林の施業若しくは経営又は組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受及びこれらに附帯する事業

二 森林の経営（委託又は信託を受けて行うものを除く。）及びこれに附帯する事業

2 前項第一号に掲げる事業を行う組合（以下「施設組合」という。）は、同号に掲げる事業の外、左に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員の行う林業に必要な資金の貸付

二 組合員の行う林業に必要な物資の供給

三 組合員の生産する林産物の運搬、加工、保管又は販売

四 組合員の行う林業に必要な種苗の採取又は育成に関する施設

五 組合員の行う林業に必要な林道の設置その他共同利用に関する施設

六 防火線の設置、病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する施設

七 組合員の福利厚生に関する施設

八 林業に関する組合員の技術の向上及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

九 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十 前各号の事業に附帯する事業
3 組合員に出資をさせる組合でなければ、組合員の信託を受けて森林の経営を行い、又は第一項第二号に掲げる事業を行うことができない。
4 組合は、組合員以外の者が林道を利用することを拒んではならない。
5 組合は、前項の場合において利用料の納付その他の条件を附することを妨げない。但し、施設組合

は、第八十五條第一項の規定による分組金を負担させた者に対しては、組合員に附した條件をこえる條件を附してはならない。

6 第二項第一号に掲げる事業を行う組合は、定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることが出来る。

7 施設組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者に林道以外の施設を利用させることができる。但し、一事業年度において組合員以外の者が利用することが出来る事業の分量の額は、その事業年度において組合員が利用するその事業の分量の額をこえてはならない。

(倉荷証券の発行)

第八十條 前條第二項第三号に掲げる保管事業を行う施設組合は、主務大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2 前項の許可を受けた施設組合は、寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならぬ。

3 商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百二十七條第二項(預証券に関する規定の準用)及び第六百二十八條(倉荷証券による寄託物質入の場合の一部出庫)の規定は、第一項の倉荷証券に準用する。

4 倉庫業法(昭和十年法律第四十一号)第八條から第十條まで(行政官庁の監督)及び第十二條(職権委

任)の規定は、第一項の場合に準用する。

第八十一條 前條第一項の許可を受けた施設組合の作成する倉荷証券には、その施設組合の名称を冠する倉荷証券という文字を記載しなければならない。

2 施設組合でない者の作成する倉荷証券には、森林組合倉荷証券という文字を記載してはならない。

第八十二條 施設組合が倉荷証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六箇月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六箇月を限度として更新することが出来る。但し、更新の際の証券の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第八十三條 商法第六百十六條から第六百十九條まで(寄託者、証券所持人の倉庫業者に対する権利)等及び第六百二十四條から第六百二十六條まで(供託又は競売の権利等)の規定は、施設組合が倉荷証券を発行した場合に準用する。

(団体協約の効力)

第八十四條 第七十九條第二項第九号の団体協約は、書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

2 前項の団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

3 組合員の締結する契約であつてその内容が第一項の団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。

(分組金)

第八十五條 施設組合は、林道を開設し、拡張し、又は復旧したときは、都道府県知事の認可を受け、その事業の実施によつて特に利益を受ける者(その組合の組合員を除く)にその事業に要した費用の一部を負担させることができる。

2 施設組合は、前項の認可を受けようとするときは、申請書にその事業に関する事業計画書、経費明細書及び受益者別分組金額を記載した書面を添え、その林道の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ同項の受益者の意見を聞かなければならない。

第二款 組合員
(組合員たる資格)
第八十六條 施設組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 森林所有者
二 前号に掲げる者の外、組合の地区内において林業を行う者又はこれに従事する者でその組合の施設を利用することを相当とするもの

2 第七十九條第一項第二号に掲げる事業を行う組合(以下「生産組合」という)の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 組合の地区内に住所を有する個人
二 組合の地区内にある森林又は

その森林についての権利を組合に現物出資する個人

3 第二項第一号の規定の適用については、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなつた者は、その組合との関係においては、同号の森林所有者とみなす。

(生産組合の事業と組合員との関係)
第八十七條 生産組合の組合員の三分の二以上は、その組合の行う事業に常時従事する者でなければならない。

2 生産組合の行う事業に常時従事する者の三分の一以上は、その組合の組合員でなければならない。

(出資)
第八十八條 組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。

2 前項の規定により組合員に出資をさせる組合(以下「出資組合」という)の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

3 出資一口の金額は、均一でなければならない。

4 出資組合の組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 生産組合の総出資口数の過半数は、その組合の行う事業に常時従事する組合員によつて保有されなければならない。

6 組合員は、出資の拂込について、相殺をもつて出資組合に対抗することができない。

組合の承認を得なければ、その持分を譲渡することができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲渡人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

(議決権及び選挙権)
第九十條 組合員は、各々一個の議決権及び役員又は總代の選挙権を有する。但し、第八十六條第一項第二号の規定による組合員(以下「准組合員」という)は、議決権及び選挙権を有しない。

2 各組合員は、前項但書の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十四條第三号の適用については、平等の議決権を有するものとみなす。

3 組合員は、定款で定めるところにより、第九十三條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

4 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。

5 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(経費)
第九十一條 施設組合は、定款で定

めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支拂について、相殺をもつて施設組合に對抗することができない。

(過怠金)

第九十二條 組合は、定款で定めるところにより、組合員に対し過怠金を課することができ。

(専用契約)

第九十三條 施設組合は、定款で定めるところにより、一年をこえない期間を限り、組合員がその組合の施設の一部をもつて利用すべき旨の契約を組合員と締結することができる。

2 前項の契約の締結は、組合員の任意とし、施設組合は、その締結を拒んだことを理由としてその組合員がその組合の施設を利用することを拒んではならない。

(加入の自由)

第九十四條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(加入)

第九十五條 組合員に出資をさせない組合(以下「非出資組合」という)に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につきその組合の承諾を得た時(組合が加入金を徴収することを定めた場合には、その支拂を了した時)に組合員となる。

2 出資組合に加入しようとする者

は、定款で定めるところにより加入につきその組合の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の拂込を了した時(その組合が加入金を徴収することを定めた場合には、その支拂を了した時)又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時に組合員となる。

第九十六條 死亡した組合員の相続人であつて組合員たる資格を有するものが組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前條の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員となつたものとみなす。この場合には、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(脱退の自由)

第九十七條 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(法定脱退)

第九十八條 組合員は、左に掲げる事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失
二 死亡又は解散
三 除名

2 除名は、左に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができ。この場合において、組合は、その総会の日より七日前まで

に、その組合員に対しその旨を通知し、その者又は代理人が総会において弁明する機会を與えなければならぬ。

一 其期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員
二 出資の拂込、経費の支拂その他組合に対する義務を怠つた組合員
三 その他定款で定める事由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に對抗することができない。

(脱退者の持分の拂戻)

第九十九條 出資組合の組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終におけるその出資組合の財産によつて定める。

(時効)

第一百條 前條の規定による請求権は、脱退の時から二年間行われないときは、時効によつて消滅する。

(拂戻の停止)

第一百一條 出資組合は、脱退した組合員がその出資組合に対する債務を完済するまでは、その持分の拂戻を停止することができる。

(出資口数の減少)

第一百二條 出資組合の組合員は、定款で定めるところにより、総会の議決を経てその出資口数を減少することができる。

2 前項の場合には、第九十九條及び第一百條の規定を適用する。

第三款 管理

(定款に記載すべき事項)

第一百三條 組合の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならない。但し、非出資組合であつて第七十九條第二項第一号から第六号までに掲げる事業及び組合員の委託を受けて行ふ森林の施業又は経営に関する事業(以下「委託事業」という)のいずれをも行わないものの定款には第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を、その他の非出資組合の定款には第六号に掲げる事項を、生産組合の定款には第七号に掲げる事項を記載しなくともよい。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその拂戻の方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度

七 経費の分担に関する規定

八 剰余金の処分及び損失金の処理に関する規定

九 準備金の額及びその積立の方法

十 役員の数、職務の分担及び選挙に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

2 組合の定款には、前項に掲げる事項の外、組合の存立時期を定め

たときはその時期を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに對して與える出資口数を記載しなければならない。

3 農林大臣は、模範定款例を定めることができる。

(規約で定めうる事項)

第一百四條 左に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定
二 業務の執行及び会計に関する規定
三 役員に関する規定
四 組合員に関する規定
五 その他必要な事項

第一百五條 組合に役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、施設組合にあつては五人以上、生産組合にあつては三人以上とし、監事の定数は、施設組合にあつては二人以上、生産組合にあつては一人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。但し、設立当時の役員は、創立總會において選挙する。

4 役員は、無記名投票によつて行う。

5 投票は、組合員(准組合員を除く。以下この條において同じ)一人につき一票とする。

6 定款によつて定めた投票方法に

よる選挙の結果投票の多数を得た者を当選人とする。

7 組合の理事は、施設組合にあつてはその定数の少くとも五分の三、生産組合にあつてはその全員が、組合員たる個人又は組合員たる法人の業務を執行する役員でなければならぬ。但し、設立当時の理事は、施設組合にあつてはその定数の少くとも五分の三、生産組合にあつてはその全員が、組合員たる個人又は組合員たる法人の業務を執行する役員でなければならぬ。

（役員に任期）
第百六條 役員に任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員に任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会（合併による設立の場合は設立委員）において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

3 理事又は監事の全員が欠けたときは、第百十七條の改選の場合を除き、退任した理事又は監事は、後任者のうち少くとも一人が就任するまでなおその職務を行う。

（役員に兼任禁止）
第百七條 監事は、理事（仮理事を含む。以下同じ。）又は組合の使用人と兼ねてはならない。

（就業関係にある者の役員への就業禁止）
第百八條 組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業（その組合の組合員の営む林業及びその組合が直接又は間接にその構成員とな

つている連合会の行う事業を除く。）を営む者（その者が法人であるときは、これを代表する地位にある者）は、その組合の理事又は監事になることができない。

（理事の自己契約等の禁止）
第百九條 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

（総会の招集）
第百十條 理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を召集しなければならない。

第百十一條 理事は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、何時でも臨時総会を招集することができる。

2 組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第百十二條 理事の職務を行う者がいないとき、又は前條第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（総会招集の手続）
第百十三條 総会招集の通知は、その総会の日より十日前までに、その会議の目的たる事項を示し、定款で定められた方法に従つてしなければならない。

（組合員に対する通知又は催告）
第百十四條 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所）にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

（定款その他の書類の備付及び閲覧）
第百十五條 理事は、定款、規約及び総会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について左に掲げる事項を記載しなければならない。但し、非出資組合の組合員名簿には、第三号及び第四号に掲げる事項を記載しなくてよい。

一 氏名又は名称及び住所
二 加入の年月日
三 出資口数及び出資各口の取得の年月日
四 拂込済出資額及びその拂込の年月日
五 准組合員である者について、その旨

3 組合員及び組合の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

（決算関係書類の提出、備付及び閲覧）
第百十六條 理事は、通常総会の日の一週間前までに、非出資組合であつて第七十九條第二項第一号から第六号までに掲げる事業及び委託事業のいづれをも行わないものにあつては事業報告書及び財産目録を、その他の組合にあつては事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

（役員に改選の請求）
第百十七條 組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員に改選を請求することができる。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。但し、法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、これを総会の議に附さなければならない。この場合には、第百十一條第二項及び第百十二條の規定を適用する。

5 第三項の規定による書面の提出があつたときは、理事は、総会の日の七日前までにその請求に係る役員にその書面又はその字を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

6 第一項の規定による請求につき第四項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失ふ。

（役員に対する民法の適用）
第百十八條 理事については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條第一項（法人の損害賠償）、第五十二條第二項（理事の業務執行）及び第五十三條から第五十六條まで（理事の代表権等）の規定を、監事については、同法第五十九條（監事の職務）の規定を適用する。

（総会の議決事項）
第百十九條 左に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 規約の設定、変更又は廃止
三 毎事業年度の事業計画の設定又は変更
四 経費の賦課及び徴収の方法
五 貸付金の利率の最高限度
六 毎事業年度内における借入金

の最高限度
2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 前項の認可については、第百三十九條第二項、第百四十條及び第百四十一條の規定を適用する。

（総会の議事）
第百二十條 総会の議事は、この法

律又は定款若しくは規約に特別の定がある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。

4 総会の決議については特別の利害関係を有する者は、総会の議決に加わることができない。

5 前二項の規定によつて議決に加わることができない者の議決権の数は、第一項の出席者の議決権の数に算入しない。

(特別議決事項)

第二百一十一條 左に掲げる事項は、総組合員(准組合員を除く)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 解散又は合併

三 組合員の除名

(総会に対する民法及び商法の準用)

第二百二十二條 総会については、民法第六十四條(総会の決議事項)並びに商法第二百四十四條(総会の議事録)及び第二百四十七條から第二百五十三條まで(決議取消の訴等)の規定を準用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十二條」とあるのは「森林法第六十三條」と、商法第二百四十四條第七條第二項中「第三百四十三條」とあるのは「森林法第二百一十一條」と読み替へるものとする。

(総代会)

第二百二十三條 組合員(准組合員を除く。以下この條において同じ)の総数が百人をこえる施設組合は、定款で定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、組合員でなければならない。

3 総代会の定数は、組合員の総数の四分の一以上でなければならない。但し、組合員の総数が二百人をこえる施設組合にあつては、五十人以上であればよい。

4 総代会には、第五百五條第三項から第六項までの規定を準用する。

5 総代会には、総会に関する規定を準用する。但し、総代会においては、役員若しくは総代を選挙し、第四百六十六條第一項の設立委員を選任し、又は第二百二十二條の事項について議決することができない。

6 施設組合は、第一項の規定により総代会を設けた場合においても、第五百十條の規定に基く通常総会を招集しなければならない。

(出資一口の金額の減少)

第二百二十四條 出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第二百二十五條 債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。

3 出資組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十條(株式会社)の資本の減少の無効の訴)の規定を準用する。

(準備金及び繰越金)

第二百二十六條 組合(非出資組合であつて第七十九條第二項第一号から第六号までに掲げる事業及び委託事業のいずれをも行わないものを除く)は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資組合にあつては、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4 組合は、第七十九條第一項第一号に掲げる指導事業及び同條第二項第八号に掲げる事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

(剰余金の配当)

第二百二十七條 組合は、損失をてん補し、前條第一項の準備金及び同條第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 施設組合の剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の組合事業の利用分最又は拂込済出資額に応じてしなければならない。この場合において、拂込済出資額に応じてする配当の率は、年五分をこえてはならない。

3 生産組合の剰余金の配当は、定款で定めるところにより、年一割をこえない範囲内において拂込済出資額の割合に応じてし、なお剰余金があるときは、組合員が組合の事業に従事した程度に応じてしなければならない。

第二百二十八條 出資組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の拂込を終るまでは、組合員に配当する剰余金をその拂込に充てることのできる。

(財務基準)

第二百二十九條 前三條に定めるものの外、出資組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができようように、その財務を適正に処理するために従わなければならない自己資本の額、余裕金の運用及び資金の貸付に関する基準は、政令で定める。

(組合の持分取得の禁止)

第二百三十條 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(信託法の特例)

第二百三十一條 組合員の信託を受けて森林の経営を行う施設組合(以下「信託組合」という)に森林を信託した組合員は、受益者となり信託の利益の全部を享受する。

2 信託組合は、他の者と共同して組合員から信託の引受をすることはできない。

3 信託組合は、委託者たる組合員に資金を貸し付ける場合において必要があるときは、信託法(大正十一年法律第六十二号)第二十二條(受託者の権利取得の制限)の規定にかかわらず、その組合員の信託財産につき抵当権を取得することができる。

第二百三十二條 信託組合については、信託法第二十二條第一項但書(受託者の権利取得の特例)、第二十三條(管理方法の変更)、第四十六條(受託者の解任)、第四十七條(受託者の解任)及び第五十八條(信託の解除)に規定する裁判所の権限は、行政庁に属する。

第二百三十三條 信託組合への信託は、信託法第五十六條(信託の終了)に規定する事由の外、左に掲げる事由によつて終了する。

一 信託法第四十四條(受託者の資格喪失)又は第四十六條の規定による受託者としての任務の終了

二 信託法第四十七條の規定による解任

三 組合の解散(合併による解散を除く)。

第二百三十四條 信託組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の拂込を終るまでは、組合員に配当する剰余金をその拂込に充てることのできる。

(財務基準)

第二百二十九條 前三條に定めるものの外、出資組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができようように、その財務を適正に処理するために従わなければならない自己資本の額、余裕金の運用及び資金の貸付に関する基準は、政令で定める。

(組合の持分取得の禁止)

第二百三十條 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(信託法の特例)

第二百三十一條 組合員の信託を受けて森林の経営を行う施設組合(以下「信託組合」という)に森林を信託した組合員は、受益者となり信託の利益の全部を享受する。

2 信託組合は、他の者と共同して組合員から信託の引受をすることはできない。

3 信託組合は、委託者たる組合員に資金を貸し付ける場合において必要があるときは、信託法(大正十一年法律第六十二号)第二十二條(受託者の権利取得の制限)の規定にかかわらず、その組合員の信託財産につき抵当権を取得することができる。

第二百三十二條 信託組合については、信託法第二十二條第一項但書(受託者の権利取得の特例)、第二十三條(管理方法の変更)、第四十六條(受託者の解任)、第四十七條(受託者の解任)及び第五十八條(信託の解除)に規定する裁判所の権限は、行政庁に属する。

第二百三十三條 信託組合への信託は、信託法第五十六條(信託の終了)に規定する事由の外、左に掲げる事由によつて終了する。

一 信託法第四十四條(受託者の資格喪失)又は第四十六條の規定による受託者としての任務の終了

二 信託法第四十七條の規定による解任

三 組合の解散(合併による解散を除く)。

第二百三十四條 信託組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の拂込を終るまでは、組合員に配当する剰余金をその拂込に充てることのできる。

(財務基準)

第二百二十九條 前三條に定めるものの外、出資組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができようように、その財務を適正に処理するために従わなければならない自己資本の額、余裕金の運用及び資金の貸付に関する基準は、政令で定める。

(組合の持分取得の禁止)

第二百三十條 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(信託法の特例)

第二百三十一條 組合員の信託を受けて森林の経営を行う施設組合(以下「信託組合」という)に森林を信託した組合員は、受益者となり信託の利益の全部を享受する。

2 信託組合は、他の者と共同して組合員から信託の引受をすることはできない。

3 信託組合は、委託者たる組合員に資金を貸し付ける場合において必要があるときは、信託法(大正十一年法律第六十二号)第二十二條(受託者の権利取得の制限)の規定にかかわらず、その組合員の信託財産につき抵当権を取得することができる。

第二百三十二條 信託組合については、信託法第二十二條第一項但書(受託者の権利取得の特例)、第二十三條(管理方法の変更)、第四十六條(受託者の解任)、第四十七條(受託者の解任)及び第五十八條(信託の解除)に規定する裁判所の権限は、行政庁に属する。

第二百三十三條 信託組合への信託は、信託法第五十六條(信託の終了)に規定する事由の外、左に掲げる事由によつて終了する。

一 信託法第四十四條(受託者の資格喪失)又は第四十六條の規定による受託者としての任務の終了

二 信託法第四十七條の規定による解任

三 組合の解散(合併による解散を除く)。

第三百三十四條 信託組合への信託には、信託法第七條（受益者の利益享受、第二十六條（受託者の管理委任）、第四十一條から第四十三條まで（裁判所の監督、受託者の任務終了及び受託者の辞任の制限）、第四十五條（受託者の管理継続）、第四十八條（裁判所の管理人選任等の処分）、第四十九條（新受託者の選任）及び第六十六條から第七十三條まで（公益信託）の規定は、適用しない。

第四款 設立

（発起人）

第三百三十五條 組合を設立するには、施設組合にあつては十人以上、生産組合にあつては五人以上の森林所有者たる個人が発起人となることを必要とする。

（設立準備会）

第三百三十六條 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作成し、これを設立準備会の日時及び場所とともに公示して、設立準備会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

第三百三十七條 設立準備会においては、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定め、且つ、出席した者のうち組合員（准組合員を除く。）たる資格を有するもの（その者が法人である場合には、その業務を執行する役員）の中から定款の作成に当るべき者（以下「定款作成委員」という。）を選任しなければならない。

2 定款作成委員は、施設組合にあつては十人以上、生産組合にあつては五人以上でなければならない。

3 設立準備会の議事は、出席した者のうち施設組合にあつては第八十六條第一項第一号に掲げる者の、生産組合にあつては同條第二項各号に掲げる者の過半数の同意をもつて決する。

（創立総会）

第三百三十八條 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、これを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

3 定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができ、但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員（准組合員を除く。）たる資格を有する者であつてその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

6 創立総会については、第九十條、第二百二十四條第四項及び第五項並びに商法第二百四十四條（総会の議事録）及び第二百四十七條から第二百五十三條まで（決議取消の訴等）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは、「森林法第二百一十一條」と読み替へるものとする。

（設立の認可の申請）

第三百三十九條 発起人は、創立総会の終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を出し示さなければならない。

（設立の認可）

第四百十條 行政庁は、前條第一項の認可の申請があつたときは、設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分と違反する場合を除いては、設立の認可をしなければならない。

第四百十一條 第三百三十九條第一項の認可の申請があつたときは、行政庁は、申請書を受理した日から二箇月以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2 行政庁が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政庁に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

3 行政庁が第三百三十九條第二項の規定により報告書提出の要求を発したときは、その日からその報告書が行政庁に到達するまでの期間

は、これを第一項の期間に算入しない。

4 行政庁は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5 発起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決の確定の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

（理事への事務引渡）

第四百十二條 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

2 出資組合の理事は、前項の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく出資の第一回の拂込をさせなければならない。

3 現物出資者は、第一回の拂込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立の後これをすることを妨げない。

（成立の時期）

第四百十三條 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をするによつて成立する。

第五款 解散及び清算

（解散の理由）

第四百十四條 組合は、左に掲げる理由によつて解散する。

一 総会の決議

二 組合の合併

三 組合の破産

四 定款で定める存立時期の満了

五 第四百八十二條第一項の規定による解散の命令

2 解散の決議は、行政庁の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第三百三十九條第二項、第四百十條及び第四百十一條の規定を準用する。

4 第一項に掲げる事由による外、施設組合は、組合員（准組合員を除く。）が十人未満になつたことにより、生産組合は、組合員が五人未満になつたことにより解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（合併の手續）

第四百十五條 組合が合併しようとするときは、各組合の総会において合併を議決しなければならない。

2 合併をするには、行政庁の認可を受けなければならない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第三百三十九條第二項、第四百十條及び第四百十一條の規定を準用する。

4 出資組合の合併には、第二百二十四條及び第二百二十五條の規定を準用する。

第四百十六條 合併によつて組合を設立するには、各組合の総会において組合員（准組合員を除く。）たる個人又は組合員（准組合員を除く。）たる法人の業務を執行する役

員の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による設立委員の選任には、第二百一十一條の規定を準用する。

3 第一項の規定による役員のうち理事の選任には、第二百五條第七項本文の規定を準用する。

(合併の時期)

第四百四十七條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所所在地において、第六百六十五條の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第四百四十八條 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(その組合がその行う事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務及びその組合が信託組合である場合には、その組合の信託に關する権利義務を含む。)を承継する。

(清算人)

第四百四十九條 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第五百五十條 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録

及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第五百五十一條 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を処分することができない。

第五百五十二條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第五百五十三條 組合の解散及び清算には、民法第七十三條(清算法人)、第七十五條(裁判所による清算人の選任)、第七十六條(清算人の解任)及び第七十八條から第八十三條まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六條(検査人の選任)、第三十七條(二)準用規定、第三百三十五條(二十五)項及び第三項(意見の聴取等)、第三百三十六條(管轄裁判所)、第三百三十七條(清算人の選任又は解任の裁判)及び第三百三十八條(清算人不適格者)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは、「森林法第四十九條」と読み替へるものとする。

第三節 森林組合連合会

(事業の種類)

第五百五十四條 森林組合連合会(以下「連合会」という。)は、左に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一 連合会を直接又は間接に構成する者(以下この節において「所屬員」という。)のためにする森林の経営に關する指導

二 會員の行う事業に必要な資金の貸付

三 會員の行う事業に必要な物資の供給

四 所屬員の生産する林産物の運搬、加工、保管又は販売

五 所屬員の行う林業に必要な種苗の採取又は育成に關する施設

六 所屬員の行う林業に必要な林道の設置その他共同利用に關する施設

七 防火線の設置、病虫害の防除その他所屬員の森林の保護に關する施設

八 所屬員の福利厚生に關する施設

九 林業に關する所屬員の技術の向上及び組合事業に關する所屬員の知識の向上を図るための教育並びに所屬員に対する一般的情報の提供に關する施設

十 所屬員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十一 前各号に掲げる事業の外、會員の指導及び連絡に關する施設

十二 前各号に掲げる事業に附帯する事業

2 連合会は、所屬員以外の者が林道を利用することを拒んではならない。

3 連合会は、前項の場合において

利用料の納付その他の條件を附することを妨げない。但し、第五百五十九條第一項において準用する第八十五條第一項の規定による分担金を負担させた者に対しては、所屬員に附した條件をこえる條件を附してはならない。

4 第一項第二号に掲げる事業を行う連合会は、會員のために、手形の割引をし、定款で定める金融機關に対して會員の負担する債務を保証し、又はその金融機關の委任を受けてその債権を取り立てることができ。

5 連合会は、定款で定めるところにより、所屬員以外の者に林道以外の施設を利用させることができる。但し、一事業年度において所屬員以外の者が利用することができず事業の分限の額は、その事業年度において所屬員が利用するその事業の分限の額をこえてはならない。

(會員たる資格)

第五百五十五條 連合会の會員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合又は連合会

二 連合会の地区の全部又は一部を地区として、他の法律に基づいて設立された協同組合(その連合会を含む。)であつて、前号に掲げる者の事業と同種の事業を行うもの

(役員)

第五百五十六條 連合会の理事の定数の少くとも五分の三は、所屬員たる森林所有者(その者が法人である場合は、その業務を執行する役員。以下この條において同じ。)又は會員たる生産組合の理事でなければならない。但し、設立當時の理事の定数の少くとも五分の三は、設立の同意を申し出た施設組合若しくは連合会の組合員若しくは所屬員たる森林所有者又は設立の同意を申し出た生産組合の理事でなければならない。

(總會の議決事項)

第五百五十七條 左に掲げる事項は、總會の議決を経なければならない。

一 第一百九十九條第一項各号に掲げる事項

二 一會員のためにする手形の割引金額の最高限度

(発起人)

第五百五十八條 連合会を設立するには、二以上の組合又は連合会が発起人となることを必要とする。

(準用規定)

第五百五十九條 連合会の事業に關する事項については、第五百五十四條に規定するものの外、第八十條から第八十五條までの規定を準用する。この場合において、第八十條

る場合は、その業務を執行する役員。以下この條において同じ。)又は會員たる生産組合の理事でなければならない。但し、設立當時の理事の定数の少くとも五分の三は、設立の同意を申し出た施設組合若しくは連合会の組合員若しくは所屬員たる森林所有者又は設立の同意を申し出た生産組合の理事でなければならない。

第五百五十七條 左に掲げる事項は、總會の議決を経なければならない。

一 第一百九十九條第一項各号に掲げる事項

二 一會員のためにする手形の割引金額の最高限度

(発起人)

第五百五十八條 連合会を設立するには、二以上の組合又は連合会が発起人となることを必要とする。

(準用規定)

第五百五十九條 連合会の事業に關する事項については、第五百五十四條に規定するものの外、第八十條から第八十五條までの規定を準用する。この場合において、第八十條

一 連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合又は連合会

二 連合会の地区の全部又は一部を地区として、他の法律に基づいて設立された協同組合(その連合会を含む。)であつて、前号に掲げる者の事業と同種の事業を行うもの

(役員)

第五百五十六條 連合会の理事の定数の少くとも五分の三は、所屬員たる森林所有者(その者が法人である場合は、その業務を執行する役員。以下この條において同じ。)又は會員たる生産組合の理事でなければならない。但し、設立當時の理事の定数の少くとも五分の三は、設立の同意を申し出た施設組合若しくは連合会の組合員若しくは所屬員たる森林所有者又は設立の同意を申し出た生産組合の理事でなければならない。

(總會の議決事項)

第五百五十七條 左に掲げる事項は、總會の議決を経なければならない。

一 第一百九十九條第一項各号に掲げる事項

二 一會員のためにする手形の割引金額の最高限度

(発起人)

第五百五十八條 連合会を設立するには、二以上の組合又は連合会が発起人となることを必要とする。

(準用規定)

第五百五十九條 連合会の事業に關する事項については、第五百五十四條に規定するものの外、第八十條から第八十五條までの規定を準用する。この場合において、第八十條

る場合は、その業務を執行する役員。以下この條において同じ。)又は會員たる生産組合の理事でなければならない。但し、設立當時の理事の定数の少くとも五分の三は、設立の同意を申し出た施設組合若しくは連合会の組合員若しくは所屬員たる森林所有者又は設立の同意を申し出た生産組合の理事でなければならない。

の行ふ事業を除く。』と、第百十六條第一項及び第百二十六條第一項中「第七十九條第二項第一号から第六号までに掲げる事業及び委託事業」とあるのは「第百五十四條第一項第二号から第七号までに掲げる事業」と、第百二十六條第四

5 連合会の解散及び清算に関する事項については、第四百四十四條から第五百五十三條までの規定を準用する。この場合において、第四百四十四條第四項中「施設組合は、組合員（准組合員を除く。）が十人未満になつたことにより、生産組

...

第百六十三條 第百六十條第二項の事項中に変更を生じたときは、主

務所の所在地においては三週間以

内に清算人の氏名及び住所を登記しなければならぬ。

2 前項の規定により登記した事項の変更の登記については、第六百六十三條第一項の規定を適用する。

(清算終了の登記)

第六百六十七條 組合又は連合会の清算が終了したときは、清算終了の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第六百六十八條 組合又は連合会の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれをつかさどる。

2 登記所に、森林組合登記簿及び森林組合連合会登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第六百六十九條 組合又は連合会の設立の登記は、役員全員申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、定款及び役員たることを証する書面並びに出資組合及び出資連合会にあつては出資総口数及び出資の第一回の拂込のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

3 合併による組合又は連合会の設立の登記の申請書には、前項の書面の外、第四百五十五條第四項(第五百五十九條第五項)において準用する場合を含む)において準用する場合を含む)の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに對し弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

2 前項の登記の申請書には、前項の書面の外、第四百五十五條第四項(第五百五十九條第五項)において準用する場合を含む)の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに對し弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記の申請)

第七百七十二條 第六百六十四條の規定による組合又は連合会の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

3 組合又は連合会の解散を命ずる裁判が確定した場合には、非訟事件手続法第三百三十五條及び第九十三條第三項(裁判による会社の解散の登記)の規定を適用する。

第七百七十三條 第六百六十五條の規定による解散の登記は、合併によつて消滅する組合又は連合会の理事の申請によつてする。

2 前項の場合には、第六百六十九條第三項及び前條第二項の規定を適用する。

2 前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

2 前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3 出資一口の金額の減少又は出資組合若しくは出資連合会の合併による変更の登記の申請書には、前項の書面の外、第四百二十四條第二項(第四百四十五條第四項及び第五百五十九條第三項)において準用する場合並びに第五百五十九條第五項において準用する場合を含む)の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに對し弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

2 前項の登記の申請書には、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、清算人が第五百五十二條(第五百五十九條第五項)において準用する場合を含む)の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

2 前項の登記の申請書には、清算人が第五百五十二條(第五百五十九條第五項)において準用する場合を含む)の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

2 前項の登記の申請書には、清算人が第五百五十二條(第五百五十九條第五項)において準用する場合を含む)の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

2 前項の登記の申請書には、清算人が第五百五十二條(第五百五十九條第五項)において準用する場合を含む)の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

(登記の期間の計算)

第七百七十六條 登記すべき事項であつて行政庁の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を計算する。但し、第四百四十一條第二項及び第五項(第五百五十九條第四項)において準用する場合を含む)の場合には、認可に関する証明書の到達した時から登記の期間を計算する。

(登記事項の公告)

第七百七十七條 登記した事項は、登記所において、遅滞なくこれを公告しなければならない。

(非訟事件手続法の適用)

第七百七十八條 組合又は連合会の登記には、非訟事件手続法第四百二十二條から第四百五十一條ノ六まで及び第五百五十四條から第五百五十七條まで(商業登記の通則)の規定を適用する。

第五節 監督

(業務又は財産状況の報告の徴収)

第七百七十九條 行政庁は、組合若しくは連合会から、その組合若しくは連合会が法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守つておるかを知るために必要な報告を徴し、又は組合若しくは連合会に對し、その組合員若しくは役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する資料であつて組合若しくは連合会に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることが出来る。

(業務又は会計状況の検査)

第八百八十條 組合員又は役員が、組合員又は総会員の十分の一以上

の同意を得て、組合又は連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、行政庁は、その組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、組合又は連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があると認めるときは、何時でも、その組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査することができる。

(法令等の違反に對する措置)

第八百八十一條 行政庁は、第七百九十九條の規定による報告を徴した場合又は前條の規定による検査を行つた場合において、その組合又は連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があると認めるときは、必要の措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

(裁判所による解散命令)

第八百八十二條 組合若しくは連合会がこの法律の規定若しくは他の法律の特別の規定に基いて行つたことができず事業以外の事業を行つたとき若しくは前條の規定による命令に従わなかつたとき、又は生産組合につき第八十七條若しくは第八十八條第五項の規定の違反があつたときは、裁判所は、行政庁の申立により、その組合又は連合会の解散を命ずることが出来る。

2 前項の規定による事件は、その

の同意を得て、組合又は連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、行政庁は、その組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、組合又は連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があると認めるときは、何時でも、その組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査することができる。

(法令等の違反に對する措置)

第八百八十一條 行政庁は、第七百九十九條の規定による報告を徴した場合又は前條の規定による検査を行つた場合において、その組合又は連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があると認めるときは、必要の措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

(裁判所による解散命令)

第八百八十二條 組合若しくは連合会がこの法律の規定若しくは他の法律の特別の規定に基いて行つたことができず事業以外の事業を行つたとき若しくは前條の規定による命令に従わなかつたとき、又は生産組合につき第八十七條若しくは第八十八條第五項の規定の違反があつたときは、裁判所は、行政庁の申立により、その組合又は連合会の解散を命ずることが出来る。

2 前項の規定による事件は、その

の同意を得て、組合又は連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、行政庁は、その組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

の同意を得て、組合又は連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、行政庁は、その組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、組合又は連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があると認めるときは、何時でも、その組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査することができる。

(法令等の違反に對する措置)

第八百八十一條 行政庁は、第七百九十九條の規定による報告を徴した場合又は前條の規定による検査を行つた場合において、その組合又は連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があると認めるときは、必要の措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

(裁判所による解散命令)

第八百八十二條 組合若しくは連合会がこの法律の規定若しくは他の法律の特別の規定に基いて行つたことができず事業以外の事業を行つたとき若しくは前條の規定による命令に従わなかつたとき、又は生産組合につき第八十七條若しくは第八十八條第五項の規定の違反があつたときは、裁判所は、行政庁の申立により、その組合又は連合会の解散を命ずることが出来る。

2 前項の規定による事件は、その

の同意を得て、組合又は連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、行政庁は、その組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、組合又は連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があると認めるときは、何時でも、その組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査することができる。

(法令等の違反に對する措置)

第八百八十一條 行政庁は、第七百九十九條の規定による報告を徴した場合又は前條の規定による検査を行つた場合において、その組合又は連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があると認めるときは、必要の措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

(裁判所による解散命令)

第八百八十二條 組合若しくは連合会がこの法律の規定若しくは他の法律の特別の規定に基いて行つたことができず事業以外の事業を行つたとき若しくは前條の規定による命令に従わなかつたとき、又は生産組合につき第八十七條若しくは第八十八條第五項の規定の違反があつたときは、裁判所は、行政庁の申立により、その組合又は連合会の解散を命ずることが出来る。

組合又は連合会の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

3 第一項の場合における手続については、最高裁判所の定めるところによる。

(議決、選挙及び当選の取消)

第百八十三條 組合員(准組合員を除く。)

が総組合員(准組合員を除く。)

は総組合員(准組合員を除く。)

の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由とし、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一箇月以内はその議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

2 前項の規定は、創立総会の場合に準用する。

(専用契約の取消)

第百八十四條 行政庁は、第九十三條第一項(第百五十九條第二項において準用する場合を含む。)

の規定による契約の内容が公益に反すると認めるときは、その契約を取り消すことができる。

(所管行政庁)

第百八十五條 この章中「行政庁」とあるのは、第百四十八條(第百五十九條第五項において準用する場合を含む。)

の場合を除いては、都道府県の区域又はその区域をこえる区域を地区とする組合又は連合

会については農林大臣、その他の組合又は連合会については都道府県知事とする。

2 この章に規定する農林大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第七章 雑則

(共有林の分割請求の制限)

第百八十六條 森林の共有者は、民法第二百五十六條第一項(共有物の分割請求)の規定にかかわらず、その共有に係る森林の分割を請求することができない。但し、各共有者の持分の価額に従いその過半数をもつて分割の請求をすることを妨げない。

(林業技術普及員及び林業経営指導員)

第百八十七條 都道府県に林業技術普及員及び林業経営指導員を置き、その都道府県の吏員をもつて充てる。

2 都道府県知事は森林区ごとに、これを担当する林業経営指導員を定めなければならない。

3 林業技術普及員は、林業技術に関する試験研究の成果の普及に関する事務に、林業経営指導員は、森林区実施計画の作成及びその実施の監督に関する事務に従事する。

第百八十八條 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため必要があるときは、森林所有者又は権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者からその施業の状況に関する報告を徴することができる。

2 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため必要があるときは、他人の森林に立ち入つて、測量若しくは実地調査をさせ、標識を建設させ、又は測量、実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

3 前項の規定により他人の森林に立ち入つて測量、実地調査、標識建設又は立木竹の伐採をする当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときはこれを呈示しなければならない。

4 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 国又は都道府県は、第二項の規定による当該職員の処分によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(指示)

第百八十九條 農林大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による通知又は命令をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不明なときは、その通知又は命令に係る森林、土地又は工作物等の所在地の属する市町村の事務所の掲示場における通知又は命令の内容を掲示するとともに、その要旨及び指示した旨を官報又は都道府県の公報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報若しくは都道府県の公報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した

日に、その通知又は命令は、相手方に到達したものとみなす。

(特別区等に対する適用)

第百九十條 この法律中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五條第二項の市にあつては区に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合に適用する。

(訴訟)

第百九十一條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は認可の申請に対する許可、裁定その他の行政庁の処分(第四章の規定による都道府県知事の裁定のうち損失の補償に関する部分を除く。)

に不服がある者は、訴願を提起することができる。

2 農林大臣は、第四章の規定による都道府県知事の認可又は裁定に関する訴願の裁決をする場合には、あらかじめ土地調整委員会の意見を聞かなければならない。保安林又は保安施設地区の指定又は解除に関する訴願であつてその不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものの裁決をする場合もまた同様とする。

(都道府県の費用負担)

第百九十二條 左の各号に掲げる費用は、都道府県の負担とする。

一 森林区実施計画の作成及び実施に要する費用

二 森林区実施計画の作成及び実施に要する費用

三 都道府県森林審議会に要する費用

四 保安林に関し都道府県知事が行う事務に要する費用

(国庫の補助)

第百九十三條 国は、都道府県に対し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、造林及び森林区実施計画に定める林道の開設又は拡張につき、都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に對し都道府県が補助する費用の一部を補助する。

第百九十四條 国は、林業に関する試験研究をする者に對し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その試験研究に要する費用の一部を補助する。

第百九十五條 国は、都道府県に對し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、林業技術普及員及び林業経営指導員の設置のために必要な費用の二分の一以内を補助する。

第百九十六條 国は、都道府県に對し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第百九十二條の規定により都道府県が負担する費用の二分の一以内を補助する。

第八章 罰則

第百九十七條 森林においてその産物(人工を加えたものを含む。)を窃取した者は、森林窃盗とし、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百九十八條 森林窃盗が保安林の区域内において犯したものである

ときは、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二百九十九條 森林窃盗の贓物原料として木材、木炭その他の物品を製造した場合には、その物品は、森林窃盗の贓物とみなす。

第二百條 民法第九百六十六條（占有者の費用償還請求権）の規定は、森林窃盗の贓物の回復には適用しない。但し、善意の取得者についてはこの限りでない。

第二百一條 森林窃盗の贓物を收受した者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2 森林窃盗の贓物の運搬、寄蔵、故買又は牙保をした者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二百二條 他人の森林に放火した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 自己の森林に放火した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

3 前項の場合において、他人の森林に延焼したときは、六月以上十年以下の懲役に処する。

4 前二項の場合において、その森林が保安林であるときは、一年以上の有期懲役に処する。

第二百三條 火を失して他人の森林を焼燬した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 火を失して自己の森林を焼燬し、これによつて公共の危険を生じさせた者も前項と同様とする。

第二百四條 第九十七條、第九十八條及び第二百二條の未遂罪は、これを罰する。

第二百二條の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。この場合において、その火入をした森林が保安林であるときは、三万円以下の罰金に処する。

2 第二百一十一條第一項又は第二百二條の規定に違反し、これによつて他人の森林を焼燬した者は、三万円以下の罰金に処する。この場合において、その森林が保安林であるときは、五万円以下の罰金に処する。

第二百六條 第十六條第一項の規定に違反し、制限林の立木を伐採した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二百七條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第三十一條の規定による禁止命令に違反し、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者

二 第三十四條第一項の規定に違反し、立竹を伐採し、家畜を放牧し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者

第二百八條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十六條第一項の規定に違反し、普通林の立木を伐採した者

二 第三十九條（第四十四條において準用する場合を含む。）の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破壊した者

第二百九條 第十五條の規定に違反

し、届出書を提出しないで立木を伐採した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二百十條 組合又は連合会の役員が、どのような名義をもつてするものであつても、組合若しくは連合会の事業の範囲外において貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は授受取引のために組合若しくは連合会の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正條がある場合には、適用しない。

第二百一十一條 第八十條第四項（第五十九條第一項において準用する場合を含む。）以下この條において同じ。）において準用する倉庫業法第八條第一項若しくは本法第七十九條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第八十條第四項において準用する倉庫業法第八條第一項若しくは本法第七十九條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、千円以下の罰金に処する。

第二百一十二條 第九十七條若しくは第九十八條の罪（これらの未遂罪を含む。）又は第二百一十一條若しくは第二百十條第一項の罪を犯した者には、情状により懲役刑及び罰金刑を併科することができる。

第二百一十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、第二百五一條から第二百九條まで及び第二百一十一條の違反行為をしたときは、

行為者を罰する外、その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務又は財産に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

第二百一十四條 左の場合には、組合又は連合会の役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定又は他の法律の特別の規定に基いて組合又は連合会が行ふことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第七十九條第四項、第五項但書若しくは第七項但書又は第九十四條第二項、第三項但書若しくは第五項但書の規定に違反したとき。

三 第九十三條第二項（第五十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第九十四條（第五十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五 第七十七條（第五十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 第一百十條、第一百十一條第二項又は第一百十二條（以上の各規定を第五十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七 第一百十五條又は第一百十六條（以上の各規定を第五十九條第三項において準用する場合を含む。）

含む。）の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当の理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

八 第一百七十七條第五項（第五十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九 第二百一十四條若しくは第二百五十五條第二項（以上の各規定を第五十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一日の金額を減少し、又は第二百四十五條第四項（第五十九條第五項において準用する場合を含む。）において準用する第二百二十四條若しくは第二百二十五條第二項の規定に違反して出資組合の合併をしたとき。

十 第二百二十六條又は第二百二十七條（以上の各規定を第五十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十一 第三百十條（第五十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十二 第二百四十四條第五項（第五十九條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十三 第二百五十條又は第五百五十二條（以上の各規定を第五十九條第五項において準用する場合

を含む。の書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十四 第五百五十一條（第五百五十九條第五項において準用する場合を含む。の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

十五 第五百五十三條（第五百五十九條第五項において準用する場合を含む。以下この條において同じ。）において準用する民法第七十九條第一項（債権申出の公告と催告）又は同法第八十一條第一項（清算中の破産）に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十六 第五百五十三條において準用する民法第七十九條の規定に違反して同項の期間内に債権者に弁済したとき。

十七 第五百五十三條において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十八 この法律の規定による登記を怠つたとき。

第二百五十五條 第七十五條第二項又は第八十一條第二項（第五百五十九條第一項において準用する場合を含む。の規定に違反した者は、千円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

2 森林法（明治四十年法律第四十三号）は、廃止する。

森林法施行法案

森林法施行法

（旧法の施業案等）

第一條 森林法（明治四十年法律第四十三号）（以下「旧法」という。）第九條又は第六十九條ノ三の規定により編成された施業案及び同法第十條第一項の規定により都道府県知事がした指定であつて森林法（昭和二十六年法律第 号）（以下「新法」という。）の施行の際現に効力を有するものについては、新法附則第二項の規定にかかわらず、旧法第九條から第十一條ノ二まで、第十三條ノ三、第六十九條ノ三、第六十九條ノ四、第九十四條ノ二、第九十三條及び第九十四條ノ二の規定は、その施業案又はその指定に係る森林の所在する森林区について第三條第三項の規定により定められた森林区実施計画の期間が開始するまでは、なおその効力を有する。

2 旧法の規定による森林組合（以下「旧組合」という。）が解散し、又は第七條第一項の規定により新法の規定による森林組合（以下「新組合」という。）となつた場合において、前項の森林区実施計画の期間がまだ開始していないときは、旧法第六十九條ノ三の規定によりその旧組合が編成した施業案であつて新法の施行の際効力を有しているものは、その旧組合が解散し、又は新組合となつた時以後においては、各組合員ごとに旧法第九條の規定により編成された施業案とみなす。

（伐採についての経過規定）

第二條 新法の施行後六十日間、新法第十五條中「伐採の日」の六十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替へるものとする。

2 森林所有者その他権原に基き森林の立木の使用又は収益をする者は、その森林の所在する森林区について第三條第三項の規定により定められた森林区実施計画の期間の開始前に、新法第十六條第一項の規定により伐採の許可を必要とする立木を伐採しようとするときは、省令で定める手続に従い、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定により伐採の届出をした立木をその届出に従つて伐採する場合に、新法第十六條第一項の規定は、適用しない。

4 第二項の規定に違反し、届出をしないで同項の立木を伐採した者は、五千円以下の罰金に処する。（森林計画の特例）

第三條 新法の施行後、新法第四條第三項の規定により各基本計画画について最初に定める森林基本計画の期間は、同項の規定にかかわらず、農林大臣が各森林基本計画ごとに定める日から昭和二十七年三月三十一日までとする。

2 前項の森林基本計画には、伐採方法その他森林の立木の伐採に関する事項以外の事項は、定めることを要しない。

3 都道府県知事は、新法第四條第六項の規定により第一項の森林基本計画を指示されたときは、新法第七條の規定による森林区施業計画を定めることなく、その基本計画画区内の民有林について新法第八條の規定により森林区実施計画を定めなければならない。この場合において、同條第一項中「森林区施業計画に基き、毎年十月三十一日までに翌年の四月一日以降一年間の」とあるのは、「指示された森林基本計画に基き、その指示の日から三十日以内にその森林基本計画の期間を期間とする」と、同條第三項中「三十日以内」とあるのは「十五日以内」と、同條第四項中「十二月三十一日」とあるのは「昭和二十六年十月三十一日」と読み替へるものとする。

4 前項の森林区実施計画には、新法第八條第五項第三号及び第四号に掲げる事項その他森林の立木の伐採に關し必要な事項以外の事項は、定めることを要しない。

第四條 昭和二十七年四月一日を始期とする森林基本計画について、新法第四條第一項の規定中「五年」とあるのは「昭和二十七年四月一日以降一年から五年までの期間において農林大臣が基本計画画ごとに定める期間」と読み替へるものとする。

2 前項の森林基本計画に基いて定める森林区施業計画については、新法第七條第一項中「翌年四月一日以降五年間の」とあるのは「その森林基本計画の期間を期間とする」と読み替へるものとする。

（旧法による保安林に関する制限等の効力）
第五條 旧法第二十七條（旧法第三

十六條において準用する場合を含む。の規定による保安林についての使用収益の制限若しくは禁止又は施業若しくは保護の方法の指定であつて、新法の施行の際現に効力を有するものは、新法附則第二項の規定にかかわらず、昭和二十七年三月三十一日までは、なおその効力を有する。

2 前項の制限若しくは禁止又は指定に關しては、旧法第二十八條から第三十條まで、第三十三條、第三十四條（これらの規定を旧法第三十六條において準用する場合を含む。及び第九十八條の規定は、新法附則第二項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。）（旧組合及び旧連合会）

第六條 旧組合及び旧法の規定による森林組合連合会（以下「旧連合会」という。）であつて新法の施行の際現に存するものについては、新法附則第二項の規定にかかわらず、旧法第五章の規定は、なおその効力を有する。

2 旧組合及び旧連合会には、新法第七十五條第二項の規定は、適用しない。

3 旧組合又は旧連合会であつて新法の施行の日から旧組合にあつては八箇月を、旧連合会にあつては九箇月を経過した時に現に存するもの（清算中のものを除く。）は、それぞれその時に解散する。（新組合又は新連合会への組織変更）

第七條 旧組合又は旧連合会は、前條第三項の期間内に定款を変更して、旧組合にあつては新組合と、

旧連合会にあつては新法の規定による森林組合連合会(以下「新連合会」という。)となることができ

2 前項の旧組合の定款の変更は、森林組合令(昭和十五年勅令第五百五十九号)の規定にかかわらず、総組合員の三分の二以上、且つ、総組合員のうち組織変更後の新組合の組合員(准組合員を除く。)となる資格を有するものの半数以上が出席した総会において、総議決権数の三分の二以上で出席した組合員の二分の一以上、且つ、出席した組合員のうち組織変更後の新組合の組合員(准組合員を除く。)となる資格を有するものの三分の二以上の多数による議決を必要とする。

(組織変更の場合の制限)

第八條 旧組合又は旧連合会が組織変更により新組合又は新連合会となる場合には、地区を変更し、又は出資一口の金額を減少することができない。

2 旧組合又は旧連合会であつて組合員又は会員に出資をさせているものは、組織変更により非出資の新組合又は新連合会となることができない。

(組織変更の認可)

第九條 旧組合又は旧連合会が第七條の規定により定款変更の議決をしたときは、遅滞なく、新定款を旧組合にあつては都道府県知事に、旧連合会にあつては農林大臣に提出して組織変更の認可を申請しなければならない。

2 前項の認可の申請については、

新法第四百十條及び第四百十一條の規定を準用する。

(組織変更の登記)

第十條 旧組合又は旧連合会は、組織変更の認可があつた日から二週間以内、主たる事務所の所在地において組織変更の登記をしなければならない。

2 前項の登記には、新法第六百十條第二項の事項を掲げなければならない。

3 旧組合又は旧連合会は、第一項の登記をすることによつて新組合又は新連合会となる。

4 第一項の登記については、新法第六百十條第三項、第六百六十九條第一項及び第二項並びに第七十條の規定を準用する。

5 第一項の登記の申請には、その旧組合又は旧連合会の主たる事務所の所在地で登記する場合を除いて、その旧組合又は旧連合会の登記簿の謄本を添附しなければならない。

6 旧組合又は旧連合会の主たる事務所の所在地で第一項の登記をしたときは、登記官吏は、職務で、その旧組合又は旧連合会の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

7 旧組合又は旧連合会の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官吏は、その旧組合又は旧連合会の主たる事務所の所在地の登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

8 前項の通知があつた場合には、第六項の規定を準用する。

9 第六項(前項において準用する場合を含む。)の手續をしたときは、登記官吏は、その旧組合又は旧連合会の従たる事務所の所在地の登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

10 前項の通知があつた場合には、第六項の規定を準用する。

(脱退)

第十一條 旧組合が第七條第一項の規定により新組合となつた場合には、その旧組合の組合員のうち新組合の組合員たる資格を有しないものは、旧組合が新組合となつた時にその旧組合を脱退したものとみなす。

2 前項の場合において、新組合の組合員となつた者が、新組合の組合員となつた日から二週間以内にその新組合に対し脱退する旨を通知したときは、新法第九十七條第一項の規定にかかわらず、その組合員は、その通知をした時にその新組合を脱退する。

(新組合と旧連合会との関係)

第十二條 旧連合会の会員たる旧組合が第七條第一項の規定により新組合となつた時に、その旧連合会が新連合会への組織変更をしていないときは、旧法第七十四條第二項の規定にかかわらず、その新組合は、引き続きその旧連合会の会員たる地位を失わない。

2 前項の新組合は、新組合となつ

た日から二週間以内に同項の旧連合会に対し脱退する旨を通知したときは、森林組合令第六十九條の規定にかかわらず、その時にその旧連合会を脱退する。

(旧組合と新連合会との関係)

第十三條 旧連合会が第七條第一項の規定により新連合会となつた時に、その旧連合会の会員たる旧組合が新組合への組織変更をしていないときは、新法第五十五條第二号の規定にかかわらず、その旧組合は、その時にその新連合会の准組合員となる。

2 前項の規定により新連合会の准組合員となつた旧組合は、旧連合会が新連合会となつた日から二週間以内にその新連合会に対し脱退する旨を通知したときは、新法第五十九條第二項において準用する第九十七條第一項の規定にかかわらず、その時にその新連合会を脱退する。

(組織変更後の組合員又は会員の責任)

第十四條 旧組合又は旧連合会が第七條第一項の規定により新組合又は新連合会となる際旧組合の組合員又は旧連合会の会員の持分の上に存した債権は、その組合員又は会員が新組合の組合員又は新連合会の会員となつたときは、その者の有すべき新法第九十九條第一項(新法第五十九條第二項において準用する場合を含む。)の規定による拂戻請求権、新法第二百二十七條(新法第五十九條第三項において準用する場合を含む。)の配当

請求権及び新組合又は新連合会が解散した場合における財産分配請求権の上に存するものとする。

2 旧組合が第七條第一項の規定により新組合となつた場合において、その旧組合が追補責任の組合であつたときは、その旧組合の組合員であつて新組合の組合員となつたものは、組織変更前に生じた旧組合の債務については、新法第八十八條第四項の規定にかかわらず、旧法第七十條ノ三第一項の規定による責任を免がれることができる。

3 前項の責任は、旧組合が新組合となつた日から二年以内に請求又は請求の予告がなかつた債権については、その期間を経過した時に消滅する。

(事業範囲の特例)

第十五條 旧組合又は旧連合会が第七條第一項の規定により新組合又は新連合会となつた際、従前旧組合又は旧連合会として行つていた事業の範囲を縮小したときは、その縮小した事業の残務を処理するために必要な行為は、新法の規定にかかわらず、行うことができる。

(印紙税法の一部改正)

第十六條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号中「若ハ漁業協同組合」を、漁業協同組合若ハ森林組合に改める。

(登録税法の一部改正)

第十七條 登録税法(明治二十九年

法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「林業会、」を「森林組合、森林組合連合会に、」
「林業会法、」を「森林法、」に改める。

(事業者団体法の一部改正)

第十八条 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「中
小企業等協同組合法(昭和二十四
年法律第八十一号)」の次に「リ
森林法(昭和二十六年法律第
号)」を加え、同項第二号中「ロ
森林法(明治四十年法律第四十三
号)」を「ロ 旧森林法(明治四十年
法律第四十三号)」に改める。

(中小企業信用保険法の一部改正)
第十九條 中小企業信用保険法(昭
和二十五年法律第二百六十四号)
の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「又は水産業協
同組合」と、水産業協同組合、森
林組合又は森林組合連合会」に改
める。

(造林臨時措置法の一部改正)
第二十條 造林臨時措置法(昭和二
十五年法律第五十号)の一部を
次のように改正する。

第七條第四項中「森林法(明治
四十年法律第四十三号)第九條又
は第六十九條ノ三の規定による施
業案(以下單に「施業案」という。)
を「森林法(昭和二十六年法律第
号)第八條の規定による森林区
実施計画に、」当該施業案を当
該森林区実施計画」に改める。

第二十二條(見出しを含む)中

「施業案」を「森林区実施計画」に改
める。

(農林省設置法の一部改正)

第二十一條 農林省設置法(昭和二
十四年法律第五十三号)の一部
を次のように改正する。

第四條第五十号を次のように改
める。

五十 森林法(昭和二十六年法

第六十五條第一項の表中「地方森林会

「中央森林審議会」森林に関する重要事項を調査審議すること。」に改め、同
條第二項中「地方森林会」を「中央森林審議会」に改める。

(土地調整委員会設置法の一部改
正)
第二十二條 土地調整委員会設置法
(昭和二十五年法律第二百九十二
号)の一部を次のように改正す
る。

第四十五條中「森林法(明治四
十年法律第四十三号)」を「森林法
(昭和二十六年法律第 号)」に改
める。

二の二 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金 年四分五厘

第三條第二項に次の但書を加え
る。

但し、森林の立木伐採制限に伴
い必要な資金を貸し付ける場合の
貸金の限度は、貸付に係る森林の
立木で都道府県知事が定める利用
伐期齢級以上の齢級に属するもの

のうちに、適正伐期齢級に達しない
ものの評価額とする。

律第 号)に基く森林基本計
画を定めて都道府県知事は指
示すること。

第四條第五十二号を次のように
改める。

五十二 削除

第四條第五十六号中「編入」を
「指定」に改める。

森林法(明治四十年法律第
四十三号)の規定によりそ
の権限に属させた事項を調
査審議すること。

(農林漁業資金融通法の一部改正)
第二十三條 農林漁業資金融通法
(昭和二十六年法律第五号)の一
部を次のように改正する。

第二條中第二号の次に次の一号
を加える。

二の二 森林の立木の伐採制限
に伴い必要な資金

第三條第一項の表中造林に必要
な資金の部の次に次のように加え
る。

のうちに、適正伐期齢級に達しない
ものの評価額とする。

第三條第三項中「貸付金の償還
は、割賦償還の下に(前條第二
号の二の規定による貸付金につい
ては定期一時償還)」を加える。

(旧法に基く処分等の経過規定)
第二十四條 新法の施行前に既に生
じた旧法第二十八條(旧法第三十
六條において準用する場合を含む。
に規定する損害の補償及び新
法の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、旧法は、新
法附則第二項の規定にかかわらず、
なおその効力を有する。

2 旧法の規定(第五章の規定を除
く)又はこれに基く命令の規定に
よつてした処分、議決、申請、請
求、手続その他の行為は、新法又
はこれに基く命令にこれに相当す
る規定がある場合には、これらの
規定によつてしたものみなす。

附則
この法律は、新法の施行の日から
施行する。

○野原委員 たいだ議題となりまし
た森林法案及び森林法施行法案の提案
理由を御説明いたします。

わが国の森林は、敗戦による領土喪
失の結果、戦前に比へまして面積で約
六割、蓄積で約七割弱に減少したた
のでありますが、これに對しまして木
材その他の林産物の需要は、戦後の復
旧資材、建築用材、パルプ用材等ま
す増大しておりまして、戦時中からの
過伐の傾向はますます強くなり、成長
量の数倍のものが伐採せられ、森林の
蓄積はとみに減耗しつつある状態であ
ります。一方伐採後の造林は、戦後に
おきますインフレーション等の悪影
響によりまして思うように進捗しない
で、年々の造林面積は伐採面積に追
いつかず、戦時中及び戦後の伐採跡地が
造林未済のまま相当面積放置せられて

いる次第であります。

このような激伐並びに植伐の不均衡
によります森林荒廢の結果、近年数
次におたる風水害により甚大なる被害
をこうむつておるのであります。こ
のまま放置しておきますれば、木材そ
の他の林産物の給源が枯渇して、国民
経済の維持発展に大い支障を来すと
ともに、治山治水その他国土の保全を
阻害し、ために国民生活の基礎を危く
する誘因となつて、まことに憂慮すべ
き事態の到来が予想せられるのであり
ます。ここににおきまして森林施業を改
善し、合理的伐採を実施し、特に幼壯
齡林の保護に努めまるとともに、造林
の促進、奥地林分の開発等の措置を講
じ、もつて森林の保続培養と森林生産
力の發展をはかることが緊要と存する
のであります。

終戦後政府におきまして、造林五
箇年計画の実施、治山事業の強化、林
業金融の円滑化等の諸対策を講じ、さ
らにはさきに臨時立法としましての造
林臨時措置法の実施による造林の励行
をはかつており、これらの対策は徐々
にその効果をあげつつありますが、こ
の際さらにその完全な実効を期すると
ともに、今後における森林施業の基礎
を固めるために、このたびわが国森林
の基本法であります森林法を再検討い
たしまして、現行森林法を廃止し、新
たに本法を制定いたしたいと存する次
第であります。

この法案におきましては、現行法と
比べて二つの点について根本的改正を
考へておるのであります。その一つ
は、営林のため従来の施業案の制度を
改めまして、国の責任のもとに、行政
庁において森林計画を編成実施し、森

林施業の基準を示しますとともに、その責任の所在を明らかにいたしましたことでもあります。

もう一つの点としましては、現行法のもとでは施業案と不可分の関係にあります。森林組合の制度を改め、強制加入の制度から協同主義の組合に改組し、その民主化をはかったことであります。この二つによりまして森林施業が的確に行われるための基礎条件を確立したというのであります。その他の点におきましては、おおむね現行法とはほぼ同様であります。法律の運用上森林及び森林所有者の定義を明らかにいたしましたことを初めとして、補足的改正を加えますとともに、その体裁におきまして最近の立法例にならって全面的に修正をいたしました次第であります。

次に森林法施行法について御説明申し上げます。先ほど御説明申し上げましたように、森林法の全面的改正を行いますので、現行森林法は廃止することになります。これに伴いまして、新法施行の際におきます経過的諸規定を設けること並びに関係法律中に所要の改正を加えるため、この法律を制定いたしたいと存するのであります。

この法案におきましては、新法が円滑に実施せられますように特に二つの点に重点を置いたのであります。その一つは、現在の森林組合は定款変更の手続によりまして、新しい組合に移行できることを規定しております。もう一つは、森林計画の実施によりまして、幼齡林の伐採の制限を受けた森林所有者に対して、長期で低利の資金を融通する措置を講ずることとしたこととあります。先般成立いたしました

した農林漁業資金融通法を一部改正し、農林漁業資金融通特別会計からこの資金を融通しまして、幼齡林を適正な伐期まで維持することができるようになり、それによりまして可及的に森林施業の合理化を期したいと存する次第であります。何とぞ御法案を御審議の上、すみやかに可決せられますようお願いいたします。

なお引続きまして、森林法及び施行法案に対しての、あらましの点を申し上げまして、御参考供にしたいと思います。

まず森林法の改正であります。その中で、第一章ではこの法律の目的を明確にしております。森林計画、保安林等の森林についての基本事項を定め、また森林所有者の団体制度としての協同組織の制度を確立し、森林の保護、培養と森林生産力の増進をはかり、もつて国土の保全と国民経済の発展とを期することにあることを明らかにしたのであります。第二章は定義規定であります。森林、森林所有者、国有林、民有林、それらの定義をいたしまして、その範囲を明らかにしたのであります。すなわち森林につきましては、従来現行森林法におきましては、その定義規定を欠いておりました。その解釈もまち／＼であつたのであります。改正森林法におきましては、これを次のように改めました。木竹が集積して生育しておる土地と、その土地の上にある立木竹を総称して森林というのであります。それから現在木竹が生育してはなくても、木竹の集積的な生育に供されることが明らかである土地も、また森林の範疇に入れたのであります。但しこれらの土地及び

立木竹であつても、その土地が農地として、または住宅地として、あるいは住宅地に準ずる土地として使われているものは、その上にある立木竹をも含めて森林の範疇外であることを明らかにいたしました。なお住宅地に準ずる土地としましては、工場敷地、公共建築物の敷地、宗教法人法第三条に定める神社、寺院等の境内地のうち、その第二号、第三号に掲げる土地等がこれに含まれております。庭園ももちろん森林ではありません。従つて後楽園、六義園、偕楽園等の普庭園であつた現在の公園であるとか、あるいは上野公園、日比谷公園等の小公園は、住宅地に準ずる土地として取扱つております。森林所有者は権原に基き、森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができるといふことにしたのであります。所有権のみならず地上権、賃借権、その他土地についての使用、収益の権利に基き森林たる土地の上に木竹を所有し、あるいはその木竹について育成することができるといふ者を森林所有者としておるのであります。森林たる土地の所有者の範囲とは必ずしも一致していません。

森林法等に関する概説は、時間の都合を見て、おい／＼と御説明申し上げます。たいと思ひますが、ちょうど幸ひ農林大臣及び安定本部長官も見えておりますので、概説の御説明は、あとから申し上げます。

○千賀委員長 ただいま農林大臣及び安定本大臣がお見えになつておりますので、野原君提出の案の審議はしばらく保留いたしまして、肥料に関する件について調査を進めたいと思ひます。

昨日の肥料対策小委員会において、関係当局に対し種々御質疑があつたのであります。本日は大臣の出席を求めまして、肥料に関する現下の重要問題について、政府の所信を伺いたいと思ひます。小笠原委員。

○小笠原委員 ただいま両大臣の御出席であります。願わくは通譯大臣も御出席をお願いしたのであります。何かの都合でお二人しかおそろひにならませんが、まず第一に伺いたいことは、先般新聞に発表せられたところによると、ある一定の数量を輸出することと、ある一定の数量を輸出することとはやむを得ぬ、これをきめよう、しかしながら国内の需要に対しては傾上をしないというところに方針をきめた、こう発表された。しかしながらそれは、皆さんのもつともな御協議には相違ないけれども、われ／＼の心配するところは、大臣がお三人おそろひの発表であるけれども、その裏面において、どうして業者が値上げをすることを押える力があるか。何か別に法律上の対策はないにしても、われ／＼国民として安心するだけの手続的措置を講じておられるかどうか、こういうことなんです。従来はいろいろ政府の方で御心配なされたけれども、次から次に値上げをされた。ただ確安について、今日製造能力が相当に増加して参りましたから、そのみをもつて安心だという程度では、とても農家の方で安心ができない。これが今日のわれ／＼の他の不足を来して、輸入に対しても相当な心配をしておる。肥料等にも影響があることと思うのであります。それらのこともあわせて御心配されることと思ひますが、この委員会を通して、どうかその内容につ

いて、安心の行く程度に両大臣からの答弁を願ひたい、こういうわけですが。○周東國務大臣 ただいま小笠原さんの御質問の点はまことにごもつともであります。肥料の問題については、私も非常に心配をいたしておるのであります。ただ先般確安の製造業者に集まつていただいて、今年の肥料の輸出問題に關連して、現在の需給推算から考へて、七万一千トンであります。か、これの輸出は認めるが、しかし輸出したからといって国内における価格つり上げ等のないようにという協力を求めたことは事実であります。現在の肥料取引が自由にまかされておる方法のないことは、お話の通りであります。これは自由経済にいたした結果當然であります。しかしそこにはおのずから私は道義があるうと思ふのであります。極力業者の協力を求めたゆえんもその点であります。わが党の主張する価格統制をはずすということとは、特定の業者にめちやくちやにものけさせることを目的としておるのではないので、そうすることが實際上生産の増強にもなり、国民全体から見ても必要であるということをやつておりますので、現在のような復興期にある日本の現状からいまして、こ

とに農村経済から見て急激な変化を與えないようにして行つて行くことが、われ／＼の方の要求でもあり、業界もまたそれ／＼の考へでやつてもらわなければ、自分だけでもうけられたい、はずされたからこの間といふ考へでは困るので、やはり新しい自由主義のもとにおける倫理観と申しますか、それ／＼の考へがなければ困

二二

る。こういうふうな意味で、できる限り道義に訴えて協力を求めるつもりであります。幸いにして、今のところ法律的に押える力はございませんけれども、硫酸につきましては、たゞいま小笠原さんからお話がありましたように、肥料のために電力を特別に増配するとういうような措置もとりましたし、雨の關係もよかつたので、最近硫酸の製造数量は非常にふえております。ことに昨年でございますが、いろいろ御注意をいたしまして、去年から今年の五月にかけての輸出数量をきめましたのは十一万トンでございますが、輸出数量は当時における製造能力あるいは電力事情を勘案してきめたのです。その結果最近の調べでは、その当時の需給推算よりも十二万トンあまりの増産を見ることがになりましたし、ことに最近はそのうちとも關係しました。四月の相場は、地域によつて違いますが、大体最高七百八十五円から最低七百四十円程度でありまして、五月に入りましてからほとんど動かないような状況であります。取引も非常に閑散と申しますか、ちやうど地方によつては春肥の、手当も落んだあとと思ひますが、五月の上旬の工場の出荷も二万トンくらいしか出ておりません。ストックが大分たまつていようであります。約十八万トンくらい工場にたまつていような状況でございます。幸いに硫酸については、価格というものはそう上らないでいくだろう、またそうしてもらいたいと思ひます。たゞ、この際に進駐軍の方から、朝鮮向けの硫酸をたしか十八万トンくらいございましたが、また過燐酸十萬トンくらい出すようにとい

うような話がありました。但しそれは命令ではなくて、そのくらい必要とするが、日本の現在の需給推算から見ると、一体どのくらい出せるかという意見の問ひ合せがありました。その後いろいろ研究しましたら、五月までということでありましたが、五月までにはとうていそれだけを出す余力がございません。そこで私も研究した結果、答えましたのは四月の三十日、今後五月の末から六月にかけて、この肥料年度内においては、七万一千トンくらいはどうかやれるかもしれない、とうていお話のような数字は出ない。但し今後の生産状況によりましてはまた考えてみよう、今のところぎりぎり一ぱいそのくらいであるというふうな御返答をいたしましたわけでありました。この点は業界なり、また農村方面でも理解をいただけるようであります。ただそれを出すことをきめたという反動で、せつかくおちついていける今の価格が、恩恵的に、また出さうかというところで上げられては困るというところで、強く協力を求めた次第であります。幸いにして、あの話がきまつた後も、今相場は動いておらぬようであります。その点は硫酸については心配はないのじやないか、あくまでも自由にした結果、法的に押えるという形を今のところはとりませんで、業界の自主的にまづ、か増産そのものに政府はできる限りの力を盡すというところで、両々相まつて極端な価格の高騰は避けて行きたいという方針が現在の状況でございます。○小笠原委員 長官の御答弁よくわかりましたが、ただ今の状況は閑散で、売行きが悪い、相当に数量も蓄積されているというふうなことで、とても安

心できません。なぜ農家の方でそれは肥料の獲得をしないかという、農家の経済状態が許さない。肥料を買う金がないわけでありまして。七月、八月になつて、今日政府の方で相当に予算化している問題が地方にまわつて来る。もう一度に獲得する時期が近くにある。そういう場合に農家の業者の方ではどういふ手を打つかと言へば、高い方に流るのは当然なことでありまして。そういうときの用意の対策は、法律的になくとも、これは道義の關係か何か—そんなゆるい縛りではとてもだめだ。そのときに相当数量を政府の方で獲得しておいて、それを調節する準備もないようだったら、これはよほど考へなくてはなりませんから、その点ももう少し進めて考へる必要があると思ふ。現に農林事務當局みな集まつて相談してみても、また小委員会において、その事務の連中で確信のある意見を持つており、また方針を持つていける者は一人もない。非常にわれわれの心配するところはそこにありますから、もう少し進めて考へてもらいたい。それは肥料の売りさばきの時期がもう近くに来ることを予想して、それだけの準備をこれからなされることが必要だと私は考へる。

それから農林大臣に伺いますが、こういう場合に、農家に奨励して金肥以外の肥料、畜産關係の堆肥、こういうものをどん／＼準備を進めるように、金肥亡國論の本まで出しておいて、その準備がないというところは—あなたの方に指導の局もある。そういうふうな少し予算化して、もう少し徹底してやつてもらいたい。畜産の発達をはかつて、それで自給肥料をたくさん蓄積準備するように、現に北海道でも、東北一部、静岡あたりにも、非常によくできているところがあるが、まだ多くのものはそこに進んでいない。むだない使ひ方をしているのですから、この問題の解決にはもう少し努力をして、そしていざと言へば金肥を求めぬでも、あるいは半分求めても、その調節はできるほどの国内的の農家の経済問題を、もう少し発達せしめるような方法、指導がなければだめだと思ふ。それから無畜農家の解消、ぼくは畜産というものを自由党の政策に織り込めとえらひ論議をし、またここにも畜産という字を入れる、その金融もつけろという字で大分やつたが、笑う人は言う、アメリカでも農の中には畜産が入つておられない、だから畜産というのは、アメリカでも農の中には畜産だ、これは五反百姓で、現に半分は無畜農家であるじやないか。それなのに、日本に畜産という字を入れないというのはおかしいじやないかとよくは論議しているのだ。もう少し畜産關係の発展の方に力を入れて、そこにひとつあつた六十億でも早いこと出させて、今あなたの方力ある大臣が三人も四人も控えておつて、大蔵大臣をゆすぶるくらいわけがないじやないか。それをやらぬことは怠慢だ。もう少ししつかりしてやつていただいて、本氣に農業關係の発展をはかることに御努力願ひたい。その用意は十分あると思ふけれども、あなたの方相当研究されていると思ふ。今度のこの畜産關係の問題と肥料關係の問題と結びつき、また近くにあるところの硫酸に減少しているのだ、この問題は相當に減少しているのだ、これに対しては、事務當局の方で

はほとんど見通しはつかない。大体のことを申し上げておくが、その御方針があればそこを御説明願つて、さらにあとは専門的に河野君に御質問を願うことにいたします。○廣川國務大臣 金肥ばかりにたよらずに、畜産を奨励してその道を開いて行けというあなたの御主張ですが、そのように一生懸命やつていられるわけでありまして、六十億プラス六十億も、そのつもりで一生懸命交渉をいたしているようなわけでありまして。これも多分目標がつくと思つております。それからまた畜産局の内部の施策も非常に張り切つてやつておりますので、あなたの年来の希望が到達するのは、決して遠くないと思ひます。またそういうようにしなければならぬと思つてやつております。さう御承知願ひます。○原田委員 今大臣のお話で、肥料はすべからずよくやつておる。六十億の方もその方に使つたのだという話であります。が、きめられてもなか／＼その金が流れないのが欠陥なんでありまして、いつ流れて来るのかはつきりいたしておりません。それと同時に、もう一つは、肥料問題で化学肥料の問題が非常に叫ばれておりますが、今小笠原委員のお話のように、有畜農をいたしましすことによつて、厩堆肥の肥料というものをやるのにそこたいへんな経済的問題が起つて来る。しかも土地改良の面では厩堆肥でなければいけないというところは、これは理論的にも裏づけられておる。ところが厩堆肥増産に對するところの施策が何ら行われていない。ただ厩堆肥の品評会を地方においてやる、このぐらいではおそろく厩堆

肥の増産計画というものは成立たない。だから国が相当の金を出して、この肥料の増産を高度にやるように、何かの施策をやつてもらわなければならぬ。ただやることはいくらいいいことでは動きません。少くともその辺に理解のある大臣は、まず金肥の節約に向つて、何といつても肥料の高度利用、この面にいろいろな施策を施されて、その面には多少の助成をして、これを奨励するといふお気持ちであらうと思ふが、何らそれが現実には現われておらない。今後その点をおやりになるお気持ちがあるかどうか、その点をはつきり伺つておきますと、われ／＼は非常に末端農村のために効果をもちたすことが出来る。その点の施策をやるかどうか。事実今は何にございませぬ。その点を伺つておきたいと思ひます。

○廣川國務大臣 この前もここで言つたことがあつたかと思ひますが、畜産局の予算の査定するとき等もそういう意見が出るのであります。どうもはつきりした資料等がそろわないので、そのままになりましたが、その後いろいろ検討した結果、はつきりした方策をきめなければいぬというので、局内で検討いたしております。そうしてそういう方面に奨励金なりあるいはまたその他の方法をやつて行けるように、局内で準備いたしております。御趣旨に沿うようにいたしたいと思ひます。

○原田委員 畜産局を非常に育成してもらつたことには、私も感謝いたしますが、局の存在というのは、少くも予算の裏づけがなければ高揚はできません。畜産局の予算を見ますと、あの大きな全国の数百万頭のをかかえ

てその奨励をやつておる局が、約八億内外の金で仕事をやる。これは実に貧弱きわまる。しかもその八億内外の金のうちの、約六割八分は衛生費にとつておる。生産奨励費の方には何らとられていない。これが畜産局の動かざる原因で、畜産奨励の根本をなすところの予算の裏づけがないために、基本的な改良計画といふものは立つておりません。その点を私も非常に心配いたしておるのであります。それはそれ、大臣もこの点にぜひ留意されまして、来年の予算にはほんとうに畜産局の自活の出来るような、基本的な予算を組んでいただくように、この際整頓をおきたい。同時にそういうお気持ちがあるかどうか、その点をもう一ぺん伺つておきたい。

○廣川國務大臣 内閣府ではなほ恐縮でございますが、実は六十億プラス六十億の細目をきめるときにこういうエピソードがあつた。畜産局から資料を出さして、それを官房長のところへひとつ大きく予算化しようと思つておりましたところが、なか／＼思つたような額の予算が出て来ない。それで官房長が非常に心配して、もうちよつと君らの方に案がないのかということまでやつたようないきさつもあるのです。幸いに今度は新たなつばな局長が参つたのでありまして、内部で十分充實いたして、あなたの方の国会における気持ちに沿うようにしたいと思つて、今努力いたしておるところであります。

○河野(謙)委員 肥料問題でまず安本長官にお伺いしたいのですが、安本長官といたしましては、肥料価格を一体

今後どの辺に安定させて行くというお見通しを持つておられるか、それをまず伺いたいと思ひます。御承知のように、私の手元で調査しましたところでは、安本の資料によりますと、昨年の五月を基準にして、農家経済の収入支出は、いわゆる農家の消費財、すなわち収入の面は一〇〇に對して一四六になつております。生産財すなわち支出の面は一八九になつております。かように農村の現状価格差といふものは、非常に勢いで開いて来ております。かような際において、今後少くとも農村の主たる生産資材の肥料価格について、政府はいかなる見通しを持つておられるか、これがまず第一にわからないと困るのであります。つきましては、現在の肥料の価格をもつて、今後政府はこれを基準にしてやつて行かれるのか、それともその後肥料の生産費も上つておられますが、この上つた面を補給金によつてまかなつて、どこまでも消費者価格は現在の価格を基準にしてやつて行くという御方針なのか、これらの点についてお伺いしたいと思ひます。

○周東國務大臣 お尋ねであります。これは確安と過燐酸とではおのの違つて来るだらうと思ひます。確安については先ほど申し上げたように、最近における生産事情はともかくも非常に好調であります。そういう関係で大体今高値で七百八十四、五円、低値で七百四十四程度であります。現在の生産費やいろ／＼な点から見て、八百円前後というようなところが、現在の形においては一つの目標になるのではなからうか、こういうふう

に思ふ。これも結局今度の電力の問題

に關係いたします。巷間伝えられておる電力の値上げ、あれがそのまま政府の考へておることではないのであります。公益事業委員会と私の方の物価庁と相談いたしておりますので、できるだけ電力料金が安く上らぬことを望むものであります。しかし電力の開閉関係、あるいはロスを防ぐというふうな問題、あるいは火力と水力に關係する電力料金のきめ方、基本料金のきめ方と関連いたしまして、ある程度自主的に電力料金が考えられて行くことが必要である。これは決して世間で言われておるように、電力料金をめちやく／＼に上げるということではなく、むしろ日本の産業に必要な電力をいかにして確保するかといふことと関連して、どうしても多少問題になる。そのきめ方いかんによりまして、おそろくまた確安価格等に響いて来ると思ひますが、ただいまのところは、今の相場が大体七百八十四、五円でありまして、いろいろな事情から見ても、八百円前後が一つの目標になるのではなからうかと考へておる次第であります。

過燐酸につきましては、これは御承知の通り、原料であるところの燐鉱石等を外国に仰がなければなりません。しかも今日においてはクリスマス、アソガウルというふうな近頃の所から入るのが少く、その大部分はフロリダから入るというふうな関係で、運賃の値上りが大きい。その他アメリカにおける価格が影響して参りますので、こういう点からしての上昇はあると思ふ。しかしこれらにつきましては、できるだけ補給金を繰繰して、値上りがあるにしても、ある程度の値上りの率に食いとめる方策を、行政施策の一

つとして考へて行くことがよろしい

と、私も考へておるのであります。もしそういうことができないならば、やはりこれは米麦の価格と関連がございまして、そういうことと見合つてやむを得ざるコストの上昇の範圍によつて、価格はきめられて行くのではなからうかと考へております。

○河野(謙)委員 私が伺ひしておるの、たとえば確安のお話がありましたが、確安の価格が現在の農家経済の面から見ても、適正であるこの価格を維持して行かなければいかぬというお考えであるかどうかといふことをお尋ねしておるのです。電気が上り、石炭が上り、コーキスが上り、それらの生産財の高騰によつて、成行きまかせで、肥料の価格は七百円になつても、九百円になつてもやむを得ないという御方針であるか、それとも農家経済の面から見て、現在の価格を基準にして、過去においてとりましたように、たとえ電力が上りました場合において、電力の大口消費者であるところの肥料工業、特に確安工業に對しましては特別価格を決定する、そういう過去においてとりましたような施策をおとりになつて、どこまでも肥料価格は、現状において農家経済の面にとらみ合せて——先ほど申し上げましたように、農家経済が現状価格が非常に開いておる。この価格差をこの辺で食いとめる、むしろ今後逆に施策の面において、現状価格差を詰めて行くというふうにお考えになつておられるかどうか、それとも原料資材の値上りまかせて、肥料価格の上るのはしかたがない、かようなお考えであるのかどうか伺ひたい。

それと同時に、今一番關係の深い過

磷酸の問題が出ましたが、過磷酸につ
いてはいきさつがあります。それは昨
年公団を廃止いたしました。肥料の統
制を撤廃したときに、司令部からメモ
が出まして、昨年十二月末までに一
昨年の暮れに対して七割アップ以上
なつたら政府は適正な施策をとれ、こ
ういふメモが来ております。ところが
幸いに昨年の十二月三十一日までは、
七割アップ以内で価格がとまりました
ので、続いて政府は昨年の十二月の末
に、司令部に対して、この十二月
三十一日までの期限付の措置に対しま
して、さらに本年の七月三十一日まで
の措置を延ばすということ、たしか
物価庁から回答しておるはずでありま
す。どこまでも政府は、過磷酸につ
きましては七割アップの線を維持する
ということ、司令部に回答しておるわけ
です。しかしその後いろいろ諸物価の
高騰によりまして、過磷酸の生産原価
も上りましたので、過日政府では八割
アップという措置をとられたようであ
ります。この問題につきましては、い
ろいろ複雑な事情もあるようですが、
私が聞きたいのは、先ほどの確安と同
じように、過磷酸につきましては、特
に鑛石の關係がありますので、現在
の補給金をもし撤廃した場合に、一
かます百六十円、七十円上ります。と
ころが本年度の予算には補給金は組
んでおりません。しかし来る臨時国会に
補給金を補正予算で組んで、引続き過
磷酸については補給金をつけ、過磷酸
の価格は現状を維持するという御方針
であるのかどうか、これを伺いたい。
○周東國務大臣 確安の価格というの
は、実際上のコストの計算で上れば上
るでやむを得ない、ほつておるかどう

か、あるいは農家経済の成り立つよう
に価格をきめたらどうか、こういうよ
うな御質問であります。これは一応河
野さんの立場から言えば、ごもつともだ
と思ふのでありますが、それには私は
いろいろ問題を含んでおると思ふので
す。りくつかから言えば、肥料の製造販
売は自由でありますから、これは本来
のコストを切つて価格をきめて行くこ
とは、自由経済の中においてはむづか
い。それをどうして防ぐかということに
なれば、結局農家経済の問題に關連し
て当然考えられるのは、差額を政府が補
給して出すか、あるいはまたその方法
でなければ、農家の米、麦等の価格を
それに應じて出すかということに關連
を持つておると私は思ふ。りくつか
言えば、製造工程、製造販売が自由に
なることは——めちや／＼な利潤をと
らせることは問題ですが、コストを割
つて売らせるわけには行かない。これ
は農業者の理解を持つてわれ／＼として
考へて行かなければならぬと思ひま
す。そこでやり方としては、補給金と
米価というものがどういふ關連を持つ
かということでありまして、その点先
ほどお答えいたしましたように、今後の
米、麦の価格がどうなるかということ
です。ことに今日の米価の決定方式
は、御承知のようにパリティ方式であ
ります。従つて肥料の上つた大きな
パーセンテージはパリティの中に織り
込まれておるわけです。それとのら
み合ひを見て決定して行かなければな
らぬと思ふのであります。しかし御承
知のように、肥料のことは重要であり
ますので、肥料の上つただけ米を上げ
ればよいじゃないかというように簡單
に行かぬのであります。農民のために

はよろしいが、そのことがまただち
に消費者価格に及んで来る。そこにむ
ずかしい点がありますので、でき得べ
くば、ある程度の価格を引上げるよ
うに、理想としては肥料について研究
いたすということ、一応いいと思ふの
ですが、まだそれはきめておりません
し、過磷酸の問題については議論のあ
ることでありまして、全般的には非
常に困難であります。そうなると思
ふ米の価格と見合つて、初めて確安の
価格の案はどうかいいかということが
研究されて行くべきだと思ひますし、
どうしても特別な助成がでなければ
ば、農民に対しては米の価格を上げて
行く。しかば今度は消費者価格にお
いて二重米価的なことを考へる考へ方
が残されておると思ひます。こういう
ことが一連の關連をもつてきめられる
ことでありまして、ただいま何ほの
価格にきめたらよろしいかということ
は、ただ肥料だけを考へて考へること
はできないというところを、御了承願
ひたい。それから過磷酸の問題につ
いては、でき得べくんば私は鑛石等の補
給金は續けて行きたい。ぜひこの機会
においては補給金を出して行くように
して行きたいと、目下大蔵省とも相談
しておる状況であります。

○河野(謙)委員 非常にかみどころ
のない要領のいい御答弁でございます
けれども、今はそういうわけに行かな
いのです。実は過磷酸の場合に、本年
度補給金の予算が組んでない。ところ
が一般農民は、補給金が継続されると
いう前提でおるのです。それによつて
今の市価が安定しておるわけです。今
ならば、過磷酸はおそらくあしたか
ら百円なり百五十円なり上るでしよ
う。現在公定価格でないのですから、
従つて補給金ははずされるときは価格
にただちにさや寄せすることは必然で
あります。だからこれから大いに研究
して、ということじゃない。實際問題
として予算には組んでないけれども、
今まで補給金が継続されるということ
を農民は深く信じて、また販賣業者も
深く信じて、今の価格が維持されてお
る。でありますから、この機会にこれ
は明瞭に——大蔵大臣は御出席があり
ませんけれども、安本長官としては、自
分はその方針でおるということだけ
は、はつきりと御言明願つて、安本長
官を通じて、全国の農民に安心を與え
るために、この席においてやつていた
だかなければ困ります。

同時に私はもう一つ伺いたい。私は
生産者の方のコストを割つてまで圧迫
しろということとは毛頭考へておりませ
ん。肥料工業は、この席で常に申し上げ
ておりますけれども、將來輸出工業
として発展しなければならぬもので
あります。これをどこまでも正常な運
営のできるように、政府は大いに保護
助成しなければならぬ。しかしされ
ばといつて、上るままにまかせて、農
家に高い肥料を買わせることは、農家
の経済からいつてできない。従つて電
力その他石炭につきまして、肥料工業
について特別の措置がとれるかどう
か、またそういうお考へがあるかどう
かということをおつておるのです。こ
の補給金の問題につきましては、この
機会にきわめて關連するところ重大で
ありますから、もし補給金をつけるよ
うな顔をしておつたけれども、実はつ
けないのだというのなら、はつきりと
ここで言つてもらいたい。それによつ
てもし肥料価格があしたから百五十円
なり百七十円なり上つたら、政府はそ
の責任をとるということをはつきりし
ていただきたい。私はいかに尊敬する
安本長官であつても、この重大事項に
ついての今の要領のいい御答弁を、か
しこまりましたといつて引込むわけに
行きませんから、この点についてあら
ためて御答弁願ひたい。

○周東國務大臣 なか／＼追究が急で
ありますが、私はただいま申し上げま
したように、鑛石の補給金について
は、繼續して行きたいというつもり
で、今大蔵省と折衝中でありまして、
○河野(謙)委員 安本長官の御努力を
私たちは大いに信頼いたしまして、こ
の問題は、長官の政治力によつて補給
金は繼續されるということをかたく信
じて、質問はこの程度で終りま
す。

次に私が伺いたいのは、先ほど小笠
原委員からも御質問がありました。が、
肥料は今余つております。これは余る
のが当然であつて、昨年肥料の統制を
撤廃するときにも、公団の手持ちは、
安本長官御存じのように八十萬トンか
らの手持ちがあつた。この八十萬トン
の手持ちによつて、本年の春に繰越し
て、それを順次放出することによつ
て、春の肥料は順調に間に合つた、こ
ういふことであります。が、引続き本年
の夏から秋にかけては、いかに生産
がふえましても、五十萬トンなり六十
萬トンなり——これはだれが持つか知
りません。メーカーに持たせるか、あ
るいは中間業者に持たせるか、ある
いは農業者団体に持たせるか、來年の春ま

で五、六十万トンの肥料をだれかに持たせるのでありますが、その金額を一体どうするかという点につきましても、政府はいかなる準備をされておるか伺いたいと思います。御承知のように、昨年統制撤廃になるときに、政府は肥料の金融につきましても特別の措置をとる、肥料の倉入れをしたものに對しては、商人であるが、団体であるが、あらゆるものに肥料金融は必ず政府が責任を持つてつけてやるという答弁をされておるようでありましたが、その措置をもう少し具体的に、御準備があれば、この際明らかにしていただきたいと思ひます。

○周東國務大臣 その質問は農林大臣にお願いした方がよろしかろうと思ひます。今小笠原さんといひ、河野さんといひ、同じ憂いを持つての御質問と思ひます。幸いに生産が上つてストックがふえるものを、来春に備えて貯蔵させ、金融をつけるという事はいひ考へてあります。これは農林当局の方でも研究されておるようであります。農業団体、全購連等に持たせ、それに金融をつけることについて、今研究中であるようでありますから、かわつて答弁しておきます。

○横田委員 大臣に電力のことで聞きたいと思ひます。自立経済審議会は確安の生産目標を立てまして、確安百八十一万トン、石灰窒素四十五万トン、過燐酸石灰百五十九万トン、これだけを生産するためには、今年の電力は三十一億キロワット時必要だと言つてゐる。それにもかかわらず、実際に供給できるのは、日本経済新聞四月八日の記事を読みますと、二十六億キロワット時しか供給できないと言つてお

る。そうすると五億の差があるのです。この五億の差はどういう意味で減らされたか、これはどういふふうな解決をつけるか、このことをまずお聞きしたい。

○柿手説明員 今の数字は私は実際と違つておるうちに存じます。今年度、二十六年度の化学肥料部門に對する電気の割当は、普通の割当が三十二億六千万くらいになつております。これは今年の四月から来年の三月までの一応の予定でありまして、四月、五月は確定いたしてありますが、六月以降は一応の見通しでありまして、まだ確定はいたしておらないのであります。二十六億といふのは多分二十五年度の実績がその程度であつたと思ひますから、この数字は違つておるのじやないかと思ひます。

○横田委員 簡単に申し上げますと、日本経済新聞の記事は間違つておる、ほんとうは三十一億キロワット時だけども、それよりもよけい供給できる、こういうような御答弁ですね。間違ひないですね。

○柿手説明員 そうでございます。

○千賀委員 他に御質問はありますか。

○河野委員 この機会に私は、安本長官の御答弁も意に満たないところがありまして、本委員会として、肥料価格の問題はきわめて重大でありますし、特に過燐酸の問題につきましても、補給金を今後継続すべきだといふことは、おそらく私は本委員会全員の希望であると思ひます。そこでこの機会に、政府の態度が未決定のようでありまして、政府に向つて、強く補給金継続につきましても決議を出したいと思ひます。

思ひます。手元に決議の案文をつくりましたので、一応私はこれを朗読させていただきます。委員長から委員会にお諮りいただきたい、かように思ひます。

衆議院農林委員会は、農家経済に至大の影響のある肥料価格について、政府に對し、屢次その適正化を要望して来たのであるが、最近における肥料市況、ことに燐酸質肥料の価格が異常に騰貴し、農民に多大の不安を抱かせる等、政府の施策に適正をはなはだしく欠くものがある。よつて政府は肥料価格に對する見解を明らかにし、肥料価格の妥当化をはかることともに、恩恵的価格つり上げを抑制し、肥料の円滑な需給をはかるため、左の措置を速急に実施すべきである。

一、燐酸質肥料の主原料たる燐鉱石が外航運賃の値上げ等の影響により大巾の値上げを見ており、もし本年度において燐鉱石補給金の支出を撤廃した場合は、肥料の消費者価格が急激に高騰し、農業経営を破壊し、食糧生産の減退を見る事態に至るに堪へず、今後引続き燐鉱石補給金を支出するよう必要な措置を講ずること。

二、燐鉱石補給金の支出の本来の意義にかんがみ、消費者価格が予想以上に騰貴しないよう適切な措置を講ずること。

三、燐鉱石の輸入については、外貨資金の割当、船腹の確保について格段の措置を講ずるとともに、既契約のものも早期輸入実現をはかり、かつ補給金支出額を節減するための廉

価購入をはかるようにすること。
右決議する。

○小笠原委員 ただいまの河野委員の決議文の内容であります。これはわれわれ小委員会においても満場一致できめたのであります。すこぶるいいことと思つたのであります。ただここにおいて予算措置の問題であります。ことに輸出問題と関係があるので、ここに通産大臣並びに大蔵大臣ともに御出席を願つて、それに質疑を重ねて、その答弁の結果によつてこれを決議しよう、決議した以上は、われわれ委員会としては絶対に実行しなければならぬ。これは重大な問題であります。関係大臣がまだおそろひになりませんから、河野君に御相談申し上げます。もう一べん呼んで、答弁のいかんによつて、この決議の内容に入りたいと思ひますがどうでしょう。

○河野(議)委員 よろしうございませう。

○小笠原委員 河野君の御了解を得ましたから、皆さんどうか御賛成願ひます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕
○千賀委員 たいだいまの小笠原委員の御提議に對して、満場異議がないようでありますから、次に御要求の両大臣の出席を得てさらに本案を討議したいと思ひます。

○千賀委員 これより森林法案及び森林法施行法案の両案を議題といたします。野原委員の説明を継続いたします。

○野原委員 先ほどの御説明に引続きまして御説明申し上げます。森林の土地の所有者であつても、そ

の土地について地上権者があり、その地上権者が立木を所有し、育成している場合は、その地上権者が森林所有者であり、土地の所有者は森林所有者ではないのであります。また杭木業者、バルブ業者、素材生産業者等のごとく、單に立木のみを所有し、その土地についてはその立木を伐採しかつ搬出する等の伐採に伴う使用権しか有していない者は、もちろん森林所有者ではないのであります。

国有林、民有林の区分は、その森林所有者が国であるかいかで定めるわけでありまして、国有林野法第三章の部分林については、部分林契約による造林者が森林所有者であると考え得るので、本来、民有林に入るべきであります。これは国有林として規律して行くことが妥當であると考えられるので、特に国有林である旨を明らかにしたのであります。

なお公有林野、官行造林地については、國が地上権者であるので、國が當然森林法でいう森林所有者であり、従つて国有林の範疇に属するものであります。

民有林は、以上の国有林以外の森林です。この中にはいわけの公有林、杜寺有林、私有林のすべてが包含せられるわけでありまして、第二章は營林の助長及び監督であります。第二章においては、森林計画に關する規定、森林計画で定める伐採に關する規定、火入れ等森林に關する危害防止に關する規定から成り立つております。すなわちその目指すところは、現在の施業法の制度を改めて、行政府の責任のもとに森林生産の保護をはかり、森林施業の合理化に資するよ

うであります。

うに森林施業の基準としての森林計画を設定実施し、戦時戦後を通じて急激に荒廃と減耗の一途をたどりつつあるわが国の森林資源の保護増進に努めて行こうとすることにあるのであります。

森林計画の設定、その内容、構成等は法案に詳しく書いてあるので、ごらんを願いたいと思います。

なお森林計画は、森林生産の保護をはかることと幼齢林保護、伐採地跡地の早急な造林、急傾斜地の皆伐作業を抑制することを旨とし、かつ施業の合理化に資すべきことを目的として作成されなければならないのであります。

右のようにして決定された森林計画については、森林の現況、経済事情等に著しい変更があつた場合等においては、森林計画を変更することができま

すが、なお森林区実施計画に異議のある者は、その公表の日から二十日以内に異議の申立てができることとしたのであります。森林計画で定められた事項については、一般的に森林所有者はその計画に従つて施業することを旨としなければなりません、特に植栽に

関する事項については、森林区実施計画で定められたところに従つて植栽しなければならぬのであつて、これに違反のあつた場合は、行政代執行法または臨時造林措置法の運用によつて造林の実現を期し、違反者に対しては罰則の規定はないのであります。

次に伐採については、次のとき取扱ひとなります。すなわち森林を制限林、普通林、特用林及び自家用林に区分するのであります。

制限林は、保安林、保安施設地区の森林、砂防指定地区の森林、国立公園

の特別指定地区の森林等、その立木竹の伐採を制限されている民有林とするのであります。

普通林は制限林、特用林及び自家用林以外の民有林とするのであります。

特用林は、省令で定める樹種、たとへば、栗、栗、うるし、あまきき等を主とする森林で、その立木の果実の採取その他の省令で定める用途に主として供されるもの、すなわちいわゆる特産樹を主とした森林であつて、森林所有者の申請によつて指定したものと

するのであります。自家用林は、森林所有者が、自家の生活の用に充てるため必要な木材、薪炭等の林産物採取の目的に供すべきものを、五反歩以内で申請によつて指定したものとするのであります。

右の四種の森林のうち、特用林と自家用林については、その立木の伐採に關しての制限は加へません。普通林の立木のうち、適正伐期齢級以下の立木と制限林の立木については、都道府県知事の許可を受けなければ伐採できないことになつております。この場合の

都道府県知事が伐採を許可し得る限度は、森林区実施計画で定める伐採許可限度数量の範囲内であり、特に必要がある場合は二割の範囲内で許可限度を増加することができ、ことになつております。普通林の立木のうち、適正伐期齢級以上を属する立木については、伐採の六十日前までに都道府県知事にその旨を届け出れば伐採することができ、ことになつております。こ

の場合の適正伐期齢級は、省令において地域別及び樹種別に定められるのであります。なおおね成長量最多の時期を基準として定められるのでありま

す。なお非常災害に際して緊急の用に充てるための伐採または公共の設備に對する支障木、危険木の伐採等の例外措置を認め、また試験研究の用に供される森林等については、森林計画に關する規定、伐採制限に關する規定は適用しない旨を明かにしたのであります。

また普通林の立木の伐採の許可制に伴い、一部の幼壯齡林の伐採が制限せられることとなりますが、その場合にその立木の伐採を制限された森林の森林所有者に對しては、その森林を担保として、原則として森林組合を通じて、平均四分の低利資金を農林漁業資金融通法の定めるところに従つて融通する

途を開き、この法律と同時に提案中の森林法施行法で所要の改正をはかることとなつております。

第三章は保安施設に關する条項であります。この章は、第一節保安林、第二節保安施設地区にわかれておりまして、第一節は現行法第三章保安林に相當するものであります。第二節は新設の規定であります。

第一節の内容は保安林の指定または解除、保安林における制限、保安林に指定された場合の損失補償並びにこれらに關する手続を定めたもので、現行法とほとんど同様であります。ただ指定または解除の手続に多少の補正を加えたのと、保安林指定の事由として、新たに火災の防備及び干害、雪害または霧害の防備を追加したのであります。

なお現在の保安林は、新法施行と同時に新法によつて指定されたものとするのであります。

第二節保安施設地区は従来国または都道府県が行つていたいわゆる治山工

事の主体、事業の態容等について法律上の根拠を與えたもので、なおおね次の内容を含んでゐるのであります。

国または都道府県が森林の造成事業または森林の造成もしくは維持に必要な事業を行う場合には、保安林の指定の場合と同様の手続によつて、農林大臣が森林または原野等をその事業実施に必要な限度で保安施設地区として指定するのであります。都道府県が保安施設事業を行う必要があるときは、保安施設地区の指定を農林大臣に申請するのであります。保安施設地区指定の有効期間は七年とし、必要があるときは三年を限つて延長できるのであります。なおその後十年間は国または都道府県はその保安施設事業にかゝる施設の維持管理行為を行うことができるのであります。国または都道府県が保安施設事業を廃止したときは、農林大臣は遅滞なく保安施設地区の指定を解除しなければならぬものと、また地区指定の後一年を経過しても国または都道府県がなお事業に着手してゐないときは、その指定は失効するのであります。保安施設地区の土地の所有者その他その土地に關し權利を有する關係人は、国または都道府県がその地区内で行う造林、森林土木事業その他保安施設事業を行うこと、及び期間満了後において施設の維持管理をする行為を拒んではならないものとしたのであります。国または都道府県は保安施設事業を実施することによつて關係人が受けた損失を補償しなければならぬのであります。国は保安施設事業によつて利益を受ける都道府県に、その事業費の三分の一以内を負担させることができるのであります。また都道府県の

行ふ事業に對しては、その事業費の三分の二以内を国は補助することができるのであります。保安施設地区の有効期間が満了したときに、森林であるもので、いまだ保安林でないものは、そのときに保安林として指定されたものとみなされるのであります。従つてそれ以後は保安林となります。

次に第四章、土地の使用の条項であります。この章は現行法第四章土地の使用及び収用に相當するものであります。この章においては、森林から林産物を搬出するため他人の土地を使用することが必要な場合における、使用権の設定に關する事項を規定して、現行法とほとんど同様であります。すなわち使用権設定に關する都道府県知事の認可、使用に關する協議が整わな

い場合の都道府県知事の裁定、使用される土地の所有者の、その土地の収用の請求、使用の際の損失の補償、損失の補償に關する訴訟等を規定し、さらに水の使用権の使用についてもこれらの規定を準用するほか、水流における工作物の使用等に関する規定を置いたのであります。改正を加えた点は、土地の使用権を設定し得る場合を明確にし、森林から木材、竹材もしくは薪炭を搬出し、または林道、木材集積場その他森林施業に必要な設備をする場合として、林産物の搬出を明らかにするとともに、設置しようとする設備の範囲を拡張したことであります。

なお土地使用に關する規定のほか、立入り調査の規定を置き、森林所有者、または権限に基いて森林の立木竹の使用もしくは収益をする者が森林施業に關する測量または実地調査のため必要があるときは、都道府県知事

第一類第九号 農林委員会議録第三十六号 昭和二十六年五月十八日

二七

の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、または測量もしくは突地調査の支障となる立木竹を伐採することができるとしたものであります。

第五章は森林審議会に関する事項でありまして、森林に関する重要事項について、農林大臣または都道府県知事の諮問に應ぜしめるために、農林省に中央森林審議会を、都道府県に都道府県森林審議会を置くこととし、地方森林会は廃止することとしたのであります。本法によつて森林審議会に諮問される事項は、森林計画の決定、保安林の指定または解除及び保安施設地区の指定に関する事項であります。

中央森林審議会の委員は、学識経験者十七人、農林省その他の関係行政機関の職員十人とし、農林大臣が内閣総理大臣の承認を得て任命するのであります。農林大臣は専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは、委員のほかに専門委員を置くことができます。

都道府県森林審議会の委員は、学識経験者十人、都道府県その他の関係行政機関の職員五人とし、都道府県知事が任命するのであります。

第六章は森林組合及び森林組合連合会に関する規定でありまして、この章は、森林組合及び連合会の組織、事業、管理、設立等に関する事項を規定してゐるのであります。

組合の目的をいたしましては、森林組合及び森林組合連合会は、森林所有者の協同組織により森林施業の合理化と森林生産力の増進をはかり、あわせて森林所有者の経済的社会的地位の向上を期することを目的とするのであります。

次は独占禁止法との関係であります。森林組合の組合員は、独占禁止法の適用については、法人たる組合員であつて、常時使用する従業員の数が百人を越え、またはその経営する森林の面積が三千町歩を越えるものを除いて、同法第二十四条第一号の小規模事業者とみなされるのであります。

森林組合は施業組合及び生産組合とし、事業及び組合員に関する規定は本文にありますので、ごらんを願います。

施設組合は林道を開設し、拡張または復旧したときは、都道府県知事の認可を受け、その事業の実施によつて特に利益を受ける者にその事業に要した費用の一部を負担させることができる規定となつております。右のほか、施設組合の倉庫証券の発行、組合施設の員外利用等については、一般の協同組合と同様であります。加入及び脱退は自由とし、議決権及び選挙権は一人一票とするほか、組合員の権利義務については、一般の協同組合と同様であります。

協同組合と同様であります。森林組合連合会の事業及び組合員であります。森林組合連合会は、左に掲げる事項の全部または一部を行うことができるものと規定しております。

一、連合会を直接または間接に構成する者のためにする森林の経営に関する指導。二、会員の行う事業に必要な資金の貸付。三、会員の行う事業に必要な物資の供給。四、所屬員の生産する林産物の運搬、加工、保管または販売。五、所屬員の行う林業に必要な種苗の採取または育成に関する施設。六、所屬員の行う林業に必要な林道の設置その他の共同利用に関する施設。七、防火線の設置、病虫害の防除、その他所屬員の森林の保護に関する施設。八、所屬員の福利厚生に関する施設。九、林業に関する所屬員の技術の向上及び組合事業に関する所屬員の知識の向上をはかるための教育並びに所屬員に対する一般情報の提供に関する施設。十、所屬員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結。十一、前各号に掲げる事業の外、会員の指導及び連絡に関する施設。十二、前各号に掲げる事業に附帯する事業。以上のような事項を行うのであります。

連合会の会員たる資格を有するものは、連合会の地区の全部または一部を地区とする森林組合または森林組合連合会であり、また連合会の地区の全部または一部を地区として、他の法律に基いて設立された協同組合であつて、前号に掲げるものの事業と同種の事業を行うものであります。これらのものが連合会の会員として規定しております。

第七章は雑則の規定でありまして、これは一括して載せておるのであります。共有林分割請求の制限、林業技術普及員及び林業経営指導員の設置、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による行政庁の処分不服のある者の訴願、都道府県の費用負担、造林、林業経営指導員及び林業技術普及員を設けるため都道府県の費用に対する国の補助、森林区施業計画又は森林区実施計画の作成、その他都道府県の事務の費用に対する国の補助等に関する規定を設けておるのであります。

第八章に罰則規定を置いておりました。森林窃盗その他、森林に関する罪の特例規定と本法の規定の違反の罰則を含んでおります。前者については、おおむね現行法通りとして、時勢に応じて整備したのであります。

以上が森林法の規定しております概要であります。

次は、森林法の施行法であります。が、森林法の施行に伴う経過規定及び関係法律の改正規定から成つておるのであります。そのおもな内容は次の通りであります。

第一条は、森林区実施計画の期間が開始するまでは、現行法によつて定められていた施業案が依然として効力を有する旨の規定であります。

第二条は、新森林法施行後森林区実施計画に基づく伐採許可の制度が廃止するまでの間、これは昭和二十六年十月三十一日までの予定であります。が、これまでの間においては、森林の立木の伐採は、経過措置として、伐採の届出を必要とする旨を規定いたしました。

第三条は、森林計画の特例として、新法によりまして最初に定める森林基本計画は、明年三月三十一日までのものといたしまして、これに基いて森林区施業計画を定めることとなく、ただちに森林区実施計画を定め得る旨、及びその際は伐採に関する事項及び伐採許可限度数量のみを定めればよいことといたしました。かつ森林区実施計画は昭和二十六年十月三十一日までに決定すべきものと定めたのであります。

第四条も、森林計画の特例について規定しております。これは昭和二十七年四月一日を始期とする森林基本計画及びそれに基づく森林区施業計画の期間は、五年、四年、三年、二年、一年とできるように特例を設けたのであります。すなわち四百三の基本計画地区につきまして、おおむね五分の一ずつの地区は、それぞれ五年、四年、三年、二年、一年の期間の森林基本計画及び森林区施業計画を定め、爾後毎年五分の一の基本計画地区について、森林基本計画及び森林区施業計画が編成されるのであります。

第五条は、保安林についての制限に関する効力の存続期間の規定であります。

第六条から第十五条までの規定は、現在の森林組合が新森林法の森林組合に移行する場合の経過の規定でありまして、そのおもな点は次の通りであります。

すなわち現在の森林組合は定款変更の手続によつて、新しい規定による森林組合に移行できるものといたしました。その手続は、旧法による旧組合の定款変更手続と新法による新組合の定款変更手続との双方の条件を備えることと慎重な議決方法によるものとした

散、清算及び監督については、一般の

なお、組織變更に際しての地区の變更、出資一口金額の減少等はできないこととしたしまして、組織變更は、行政庁の認可を受け、登記をすることを必要としたのであります。

以下第十一條は、組織變更に伴う組合員または会員の脱退の規定、第十二條は、新組合と旧連合会との關係、第十三條は、旧組合と新連合会との關係の規定で、それ／＼組織變更に際しての組合と組合員、連合会と会員との關係及び経過的に混乱することを調整するための規定であります。

第十四条は、組織変更後の組合員または会員の責任についての、第十五条は、新組合の事業を旧組合の事業より縮小した場合についての経過規定であります。なお旧組合が、新森林法施行後八箇月以内に組織変更をしなかつたとき、及び旧連合会が同じく九箇月以内に組織変更をしなかつたときは、そのときに解散したものとなるのであります。

第十六条以下第二十三条までは、關係法律の改正でありますが、この中で、特に第二十三条による農林漁業資金融通法の改正が最も重要な問題であります。これは新森林法によつて幼壯樹林の伐採が許可制度となる結果、特に零細な森林所有者が森林を処分して、ある程度まとまつた金を必要とする場合、その森林の換金が困難となるので、これらの人々に対して、その森林の立木が伐採し得るに至るまでの期間、長期低利資金を貸し付け得るように、農林漁業資金融通法の改正を行うものであります。すなわち、この改正によつて、農林漁業資金融通特別会計から

年平均四分、貸付期間二十五年以内の長期低利資金が、いわゆる伐採調整資金として今後は融通せられることとなるのであります。なおその貸付の直接の対象としては、森林組合を原則とし、森林所有者には、森林組合から転貸する方法によるものとし、その貸付金の限度は、利用伐期齢級以上適正伐期齢級以下の森林の立木の評価額とし、かつ、その毎年の一森林所有者に對する貸付金額は、三十万円を限度とする方針であります。なおこの資金の償還は、定期一時償還の方法を採用したのであります。

第二十四條は、罰則の適用及び旧法の規定またはこれに基く命令の規定によつてした処分、議決、申請その他の行為についての当然の経過規定をあげておるのであります。

以上をもちまして、森林法案と施行法案のあらましを御説明申し上げた次第であります。

○千賀委員長　午後は二時から再開することにいたしましたので、暫時休憩いたします。日程は同様であります。

午後零時三十二分休憩
午後二時二十三分開議
○千賀委員長 休憩前に引続いて會議
を開きます。

森林法案及び森林法施行法案を一概議題といたします。両案に対し質疑なり御意見があれば、発言をお許しいたします。通告がございます。平野三郎君。

○平野委員　それではただいま議題となりました森林法案並びに森林法施行法案につきまして、若干の質疑をいたします。私も本案の提案者の一人です。

ります。従つてもちろんこれに賛成をし、通過成立を希望したいのでございませう。ただこの法案の施行に關連して、同時にこの機会にわが国の林業政策全般に關連いたしまして、主に政府の方のお考えを承りたいと思ひます。提出者におかれましては政府の方と御相談の上、しかるべく御答弁いただいてけつこうでございませう。

まず第一に、本案の施行に際して最も憂慮されることは、この法律が効力

を免する前に森林の濫伐が行われると
いうような点がありはしないか。この
法律中最も重要なのは第十六条であり
ますが、これがすでに一般には、森林
が許可を受けなければ伐採ができなく
なるのだ、従つて今のうちに切れとい
うような声が、相当地方に響いておる
ようでありまして、その結果、かえつ
てこの法律の目的に反するような事態
が、ここ近い将来に起るのではないか

といふことを憂慮されます。そこでこの法律が、幸いに本国会を通過いたしましたとして施行されて、この第十六条が効力を發揮するといふことを、最も早い機会に考えた場合はいつになりますか。

その日にちをまずお伺いいたしまして、政府がその間におけるところの何らか行政的な措置を講ぜられるお考えがあるかどうかということをお承りたいと思います。

○横川政府委員　ただいまの質問のこの法律が實際動いて参るのはいつかという事でありますが、明年の一月一日から実施に入りたいと思うのであります。なお法律の施行の日には本年の八月一日を考えておるのであります。が、実施計画等を編成いたしまするために、八月から十二月まで手続の期

間を要しますので、その間に十分の手
統を終えますので、明年の一月一日か
ら実施をはかりたいと考えておるので
あります。なお八月一日に幸いにして
成り立って実施をいたすことにした
しまして、明年の一月一日までの間は
届出によつて伐採を調整して参りたい
です。届出をしたものは伐採をさせるけ
れども、とにかく届出の手続をするとい
うふうにして処理して参りたいと思
います。

○平野委員　ただいまの御答弁はよくわかりました。どうか政府におかれましては、屈出があつた場合に、この法律が施行されるまでの間、国民の道義に訴えて、決して法律に縛られることがないから今のうちに切れというよううな声が起らないように、十分に周知徹底せしめ、森林の荒廃を来さないよううにおとりはからいをお願いいたします。

次にお尋ねいたしたいことは、第十条に關連いたしまして罰則の点であります。森林の竊盜、放火等につきましては、相当重い罰則がある。これは刑法にも触れることでありまして、当然

のことであります。一番起りやすいであらうと思われる違反は、第十六条の違反であります。これについては第二百六条に第十六条の規定に違反した場合には三万円以下の罰金に処するとい

う規定がありますけれどもこの程度
の規定では、私は十分にこの十六条を
守ることができないのじやないか、お
そらく森林の伐採をいたします場合に
おいては、立木一本でも三万円、五万
円というような木もあるわけでありま
す。おそらく相当の伐採をするという
場合におきましては、何百万円とか、

何千万円とかいふ場合も起るわけでありますから、三万円くらゐの罰金では拂つてもかまわないではないかというふうなことが起りではないか。従つてせつかく第十六条をつくりまして、罰則がきわめて輕微なものでありますので、空文に終るといふようなことがなきにしもあらずではないかということを心配するのであります。この点はいかがでありますか。

○横川政府委員　ただいまの罰則が輕

きに失するではないかという御意見、私どももそういう見解で關係方面といろいろ折衝いたしたのであります。何分にも木そのものは所有者本人の持物でありますので、それに対してあまりに苛酷な刑罰を課するということは、他の法律とのつり合いもございまして不可能であるというような見解であります。それでこのような三万円程度におちついたわけでありまして、なお法

案によつて御承知のように、一本につ
きまして一万円も二万円もするような
ものは、適正伐期以上の立木でありま
して、それは届出をすれば自由に切れ
ることになっております。御心配にな

○平野委員 罰金を拂えばいいのじやないかというような気持で、この法律を無視することの起らないように、ど

うかひと十分に行政的に注意をな
つて、政府の方でおとりはからいを願
いたいということを要望いたしておき
ます。

次に、この法律が施行されますと、
私ども一番憂慮にたえないことは、こ
れは民有林に関する法律であります
が、日本の民有林野の今日の行政機

というものが、とうていこの法律を行つて行くだけの、充実した内容を持つていないのではないかとこのことを憂えるわけであります。この罰則にありまますところの、許可の申請があつた場合において、各都道府県は三十日以内にそれに対する許可を與えなければならぬという規定であります。ところが、当然その森林を調査するという必要が起つて参りますし、大休施業案の編成を日本全林有林野にわたつて確立するという点についても、相当の人員を要することになるのでありますけれども、現在の地方の府県の林政機構においては、とうていこの法律を行つだけの力が、今日ないのじやないかということをお説き願ひたいと思ひます。

○横川政府委員 国有林の技術指導を、国有林に應援するといふ道は、昭和の初めから開いておるのであります。現在でもできるだけ国有林の技術者が民有林の技術指導をするといふことになつております。なおたまたまお話のように、国有林は比較的優秀な技術者をたくさん持つております。民有林の技術者と活発に人事的交流を行ひまして、できるだけ民有林技術者の充實をはかつて参りたいと思ひます。なおこの法律を施行するにあたりまして、経営指導員を全国に二千二百九名置くことに相なつておるのであります。その資格も相当厳重な審査を受けることになつておるのであります。国有林の技術者からもその方面に応募させるようにいたしてあります。たまたまお話の国有林の技術者が相当民有林に入り得る、應援し得る道を開いて、実行に移しておるのであります。なおたまたま御質問の、民有林の技術者が一人何町歩担当しておることにな

ります。そこで尋ねたいことは、国有林野の担当をしておられる管理の方々の数が、国有林野一千町歩について何人充當されておるか、民有林野の面積がどれだけあつて、民有林野の方の管理の方が何人あつて、民有林一千町歩について何人の割合になるか。これは逆に国有林の管理の方が一人何町歩を受持つておるか、あるいは民有林の方が何町歩を受持つておるかという数字でもつけようであります。これは今わからなければあつてもつけようであります。その数字を承つて、たまたまお尋ねいたしました根本問題について、政府のお考えを承りたいと思ひます。

○平野委員 次に尋ねたいことは、この法律を施行するにあたりまして、とにかく日本の森林資源が極度に枯渇状態にあるといふことから出発いたしておるわけでありまして、どうしてもこれは林産物をよほど貴重に考へてやらなければならぬ。従来ややりますので、浪費するやうな傾向が濃厚であるのではないか。従つてどうしても今後は木材を貴重品と考へて、この徹底的な消費の節約をはかると同時に、この利用の合理化を大いに考へなければならぬと思ひますが、この点について政府としてはどういふお考へのもとに、またどういふ手を打つて、この計画を持つておられるか、できるだけ具体的に御意見を承りたいと思ひます。

○野原委員 いずれ政府から見解の発表があると思ひますが、私提案者として、この問題に一言お答えいたします。平野委員のおつしやるやうに、日本の森林資源が非常に枯渇状態になつておるといふことで、森林の維持、造成、培養をはからなければならぬといふ点が、この森林法の主眼であります。それが、それに関連して従来林産物の利用状態を見ておきますと、この利用が合理的でないといふ面が非常に多いのであります。それに対しましては、従来政府のとつて参りました施策が、はなはだ不徹底であるといふことを、私も率直に認めるを得ない。そこでこの機会に私も、この法案そのものには載つておりませんが、

も、実は今後の行政措置として政府に望むところは、この森林法をもつて民有林の経営を、国家目的のためにある程度の伐採の制限までもやるやうな事態になつておる現状にかんがみまして、どうしても利用の合理化を徹底的にやらなければならぬといふことを考へるのであります。それに対しましては、いろいろたくさん問題があろうかと思ひますが、それは今後の林業政策、林業の振興、発展、また当面した林業の問題を解決するために、並行的に考へなければならぬ問題であると思ふのであります。私も、はひとり森林法を改正して、それで日本の森林がよくなると思つておられません。どうしても今平野君のおつしやるやうな、木材利用の合理化といふ面に思ひ切つた施策がなされる、たとへば、林産物の科学的な利用合理化のために、急速に国家は相当の予算をもつて利用合理化促進のための研究施設をやる、あるいはまた従来木材によつて利用しておつた箱材のごときは、紙をもつて利用するといふところまで進めることを、政府は必ずやるであらうといふことを前提として、こゝういふ法案をつくつたとさへも言ひ得るのであります。立法者の立場からこの問題に対しての見解を申し上げておきます。

○横川政府委員 木材の利用の合理化につきましましては、すでに数回にわたつて、需要官庁、関係方面と連絡協議をいたしまして、具体的に利用合理化の委員会を各省に設けていただいております。最近造船材等におきましては、通産省で特に熱心に取上げていただきまして、新しい規格なども考へて願つておるくらいになつておるので

ありますが、私も希望をいたしました。特に木材利用の合理化をはかりましたために考へておりますことは、建築部門におきましては耐火建築の普及をはかつております。それから防風、防火木材の利用あるいは仕組み住宅を考へてもおるのであります。このごろなか／＼建築もぜいたくになつて参りまして、仕組み住宅だけでは皆さん御満足が行かないやうな状態でありまして、あまり普及はいたしておりませんが、これももう少し体裁のよろしい仕組み住宅を研究して参りたいと思ひます。この仕組み住宅をいたすことによりまして、利用木材は五割以上節約になるのじやないか。なお製材機の特にパンド・ソーの普及といふことも考へられるのであります。これは資本の關係もございまして、全国の製材業者に全部帶鋸を使わせるといふこともなかなか困難ではなからうかと思ひますけれども、できるだけ参りたいと思ひます。そういうことも考へております。それから次に包装部門についてであります。たまたま包装木箱に使われております木材は一千五百万石ほどになつておるのであります。非常に選伐の原因をなしておると言われておるパルプでも、現在一千百万石ぐらいの程度であります。それに対して包装材料は千五百万石にも上つておるのであります。目につかないのでありますけれども、この消費が非常に大きいのであります。これをボール箱にかへることによつて、木材の所要量が四分の一に相なるのであります。全部、特に重量品などは、ボール箱で包装して送るといふことはなか／＼むずかしい

ありますが、私も希望をいたしました。特に木材利用の合理化をはかりましたために考へておりますことは、建築部門におきましては耐火建築の普及をはかつております。それから防風、防火木材の利用あるいは仕組み住宅を考へてもおるのであります。このごろなか／＼建築もぜいたくになつて参りまして、仕組み住宅だけでは皆さん御満足が行かないやうな状態でありまして、あまり普及はいたしておりませんが、これももう少し体裁のよろしい仕組み住宅を研究して参りたいと思ひます。この仕組み住宅をいたすことによりまして、利用木材は五割以上節約になるのじやないか。なお製材機の特にパンド・ソーの普及といふことも考へられるのであります。これは資本の關係もございまして、全国の製材業者に全部帶鋸を使わせるといふこともなかなか困難ではなからうかと思ひますけれども、できるだけ参りたいと思ひます。そういうことも考へております。それから次に包装部門についてであります。たまたま包装木箱に使われております木材は一千五百万石ほどになつておるのであります。非常に選伐の原因をなしておると言われておるパルプでも、現在一千百万石ぐらいの程度であります。それに対して包装材料は千五百万石にも上つておるのであります。目につかないのでありますけれども、この消費が非常に大きいのであります。これをボール箱にかへることによつて、木材の所要量が四分の一に相なるのであります。全部、特に重量品などは、ボール箱で包装して送るといふことはなか／＼むずかしい

ありますが、私も希望をいたしました。特に木材利用の合理化をはかりましたために考へておりますことは、建築部門におきましては耐火建築の普及をはかつております。それから防風、防火木材の利用あるいは仕組み住宅を考へてもおるのであります。このごろなか／＼建築もぜいたくになつて参りまして、仕組み住宅だけでは皆さん御満足が行かないやうな状態でありまして、あまり普及はいたしておりませんが、これももう少し体裁のよろしい仕組み住宅を研究して参りたいと思ひます。この仕組み住宅をいたすことによりまして、利用木材は五割以上節約になるのじやないか。なお製材機の特にパンド・ソーの普及といふことも考へられるのであります。これは資本の關係もございまして、全国の製材業者に全部帶鋸を使わせるといふこともなかなか困難ではなからうかと思ひますけれども、できるだけ参りたいと思ひます。そういうことも考へております。それから次に包装部門についてであります。たまたま包装木箱に使われております木材は一千五百万石ほどになつておるのであります。非常に選伐の原因をなしておると言われておるパルプでも、現在一千百万石ぐらいの程度であります。それに対して包装材料は千五百万石にも上つておるのであります。目につかないのでありますけれども、この消費が非常に大きいのであります。これをボール箱にかへることによつて、木材の所要量が四分の一に相なるのであります。全部、特に重量品などは、ボール箱で包装して送るといふことはなか／＼むずかしい

ことでありますけれども、これはできるだけダンボールの利用によつて、木材の消費節約をはかつて行きたいと思つております。

坑木部門につきましては、すでに一部炭坑等で行つたしておりますが、鉄柱の問題あるいはカッパ探炭の問題等がござります。現在坑木のトン当りの木材消費量は、平均いたしまして約二斗五升ほどになつておりますが、このカッパ探炭等をいたしておりますところでは、一斗二升ぐらゐで済ましておるところがあるようであります。そういうことが徹底いたしますれば、木材の節約が相当行われるだらうと思ひます。

次にバルブであります。このバルブも従来ほとんど赤松を使つておりました。坑木と非常に競合をいたしておつたのであります。代替資材として關葉樹、特にぶな等を混入することによつて針葉樹材の節約をはかり、また従来はS・Pを主としてつくつておつたのであります。これをトラフト法に転換することによりまして、一トン当りの木材所要量を従来の約二十二石を十八、九石程度に引下げることができるようになります。これはたいへん節約になるものであります。最近設立されておりますバルブ工場は、おおむねこのトラフト法によるか、あるいはセミケミカル法による方法で原單位の引下げをバルブ会社自身も相当研究いたしておるようであります。なお竹バルブにつきましては、ただいま山口県の萩で一箇所やつております。わずかに一千トンほどの工場でありますけれども、これは将来性のあるものであり、りつぱな新聞紙等ができておるようであり

ます。

次にまくら木の部門であります。防腐剤の注入によりまして相当節用ができると思つております。電柱につきましては、防腐剤の注入によりましてその耐用年数を五倍ぐらゐにすることは不可能ではないような状態でありまして、国鉄ではほとんど、くり、びわ、ひのき等を除いて、それ以外のものはすべて防腐をいたしておるようであります。私鉄では、資金の関係もござります。なか／＼徹底いたしておられないようであります。これもできるだけそういう方面に徹底をはかるようにいたして参りたい。

次に最も大きい問題は薪炭の問題であります。全体の消費量が約一億石でござりますが、使用いたしております熱効力は三〇％ぐらゐのものであります。私どもの係の者で非常に技術のよろしい者は、一升のめしをたきますのに百八十グラムぐらゐの木炭で足りるのであります。一般家庭の主婦は五百グラムぐらゐ消費しておるようであります。これは各家庭の経済にも直接大きな響きを持つものであります。で、できるだけそういうような技術を徹底させるように講習会を開くとか、あるいは講演会を開くとかいうようなことで努力をして参りたいと思つております。それから薪炭の節用の問題のうち豆炭の問題があるのがありますが、東北地方あるいは北海道に非常に多い豆炭を乾燥して、無煙炭とまぜまして豆炭をつくる。これは熱量も六千カロリーぐらゐ出るようでありまして、これをできるだけ増産して普及をはかつて、木材の節用をはかつて参りたいと思つております。

以上がさしあたつて実行にかかつておる木材利用合理化の項目でござりますが、今後考慮すべきことは寒地住宅の問題であります。東北、北海道における一般の住家は、せつかく暖をとるにしても、それがすぐ外に逃げて行つてしまふというような構造になつております。それをできるだけ安く、しかも熱の逃げないような構造にいたすことをたゞだいま研究いたしておるのであります。

それから次に、關葉樹から直接に新聞紙等の紙をつくることを研究いたしたいと思つておるのであります。これは通産省で莫大な補助金を出して本州製紙に研究を命じておるようでありまして、まだ成果は上つておらないようであります。けれどもこれはぜひ実行に移して参りたいと思つております。

さらに耐水性合板についてであります。コンクリートの型わくなどは、現在のような様式でやつて参りますと、一回か二回きり使えないのであります。それを耐水性合板にいたしますと、五百回ぐらゐ使えるのであります。その技術はたゞだいまアメリカにきりありませんが、わが国でもできるだけ早い機会にこの耐水性合板をつくることを考えて参りたいと思つております。さういふにいたしますと、鉄道の貨車などはその合板を使うことによりまして経費も節減になりますし、また重量も非常に軽くなりますので、牽引力を増して参るといふようなことになるかとも思つております。

以上簡單であります。木材利用の合理化について申し上げます。○平野委員 たいだいまの御答弁で、木

材利用合理化につきましては御熱意のほど並びに豊富な御識見のあることはよくわかりましたが、これは計画ではだめで、要は実行でありますから、必要があれば、法律をつくつてでも早急にこの木材利用合理化の実現に進むように、くれ／＼も御努力をお願いいたします。

次に、これは提案者の野原さんにお尋ねいたします。第十六条の第二項に、伐採許可を申請するにあつては年一回しかできないということになつておりました。これは非常にきつうくつのように思われますが、これはどういう理由であるか。もう一つ、同じく第六項には伐採許可限度の二割ということになつておりますが、それ以上は絶対に許可しない方針であるかどうか。私どもは自立経済の關係から見まして、木材がいかに不足しておつても、ここ一兩年は、需要に対してはやはり相当に應じなければならぬのではないかと。そうしますれば、あるいは二割を多少越えるという場面があつても、今後相当長期の間にこれを調整して行けばいいのであるから、二割という絶対的な限度を設けなくてもいいのではないかと。いふふうにも考えますが、この点はどういふふうにお考えになつておりますか。

○野原委員 答へいたします。年一回といふのは、実施計画を立てますためには何か基準がないと困るのであります。年数回もできるということになりますと、それ／＼計画しますのに非常に煩雜な、むずかしい手数を必要といたしますし、やはり年一回の申請でやつていただくことが事務上の点で非常に助かるわけでありまして、

しかもこれは年一回の申請で、あと絶対に切れないということになりますと、たいへん困るわけでありまして。そこでこの年一回といふときには、許可限度の範囲内、つまり適正伐期末満のものについて伐採できる適正量といふものに対しては年一回にしたのであります。それでどうしても今日の木材需給の面から見て容易でないにしても、成長量から見ても、これは二割程度は増伐してもよろしいのではないかと。増伐を当分の間は認めて行くというのを特に加えまして、許可限度の範囲内においては二割を越してもいいということにしたのであります。その越えた分については一応年一回で十二月の末に公表し、それだいた数字をとりまとめまして、実施計画の面と合つていかにするかそこで一応検討を加へまして、また余裕があるという場合もありましようし、余裕がない場合もありましようし、あるかどうかよくその辺を調べました上で、あとから二割の増伐できる分を適時に許可して行つた方が、むしろこれは弾力性があつていいのではないかと。一回だけできめてしまつて、あとは絶対にきないといふようなことだと、あるいは非常に困るかもしれませんが、二割の範囲内のものであれば追加申請をして、それを許可するという形にするならば、さほど困るようなこともなからうといふようなことで、実はさういふ扱い方にしたのであります。

○平野委員 政務次官が見えておられますので、問題を大きくして、林業政策につきましてお尋ねしたいと思ひます。こういう法律をつくるにあたりま

して、今後日本の林政における一番大きな問題は造林の問題であります。何といつてもあるものに計画性を與えるといふことは必要でございますけれども、それをふやさなければお話しにならないのでございまして、どうしても造林が最も必要である。さきの国会におきましても、華園造林に関する決議案を可決いたしましたし、また前国会でも造林臨時措置法を通したわけであります。しかしあの程度のものでは、とうてい造林の実績は上らないと私も考えますので、木材を消費するところのいわゆる森林受益者といふものが、この造林に対して投資をすることが必要なのではないか。何と言つても、造林の要は資金の問題であります。今日国家予算におきましても、相当造林費は計上されておりますけれども、あの程度では、今日百五十万町歩の民造林すべてを元の状態にもどすことは、なか／＼できないのであります。これはどうしても国や政府の力だけでなしに、一般の森林受益者が、それ／＼利益の一部を造林費に還元するといふような根本的な方策が必要なのではないか。森林の一番大きい受益者といへば電気会社でございます。電気は、最近だん／＼山が荒れて来るために水が少くなる、あるいは水が一ぺんに出るために水を放流しなければならぬといふことで、それだけ冗費が積みあがりますし、またダムの下に土砂が堆積して来て、そのどろをさらひ出さなければならぬといふ事件が、全国至るところに出て来ておるのであります。それで、どうしても電気会社が利益の一部を森林に投資するといふことが必要ではないか。またパルプ会社にして

も、最近非常な好況を伝えられておるのでありますが、木材の価格が高くなればなるほど、パルプの繊維品のコストも高くなるのでありますから、森林に相当還元をして行くといふことが、繊維工業のためにも必要であり、また一般の木材の素材の生産業者などにして、やがては相当山に還元するといふことが必要であつて、どうしても国として何らかの法律をつくるなりして、これらの造林に対する根本的な施策を行わなければならぬのではないかと、このことを考えるのでありますが、こういう点についての政務次官の御意見を承りたい。

○島村政府委員 専門家の平野さんからの御意見もつともでありまして、森林資源の培養の点については、まったく同感であります。現在の段階では、わが国の将来の森林資源は、非常に窮乏した枯渇の状態にあること、各種の施策が必ずこれに伴わなければならないのであります。その点から申しますと、やはりただいまお尋ねの消費の面もさることながら、造林の面がきわめて必要なことであり、かつそれがやがては国の森林資源の培養に一番大きく取上げられなければならない問題であると思つております。従来、造林は、経済界のかような情勢もその一つの原因であらうかと考えますが、造林をすることが、資金的に他の産業に比較して、経済界の変動により非常に困難であつたといふようなことから、行われていなかた現状にかんがみまして、将来造林に対する各種の施策が、資金面においてあるいは種苗の育成において、御指摘のような電気

その他パルプ工場等の協力を求めることも当然でありまして、すでに御承知の通り、だん／＼さような例もあることでありますので、これらは全体の森林法をつくることにより、さらに根本的な計画を進めまして、いわゆる総合的な開発計画をつくり、しかしこれからの業者に対しては、相当な協力を求めることは、目下い／＼／＼研究を進めておるところでありますので、この法案の通過とともに、さような点についての熱心な御後援を得まして、積極的に施策を進めて参りたいと考えております。次第であります。

○平野委員 次に林野庁長官に伺いますが、現在の木材の状態は、極度のアンバランスにあるといふことを客観的に承知いたしておるのでありますけれども、政府では、現在どういふような数字を持っておられるか。もしこの法律を施行しないで、このままのだけの木材を切り出せば、また事業の方も少しも抑制しないといふように放任しておくならば、今後十年後あるいは二十年後の日本の金融状態はどうなるか、日本の森林の蓄積がおおむねどのくらいあつて、その需要の方は大体どうなつておるかといふことを、ごく大ざつぱでつこうでありますから、数字的にひとつ承りたいと思つております。

○横川政府委員 森林資源の現在の状況であります。皆さんに資料を差上げておいたのでありますが、本日御持参を願つておらないようでありますから、概数をかいつまんで申し上げます。国有林、民有林を合せて、森林面積は二千二百四十一万二千町歩でございます。従来二千五百万町歩と一口に言われておつたのでありますが、その差の約二百五十万町歩といふものは原野でございます。蓄積は六十億二千九百五十万石でありまして、従来は一億三千四百四十万石と言われておつたのであります。今この森林法を施行するにあたりまして、全国に森林区というものを二千七十一設けることにいたしました。個々の森林を調査いたしました。積み上げた結果、蓄積におきましては二千九百五十万石の減少でありましては、成長量は約三千万石ほど増加をいたしております。なお既開闢林分の蓄積は二十四億三千万石であります。従来これは十八億とされておつたのであります。その成長量は八千二百四十万石でございます。それから既開闢林分中、これから林道をつくることによりまして開闢し得る林分を合すれば、その蓄積は五十六億六千万石でありまして、その成長量は一億六千八百五十万石と相なつております。なおその残りの開闢困難な林分の蓄積は三億六千万石であります。これは従来十五億と申しておつたのでありますが、今度調査によりまして三億六千万石、その成長量が百四十万石ほどに相なるのであります。

次に木材の需給の状態について申し上げます。木材につきましては、昭和二十四年度は八千四百三十三万五千石であつたのであります。これを立木に換算いたしますと、一億七千二百七十三万石に相なります。それから昭和二十五年度におきましては八千八百四十万石でありまして、これを立木に換算いたしますと、一億一千七百三十万石に相なります。薪炭につきましては、木炭、普通炭、ガス炭等を合せて、昭和二十四年度は九千五百七十一万石、昭和二十五年度は一億石余りでありまして、これを立木に換算いたしますと、二十四年度は二億二千九百八十八万三千石、二十五年度は二億一千七百九十三万六千石であるのであります。これに對しまして、最近の二十四年度、二十五年度は、何も統制があるわけでもありませんし、伐採を制限してもおりませんので、消費量がすなわち供給量であるのであります。二十六年におきましては、有効需要は木材におきまして九千六百四十九万石、これを立木に換算いたしますと、一億二千九百五十万石であります。それから木炭が八百八十万石でありまして、これを立木に換算いたしますと四千八百四十万石であります。それから普通炭が六千五百萬石であります。これを立木に換算いたしますと四千六百四十万石に相なります。それからガス炭が四十三萬石であります。これを立木に換算いたしますと五百萬石に相なります。薪炭に使用する木材の立木材積が九千三百六十四万石でありまして、丸太と薪炭を合計いたしますと立木の材積が二億二千二百六十九万三千石と相なるのであります。これに對しまして自立経済上必要な数量を算定いたしましたところ、八千七百七十二万石、これを立木に換算いたしますと一億一千二百九十六万石であるのであります。それから薪炭につきましては有効需要は立木に換算いたしまして九千三百六十四万石となるのであります。この兩者を合計いた

しますと二億四百九十六万石であるのであります。一方森林の蓄積及び成長量は先ほど申し上げました通りでありまして、この成長量一億六千九百五十万石と、自立経済の所要量とを対比いたしますと、約二二％に相なりましてわずかに二割の過伐ということになるのであります。これは将来林道を築設いたしまして開発する区域の成長量も含んでおるのであります。既開発の成長量は八千二百四十万石であるのであります。その地域から伐採をいたすことにいたしますと、約二五％に相なり、著しい過伐をやるということに相なるのであります。しかしながら自立経済に必要な二億四千万石というものは絶対に確保しなければならぬ最低限度でありますので、私どももいたしましては、国有林の普通林におきましては、成長量に対して一割の増伐をいたすつもりであります。また民有林の許可を要する地域の普通林におきましては、成長量の二・三倍の伐採を予定いたすことにいたしておるのであります。それを実施いたすことになりまして、用材において立木の材積で一億七百七十一万石で、薪炭材が九千五百九十万石と相なりまして、両者を合せて一億九千八百三十万石となるのであります。先ほど申し上げましたように、自立経済に必要な分量は約三％ほど不足するのでありますけれども、用材を伐採いたしたあとの末木枝条が二千六百万石ほど山元へ捨てられておるのであります。これを集約的に利用することによりまして需給のバランスは十分保ち得ると考えておるのであります。

なほ特に抗木、バルブ等の樹齢の若い森林の伐採につきましては、先ほど提案者から御説明のありましたように、許容限度の二割以上というその二割の点で操作をして参りまして、できるだけその需用面に不自由をかけないようになしたいと考えております。必要がありますれば、その二割の限度のもは用途指定というようにすることも考えまして、特に需要者の方にそれが確實に入る道を考えて行く、さように考えております。

○平野委員 ただいまの御説明によりましてわかります通り、木材は非常にアンバランスの状態にあるわけでありまして、特に最近需要の方で目立ちますのはバルブであります。今までバルブは外地に依存しておつたのが今後にはまったく内地に転向するために、特に内地の森林に対する圧迫がはなはだしいのであります。ただいま御説明になりました自立経済の安本の有効需要でも、本年は千五百万石、しかしこれはおそろく二千万石以上になるのではなからうか。しかも最近のバルブ会社の状況を見ますと、今後数年、あるいは十数年後の分までも確保して置こうというふうな見地で、めちやくちやに山を買ひあさるといつた状況にありまして、おそろくバルブ方面に向けられる木材の量は二千五百万石近くに達するのではないかとと思われるのであります。最もこれが木材の需給上におけるところの大問題であります。

そこで私も最近遺憾にたえないこととは、森林法が一方においてかように改正されるにかかわらず、最近のバルブ会社の状況というものは、まったく濫散状態を展開しているものであつて、眼にあまるものがあるように思われるのであります。まったく資材に対するところの見通しもなく、やたらに工場が建設されて行くというような状況にあるのであります。一つの工場で何十万石も使うような設備を持つている工場が、全国的に幾つもあるという状況にあるかどうか。政府はこれらについて認可制度をとるのか、あるいはこれらについて協議をせられておるかどうかが、これは通産省が所管でありますけれども、当然これらのバルブ会社の工場認可などについては、その森林の元締である農林省に、協議があつてしめるべきものと思つております。それらについて通産省と御協議になつていかうかというのを承りたい。同時に最近できたバルブ会社の工場数、またそれに要する木材の各工場の量、また現在新築中のもの、計画中のもの、いろいろなものについて、林野庁でわかりになるかどうか、もしおわかりにならなければ、委員長にお願いいたしますが、この次の農林委員会に組織局長の御出席をお願いしたいと思います。その上であらためてまたお尋ねいたしますが、今の問題について、農林省の方はどうなつておりますか、承りたいと思ひます。

○千賀委員長 平野君に申し上げます。本日質問が大体終了すれば、今日あげたいと思つております。そこでこの次に答弁ということでは、それが不能になりますので、できるだけ答弁をしてもらいますから、そのつもりでお願いいたします。思ひます。

○平野委員 私もそれには賛成です。通産省の方は後日お願いします。○横川政府委員 ただいまのお話、私もまことに同感であります。ちよつ

と言葉が過ぎるかもしれませんが、各地にバルブ会社が濫設されておりました、非常に困つた事態に相なつておるのであります。特に中国地方におきましては、あの辺は赤松の非常に多い地帯であります。特に大規模なバルブ工場ができてまして、抗木業者と非常に摩擦を起しているような状況であります。バルブ会社の新設あるいは増設に對しましては、遺憾ながら農林省に對して何ら相談を受けたことはございせん。ただ現地の報告によりまして私も承知するか、あるいは通産省の係官と話し合ひをいたしておりますときに聞くという程度であります。先般私どもの方から、森林資源の維持という考え方から増設について特に慎重な考慮をして、資源のあり方とバルブ工場の位置というふうなことに十分考慮していただくように、通産省の關係局と協議をいたしておるのであります。その後最近新設というのはいなくなつて来たようではあります。協議はいたしております。

次に資料についてであります。一応私どもの方で用意をした数字はございまして、なお精査をいたしましてお目にかけたいと思ひます。できましていただければ非常にけっこうなことを考えております。

○平野委員 あまり長くなりますので、この程度で質問を打ち切りますが、委員長にお願いしたいことは、ただいま通産省の方においては、バルブ工場の認可について何ら農林省に協議がないということ、実に驚き入つたことであると思ひます。いやしくもかように日本の森林の荒廃が問題となつてお

るときに、その最大消費者であるところのバルブ工場は、当然林政の根幹をあずかつておる農林省に對して、通産省が協議をした上で許可すべきものである。むしろこれは本来農林省にバルブの監督権があるべきであると思ひます。バルブの問題こそ実に重大でありますから、この法案とは別に、次の農林委員会には、通産大臣あるいは組織局長を呼んでいただきまして、この審議を進めるようなおとりはからいをお願いいたします。

さらに最後に一点だけ林野庁にお尋ねして、私の質問を打ち切ります。それは森林組合の問題であります。森林組合が差違ふことが今回の改正の重点でもあり、また今後この森林法を施行するにあたりまして、森林組合の育成強化ということは非常に重大であります。しかしながらこの法案によりまして、今後は今までの強制的な加入の方式であつたものが、加入脱退自由という、まったく逆な組織にかわるわけでありまして、そうなりますれば、これは森林組合の育成強化に、特段の力を政府が拂わなければ、かえつて現在の森林組合が弱体化するおそれがあるのではないかと考えます。それについては、どうしても政府が相当の予算を計上して、森林組合に対して専任員を置くとか、いろいろの方法によつて、森林組合の育成強化ということをはからなければならぬ。これは入つても入らなくてもいいわけでありまして、現在の森林組合でさえも、ほとんど睡眠状態にある森林組合が全国的には大多数なのであつて、さらにその傾向に拍車をかけて、せつかく法律はつくつても、一府県について森林組合が二つ

か三つしかできぬということにならぬとも限らないから、これは政府において十分にお考え願わなければならぬと思ひます。この点につきまして政府の御意見を承つて、私の質問を終ります。

○横川政府委員 森林組合の系統団体は林業におきまます唯一の団体でもありますので、林野庁といたしましては、極力これが健全なる発達を期しまして、できるだけ援助をして参りたいと考えております。現在の森林組合は、資金の關係にいたしましては、非常に少い、あるいはまた、そのきわめて少い額が固定化してしまつておるといふような状態で、別に御審議を願ふことになつております。農漁業協同組合再建整備法の一部改正におきましても、ようやくわずかでありますが、それとも融資の道を開こうというようになことを考へておりますし、また森林組合であつて、相當な技術と熱意のあります所には、現在でも治山工事とかあるいは林道工事というような、林業上の仕事の請負いをしておられるような例もあるのであります。今後より技術のありまします所には、そういう道をどんどん開いて参りたいと考えておるのであります。なお技術員に対する補助であります。昭和二十五年におきまして、一組合五千円当りの技術員設置補助があつたのであります。それが御承知のように、關係方面の意見で、団体に対する補助はいかなる形でもやることは妥當でないという御意見が強いものですから、せつかく予算をとりますが、その予算を使わずにしまつて、はかに転用したということもあるものであります。私どもといたしまして

ては、森林組合の技術員の必要性は十分認識をいたしておりますし、それに対する補助もいたしたいと考えておるのであります。お話のように、技術員の設置というものは、森林組合の運営上非常に必要なものであらうと考えておりますので、今後十分検討して、それらの点も実現をはかつて参りたいと考えております。

○小笠原委員 農地局長並びに政務次官がお見えになつておりますから、この法案につきまして重要な關係のある点をお伺いしたいと思ひます。

この法案は、もとより絶対的理想案でもない、ただあまりに古い法案を放置しておくわけにいかぬ、今日はいまの程度でも相當に改正をしなければならぬ、また旧法を廃して立法しなければならぬというわけで、ここに提案したのであります。これと並行したる問題として、今幼齡樹伐採の問題で一番大きな問題は、農地局長の方の關係である農地の問題、これが跋扈して、むやみに幼齡樹を伐採する、どうにもできぬということになつておるのであります。これを食い止めるにあらずんば、いかなる法律ができ、いかなる制限を加えても、どうも各府県の委員とか、あるいは下つ端の役人とか、むやみやたらに伐採する。またたく手の施しようのない關係になつておる今日の現状から見て、これを立法する場合にあたりまして、政府もこの法案に同意しておられるということを開いておるが、同意する以上は、同じ政府の農林省といたしまして、伐採の禁止、あるいはこれに制限とか何とか対策をしておかなかつたならば、これに同意した効果はないということに相なるのであります。その準備は今日のところどういふふうにてできているか、その内容を御説明願ひたい。

○平川政府委員 小笠原委員の御質問は、未墾地に対する開拓の問題であらうかと思ひます。これに對しましては、從來ことに終戦後早々の間に開拓をされた場合に、森林を非常に荒すという問題があつたことは確かであらうと思ひます。そこで最近におきましては、開拓地を選定いたしました場合に、技術的に農業及び林業、その他畜産の専門家がそれ／＼集まりまして、具体的に土地について、技術的な厳密な調査をいたしまして、この土地は山林として残すべきものであるという土地に對しましては、開拓をしない。そういう各種の専門家の見地から見まして、これは開拓してしまふべきものであるという決定になりましたものにだけつきまして開拓をいたす、すなわちその土地を選定するにあたりまして、ただいまの林業の見地から、あるいは治山の見地から十分に調査しまして適用する。従つてその土地というもののが非常に限定せられますので、そういう方法によつてむやみやたらに行われないようにしたい、現在さういふ運営しておるわけでありま。最近の適地の選定につきましては、その御心配が除かれておると思ひますのであります。

○小笠原委員 それはあなた、地方の実情を知らない。そんななまぬるいこととて、とてもそんな未墾地の開拓云々にかこつけて伐採することをとめるなどということはできない。今日やつておることはどんなことをやつておるか。山林地帯でなければ、開拓して、開拓者が入植しても間に合はぬ。山林地帯を伐採すれば、木はとれるし、肥料は三年くらいやらぬでもよいし、これで利益がある、あとは逃げてしまつても得だ。普通の原野なんて、開拓だ、入植だなんていつたつて、だれもこれですらばんがとれない、だから入らない。植林した所に入りたがると。それを畜産の委員がどうのこうのと言つたつてだめだ。現在本のある所を見込んでやつておる。それからまた県庁の役人も、それがよろしい、ここがよろう、適地だなんていつて、もう伐採一方をやつておる。それはそれとして、あなたから考へて、あなたより政務次官、農林省として考へて、未墾地を伐採して穀物はどれくらいとれぬか。今伐採をやかましくいふが、木材の問題は國家として重大問題だ。治山治水その他一切の事業に對して、將來を見通してどつちが得だ。幼齡樹をぶつた切つたつて、——木というもののは十年たつてもこれくらいのものだ。それをこれから植林するのにどれくらい金がかかる。それを伐採して、そこを對して開拓したつて、二年、三年大豆はとれるかもしれないが、あとはどうする。そういうところをあわせて考へてみましたら、今日民間からも、こゝいう立法によつて何とかして伐採を制限しなければならぬ、植林もしなければならぬという場合に、あなた方農地局長みたいななまぬるいことを考へておつてはいかぬ。そんなことを聞いておるのじやない。これから、この法律に同意した以上、政府として、農地の未墾地の幼齡樹伐採防禦の問題に對して、これからの立法があるいは方針を、相當の強い手をやつておかなかればならぬ。それがためにはどういふことの準備をしておるか、その準備を開いておる。あなたは相當に緩和されておるというが、緩和されておるどころではない、ますます木の所を見込んでやつておる。考へてごらんない、各府県も木の所を調査しておるところは、ごらんない、一つもない。そのんきなことを考へてはだめだ。これからとつて行く方針を、しつかり政務次官お答えになつて、それからあなたも考へなさい。

○島村政府委員 この問題は終戦後の緊急開拓に關連を持ち、かつ牧野の開拓に關連して、地方においては非常なトラブルがあつたのみならず、行過ぎが相當あつたことは、政府といたしましても認めておるのであります。そこで本委員会にもかねて御議論もあり、かつ參議院においてもその問題が強く取上げられました。これの調整の方法をいかに解決するかということが、目下問題の中心になつておるのであります。その結果、さしあたり今農地局長が説明申し上げましたように、選定基準というものを設けて、その選定基準に従つて、双方了解のもとに土地を選定して、これを開墾すべきものか、開墾すべからざるものかという点を、納得の行くような方針でやつておつたのであります。しかし御指摘のように、まだこれでは十分でありませんで、近々林野庁とも協議いたしまして、何らかの形でより適切な措置を講じたいというのを考へております。

本国会には間に合いませんが、次の国会には多分提案のように話し合ひがつき得ると考へておりますから、さういふ御承知願ひます。

て、開拓者が入植しても間に合はぬ。山林地帯を伐採すれば、木はとれるし、肥料は三年くらいやらぬでもよいし、これで利益がある、あとは逃げてしまつても得だ。普通の原野なんて、開拓だ、入植だなんていつたつて、だれもこれですらばんがとれない、だから入らない。植林した所に入りたがると。それを畜産の委員がどうのこうのと言つたつてだめだ。現在本のある所を見込んでやつておる。それからまた県庁の役人も、それがよろしい、ここがよろう、適地だなんていつて、もう伐採一方をやつておる。それはそれとして、あなたから考へて、あなたより政務次官、農林省として考へて、未墾地を伐採して穀物はどれくらいとれぬか。今伐採をやかましくいふが、木材の問題は國家として重大問題だ。治山治水その他一切の事業に對して、將來を見通してどつちが得だ。幼齡樹をぶつた切つたつて、——木というもののは十年たつてもこれくらいのものだ。それをこれから植林するのにどれくらい金がかかる。それを伐採して、そこを對して開拓したつて、二年、三年大豆はとれるかもしれないが、あとはどうする。そういうところをあわせて考へてみましたら、今日民間からも、こゝいう立法によつて何とかして伐採を制限しなければならぬ、植林もしなければならぬという場合に、あなた方農地局長みたいななまぬるいことを考へておつてはいかぬ。そんなことを聞いておるのじやない。これから、この法律に同意した以上、政府として、農地の未墾地の幼齡樹伐採防禦の問題に對して、これからの立法があるいは方針を、相當の強い手をやつておかなかればならぬ。それがためにはどういふことの準備をしておるか、その準備を開いておる。あなたは相當に緩和されておるというが、緩和されておるどころではない、ますます木の所を見込んでやつておる。考へてごらんない、各府県も木の所を調査しておるところは、ごらんない、一つもない。そのんきなことを考へてはだめだ。これからとつて行く方針を、しつかり政務次官お答えになつて、それからあなたも考へなさい。

○小笠原委員 今の政務次官の御答弁でわかりました。何か近いうちに立法措置を講じなければ、それは効果はない。ただその間において、相対的に何か適地を選定するのに御相談なさるといふお話が今あつたが、だれとだれと相談する、地主と開拓者との相談だか何だか、そこがはつきりしない。今問題になつておるのは全国的伐採でありますけれども、非常に大きい影響があるから、この点は少くとも農林大臣の方で、これを認可せよといふことは法律にないからできないといふこととしても、相当嚴重な監督をしないといふと、相当立法の間において被害があることを御承知願わなくてはならぬ。

それからもう一つ政務次官、先刻平野君の質問に対して、赤松を見込んでパルプ工場が濫立するという話、あなたは農林省において、松食虫を征伐するのどのくらいの予算を出すとか言つてゐるが、人間が松食虫をやつてゐる時分に、それを防除する防除剤をこしらえないのはどういふわけか。これではだめ、これは通産省なんてそんな遠いめがねでそれをながめるようなことではだめ、自分の頭に火がついてゐる。大きな松食虫ができてゐる。これの防除剤を急いでつくる、これもひとつ何か立法の趣旨を徹底せしめることが必要なんだ。工場をやるといふことは高ければいい、こういう点に持つて行けばやれる、それが幼齡樹の赤松をみんな伐採する、見られたものじやない。これでは子供をひねり殺すみたいなものだ、この点少し考えれば、松食虫の手前にも立法はしないでおられますまい。何とかこれを早い機会に解決

をつけていただきたい。それから横川長官に申し上げる。この立法した結果からも、多くは官庁に権限が移るのである。また関係法案も参議院の方からまわつて来ます。その場合には私もお尋ねすることがありますけれども、官庁にまわつた以上は、官庁の方でよくこれを公平に運用しない、ややもすれば官庁でかつてな措置をして、あなたの部下の中にも従来いろいろの弊害があつた。今もまだ存在する箇所がある。よく御注意なさつて、ほんとうに国民が安心の出来る、官吏として尊敬し得られる立場において、ほんとうの法の運用をされたいことを希望する次第であります。これで私の質問を打ち切ります。

○大森委員 私も関連質問であります。先ほど小笠原委員からお話があつた地方における開拓地と、そして森林関係であります。これが同じ農林省にある。しかしながらお互いに出先へ出て参りますと、私が立会つた事件があります。最も優秀なすぎ林、それがわずかに十五、六年経つて今ほんとうの太り盛りだといふようなところを考慮してそれをどうとすると、そしてこれを林務課へ行つて話をする、林務課はこれはいかぬといふことで、地方にはまたそうした審議会というものがあつて、そこへ行つてみると、断じて許さぬといふのが課長である。そしてとうとうその結果どうしたかといふと、そのりつばなすぎ林を半分伐つて半分仲裁といふことで納まつたという実例がある。そこで政務次官に私が申し上げておきたいのは、一つの役所と役所の中で、何もお互いが争ひする必要はない。現在の国家の方針がどの方向に向

つておるかといふことをまず判断して、それによつて一致協力して国家のために盡さなければならぬのじやないか。しかるに一方はただ開拓といふもののみに邁進してゐる。一方は森林のみに邁進してゐる、そこに私は中和がとれていないのじやないかと思う。農林省は自分の所管であるところの下の方の庁を、どういふふうによつておられるか。あなた方はこれを統一して、そしてこうした面に対しては、将来とも国家の方針に向つて協力する方に指導してもらいたいといふことを希望いたします。

さらに私はお尋ねをいたしたいのは、開拓地として決定をいたして、まだそのまゝに放任されておる所、これはどうしても元の地主に返すべし、これを要求したいのであります。政務次官どういふふうを考えておられるか、ちよつとお尋ねをいたしたい。○島村政府委員 開拓地の問題は、お尋ねのように二つあると思ひます。それは将来に対する開拓適地に選ぶか選ばないかといふ問題と、現に開拓で許可をして、そして農地にすべき予定地になつておる土地とあるわけです。ところが同じ地方においていろいろ、さういふことを承りますし、先般北海道に行つて見ましたが、ただいま御指摘のやうな問題が山積をいたしております。そこで第一の問題は、ただいま前段にお答えをいたしましたように、これに対する適地選定基準といふものによつて、これは立法化しておりませんけれども、しかしこれを現に強く地方庁なりあるいは現地の当局に流しにして、お話のような熱意のあまり、第三者から見て行き過ぎであるといふやうな

問題に対しては、これを是正して行きたい。同時に現に許可を受けて開拓地に指定された所についても、これはまだそのまゝに放置されておるといふやうな所及び林地に還元すべきであるといふやうな土地に対しては、立法措置によつて、そのものの地目変換を——さらに元の地主なり、あるいは適当な所有区分をきめまして返還するといふやうな措置を講じたいといふので、目下せつかく研究中でありますので、あわせて両方面についての研究を進めておるといふことでお許し願ひたいと思ひます。

○大森委員 大体政務次官の答弁でわかりました。なお念のために伺つておきたい。それは今のお答えによりますと、大体さうした計画があつても、行き過ぎたものを是正することは、政府の方針としてはさしつかえないといふことが一点。さらに定めてあつてもそれが適地でない、そこで地主に返還すること、いわゆる地目の変換もさしつかえないといふやうな御答弁であつたと聞いたのであります。さうであるならば、それが大体今後の政府のとりべき道だといふやうな御答弁であつたと思ひますが、それでいいですか。○島村政府委員 御説の通りであります。

のと同様であります。これを省略してただちに採決あらんことをここに動議として提出し、皆さんの御賛同を願ひたいと思ひます。○千賀委員 ただいまの小笠原委員の動議に御異議ありませんか。○千賀委員 御異議なしと認めます。よつて討論を省略して採決いたしたいと思ひます。これより森林法案及び森林法施行法案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の御起立を求めます。○千賀委員 起立総員。よつて両案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。両案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。○千賀委員 御異議なしと認め、さうといたします。○千賀委員 次に農漁業協同組合再整備法案の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、質疑も前会においてすでに盡されておりますので、討論を省略してただちに採決したいと思ひますが、御異議ございませんか。○千賀委員 御異議なしと認め、よつてこれより農漁業協同組合再整備法案の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○千賀委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○千賀委員長 これより畜犬競技法案を議題といたし、質疑を行います。質疑の通告がございますので、これを許します。河野謙三君。

○河野(謙三)委員 公安委員長にまずお尋ねいたします。ただいま本委員会に上程になっております畜犬競技法案であります。御承知のように、この法案は、本質的には従来行われております競輪その他のこの種の賭博の法案と同様のものであります。つきましては、この法案審議にあたりまして公安委員長からお伺いしたいのは、従来の競輪その他の法案が公安に及ぼすところの影響、治安に及ぼす影響、これらにつきまして詳細に御見解を伺いたい。私の記憶では、かねて競輪が問題になりましたが、現在御出席の公安委員長さんが公安委員長であつたかどうか存じませんが、あの競輪問題の当時におきまして、全国の公安委員会といたしまして、競輪に対する強烈なる非難攻撃をされて、さらにそれについて御見解が発表になつたはずで、これらもこの際、ひとつあわせて伺わしていただきたいと思ひます。

○辻政府委員 ただいま御質問がございまして、昨年競輪の問題につきまして、国家地方警察、公安委員連絡協議会の決議といたしまして、競輪に対する反対を申し述べた当時、私が連絡協議会の会長をいたしておりまして、同時に国家公安委員長をいたして、おりました次第でございまして、その当時の事情を申し上げます。公安委員会といたしまして、競輪そのものに反対をいたすという意向はないのでございまして、これが前の議員提出の法案でありまして、競輪によります利益も多々ございまして、自転車の振興改良等についても十分認められるのであります。ところが、当時の競輪場内の治安があまりに乱れまして、治安の面から連絡協議会として反対請願をいたした次第であります。これら競輪等の賭博的な興味が、極度に観衆を刺激いたしました結果、競輪に關しまして種々の犯罪が生れたのであります。場外におきまして、特に青少年等は、競輪のために金を得た。そのために窃盗、横領、詐欺といったようなことが頻々として起り、また家庭におきましても、非常な悲劇が多々起つております。青少年は職場を、あるいは学校等を放棄いたしまして競輪場に参る。また競輪場内におきましては、しばしば突発的に暴行、放火等、また場内におきましても窃盗、詐欺といったようなことがあまりに頻々と起りますので、当時特に騒擾事件に對しましては非常に多数の警察官がこれに動員をされ、競馬等に比べますと、延人員にいたしまして約三倍以上の警察官が競輪場のためにさかされた。現在でもそうでありまして、増大に對して不足いたしております。これ以上競輪場のために警察官をさかせることは、治安の維持上はなほ遺憾なことでありまして、そういう観点から反対陳情をいたした次第でございまして、だん／＼に競輪場が非常な勢いでふえて参りまして、それと同時に、いわゆる大穴と申しますものは、その度數も多くなり、また一回の穴の金額も膨大になつて参るというところから、ただいまのような不祥な事件が頻発いたしました。ときには、これはある特殊な人々による計画的な騒擾であつたこともあるのであります。かかる観点から考えまして、治安上警察官をこれ以上その方にさくことは困るという観点から反対をした次第でございまして、競輪の場合の事情は、今申し上げましたような次第でございまして、

○河野(謙三)委員 そこで次に伺いたいのは、これはどこまでも参考としてお伺いいたすのでありますから、その意味でさつ／＼に御答弁願ひたいと思ひます。競輪だけの問題ではなくて、大よそ競馬にいたしまして、最近問題になつたオート・レースにいたしまして、ここに出て参りました畜犬競技法にいたしまして、本質的には競輪と差がないと思ひます。ただ程度の差があるだけであつて、ウェイトの差はありますけれども、本質的に差はない。そこで本質的に違ひのないこのふうなものが、次から次に出るというものは、あなたの御担当の治安、公安の面からいいますと、ますます仕事の上の負担が重くなる。従つて、警察官もふやさなければいかぬ、最後には治安の責任が持てないというところまで行くのではないか、かように思ひますが、これらの点について御意見を御参考にお伺ひいたします。

○辻政府委員 ただいまの御質問に對して私見を申し上げます。競馬にいたしまして、オート・レースにいたしまして、あるいは競輪、ドッグ・レースにいたしまして、これらはいずれも欧米各国において非常にポピュラーに行われておるものであります。私かつて欧米を歩いた際に、こういう治安の対象となるような大問題の起つたのを、真聞にしてあまり聞いておりません。日本におきまして、競輪を除く以外には、あまりこういう大事件は起つておらなかつたように思ひます。あります。競輪におきましても、競輪場の運営の方法等よろしきを得れば、こういうことが起らないで済むのではないかと。これは一つには国民の節度の問題であり、教養の問題であると考えるのであります。その点につきましては、国民全体として、もちろん政府も一緒になつて、十分研究をする価値のあるものではないかと考えております。ドッグ・レースの場合も、これは英国におきましてもフランスにおきましても、非常に愉快に行われておりました。そのために犬種の改良等も行われて、いい面は多々あると思ひます。特にこれは私が苦しい立場にございまして、警察の捜査犬、防犯犬、警備犬にいたしまして、きわめて優秀な成績を上げておるので、日本ではおそらく現在の段階では、かなしシニード犬が競輪犬に使われるのではないかとと思ひます。警察犬ではないかと思ひます。国家地方警察におきましても、警察犬を使用いたしておるのであります。この犬種の改良という点から申せば、畜犬の競技法案はシニード犬の品種の改良には大いに役立つのであります。一方におきましては、ただいまの競技

場における節度を失つたような状態を来すようなことでは困る。これは治安の観点からは、どうしてもこの点について十分御考慮を願ひなければならぬと考える次第であります。

○河野(謙三)委員 意外なことを伺つたのですが、そうしますと、公安委員長のおつしやるには、競輪とその他の競技とは本質的に違ふというものが、私は本質的に一つのものだと思ひます。ばくち法案として一つのものである。程度の差はあるけれども、本質的に少しも差がないと思ひます。あなたの今おつしやるのは、競輪によつてあなたの職場の公安の面、治安の面に弊害を受けておる。強盗、窃盗、家庭争議その他のいろいろ、悲惨な社会問題が起つておる。これは認めるけれども、その他の競技には全然起つていないというふうにおつしやるておるように思ひます。が、さうでありますか。あなたの職場を通じて犯罪の統計その他があるものであります。それをひとつ伺ひたいと思ひます。

○辻政府委員 ただいまの御質問は、私の申しようが悪かつたのかも知れませんが、私は競輪の場合についてのみ事実においてそういう事件が起つたというのであります。本質的に違ふ、違ひないということをおつし上げたのでございまして、本質的には——これは考え方であると思ひますが、競輪、競馬、オート・レース、今度の畜犬の競技等いずれも同じであるという考え方は、十分成立すると思ひます。私もそれを認めます。ただ現実におきましては、日本では競輪の場合においてのみあつた事件が起つたとおつし上げたのであります。

○河野(謙)委員 本質的に同じである
とすれば、本質的に同じな問題は弊害
も同じように出て来るし、程度の違いは
ありますけれども、特徴も同じだとい
うことだと思ひます。本質的に違つた
ところの結果の違つたものが出て来
る。本質的に同じものなら、結果は同
じに出て来るはずだ。ただそこに程度
の違いがある。あなたの方の御調査に
はちゃんと出ておられる。本質的に
同じ競技につきまして、いろいろな弊
害、悪い結果が同じ意味で出ておる
と思ふ。ただその件数が少いか多いか
というだけの問題だと私は思ふ。私はこ
の際意見を申し述べさせてもらいます
が、これはばくちです。ばくちといふ
のは暴力と一つのものだ。ばくちと暴
力を切り離すことは、へをたれるのに
臭くないへをたれるといふ注文と同じ
で、できない注文をしておられる。ば
くちを認めておいて、暴力を排撃する
といふことは絶対あり得ないことだ。
最近終戦後暴力の排撃、暴力の取締り
が非常にやかましい。おかげで非常に
成績を上げておられるところもあり
ます。しかしこの種の競技をやつておる町、
村、ここにおけるところの暴力は絶対
に取締れない。現に私は神奈川県平
塚におりますが、平塚には現に競輪が
始まつた。競輪は一番悪い。これが始
つたらさつそく暴力団が跋扈する。警
察でどろぼうをつかまえてみれば、こ
れはやはり競輪から始まつておる。強
盗がつかまつた、これも競輪からだ。
競輪だけの問題ではなく、みな本質的
には同じようなばくちから始まつてお
る。ばくちと暴力というのは一つのも
ので、その次には犯罪が起る。これは
一つのものであつて、おならと臭いと

分析してわけるといふ注文ができない
のと同じことだと思ふ。現にあなたの
方、その統計がちゃんと出ておると思
ふ。これについてもう一つ、あなた
の御意見を伺いたいと思ひます。

○辻政府委員 私はいまだ治安の観
点から、御質問に対してお答え申し上
げたつもりでありまして、畜犬競技法
についての賛否を申し上げたものではな
いのであります。私は今日突然ここに
お呼び出しを受けまして、御質問に答
えておるのであります。この前に競輪
についての反対意見を申し上げたのは、放
火、傷害というような暴行の起つたの
を、これはどうして見のがせないと
いふ観点から、政府の国家公安委員会と
してではなく、国家地方警察公安委員
連絡協議会の会長として、内閣の關係
大臣等に陳情をいたしたのでありま
す。誤解を受けたいように申し上げて
おきますが、私は今度の畜犬法案につ
いて、何ら賛否を申し上げる立場では
ないのであります。統計を言えといふ
ことでございまして、ただいまここに
そういう数字を持つて参りません。し
たが、これは後ほど詳細なものを差上
げることができまして、競馬に対して
は今まであつた騷擾事件が起らなかつ
た。絶対に起らなかつたというわけ
ではないのであります。その数量的
な比が、競輪において競馬と比較にな
らないほど多く起つたといふことは、
これは現実であると思ひます。その点
についてただいまの御質問に対するお
答えになつておるかどうかわかりませ
んが、御了承願ひます。

○河野(謙)委員 私も、公安委員長か
ら畜犬法についての賛否を伺うつもり
はあります。ただこの審議にあたり

まして、あなたの方の立場から見
て、今まで行われておる競輪その他この
種のものが、社会にどういふ悪影響を
與えておるかといふことは、あなたに
聞く以外にはない。それを伺つて、伺つ
たものを参考に、この法案の賛否
をきめよう。こう私は思つておる
わけですが、それで伺つておるのです
が、今伺つておりますと、アメリカの例や
フランスの例などいろいろ引かれます
けれども、こういうことは参考になら
ぬと私は思ふ。向うの国民の国民性
その他生活程度も違ふ。また第一に違ふ
ことは、あなたも向うにいらつしやつ
たならば御承知でしょうが、私が聞い
た範囲では、向うにおけるこの種の観
衆の層が違ふ。向うは中層、上層の人
が対象の大部分になつておる。ところ
が今の日本に行かれておられますもの
は、さういふ上層のものは、競馬には
一部おられますけれども、競輪のごとき
は下層階級にきまつておる。そこから
二割五分の口銭をはねる。首つりの足
をひつ張るような、きわめて反社会的
なことをやつておる。これがこの種の
法案である。今度の畜犬競技法もさう
いふものになりはせぬかといふこと
を私は心配する。そこで参考に、今ま
でのこの種の法案によつて起る影響
を、あなたの手元でいろいろおとりま
とめになつたものがあつたならば伺
いたい。かように思つたわけですが、た
えば今申し上げた観衆の層にいた
らしても、競輪なり競馬なり、その
他のものが、どういふ観衆の層によ
つて構成されておるかといふことも、
あなたの方の御調査があれば、ひとつ
伺いたい。かように思つたわけですが、先

ほどの御意見は御訂正なさいました
が、何か伺つておりますと、競輪だけ
が公安の立場から見ると許しがたい問題
である。その他のものについては問題
でない。こういうふうなことのよう
に伺ひましたが、本質的には同じだ、こ
ういふお話がありましたからよくわか
りました。つけ加えてこの機会に、
もしお手元になければこの種のばくち
によつて、あなたの方の立場でどうい
う弊害が出ているかといふ御調査、統
計がありますれば、さつそくあしたに
もお届け願ひたい、かように思つたわ
けであります。

なおそのほかいろいろ意見がありま
すが、これは公安委員長さんに伺つて
もしかたがないと思ひますが、あなた
の方の御参考のために申し上げておき
ます。よくこの種の法案には、共通し
た問題として、地方自治に大いに寄與
する、学校を建てるというのですが、
学校は教育の手段であります。目的そ
のものはどこまでも教育であります。
目的を破壊して、手段を整えても何に
もならない。現にそれをやつておる。
学校はなるほど建ちます。しかしその
町で競輪、競馬をやりますれば、その
町の子供といふものはこの影響を受
けて、教育そのものが破壊される、こ
ういふことです。これははなはだしく
ナンセンスです。こういうことをい
る申し上げるときがあります。こ
れは、今までの競輪法に懲りましたか
ら、私は真剣に審議したい、かように
考えますので、この審議の資料につ
いては、何かお手元にあります資料を本
委員会に御提出いただきたい。かよう

に希望いたしました。私の質問を終り
ますが、この機会に重ねて何か御意見
が伺えれば、さらに発表していただ
きたい、かように思ひます。

○辻政府委員 もうこれ以上申し上げ
る必要はないと思ひますけれども、私
の今まで申し上げましたことの總括を
申し上げますと、競輪にいたしまして
も、競馬にいたしまして、畜犬競技
法にいたしまして、あるいは宝くじ
にいたしまして、賭博であるとい
う見方から考えれば、これは全部同
一だと考えるのであります。今までた
だ犯罪の面から考えまして、競馬の場
合あるいはその後に行われております
オートレースあるいは競輪も、その後
私どもの陳情にもかかわらず復活した
されましたけれども、その後の競輪等
におきまして、特に取立ててぜひ考慮
しなければならぬといふ事件は、今ま
でのところ起つておりません。昨年の
秋あたりが最もばくちかつたので、そ
の当時こんな多くの警察官をとられ
るというところでは困る、こういうよ
うな陳情をいたしたのであります。今
後これが実施されました場合に、再び
そういうことにならないことを私は希
望いたしますが、今申し上げましたよ
うな賭博的なもの、五つ、六つのもの
がことごとく治安の観点から困る、こ
ういふように考へておられるわけでは
ないでございまして、ああいうような治安
上重大なことを起すようになつては困
る、こういう観点から私はこの種の法
案がもし通過した場合に、この運
営に対して十分考慮する必要がある、
こう考へておる次第であります。

○河野(謙)委員 競輪の話が出ました
から、もう一応お尋ねいたします。そ

うすると、競輪については相かわらず今でも、かねていへる御見解を発表になつて、反対をされたその当時と御見解はかわつていないわけですね。それと同時に、この種の法案については、あなたの方では、見直しとして、競輪と違つて弊害は出て来ないという見通しのもとに御見解を発表なすつたわけですね。

○辻政府委員 競輪については、現在ではその後の情勢を睥睨いたしてはいる次第でございます。またこの法案につきましては、国家公安委員会はこの法案の立案については参画いたしておりません。今日初めて実はこれを考えるの焦点としたわけでございます。それで、この法案の根本的な精神については、私どもは何ら申し上げることはございせんが、それは競輪法についても同じこととあります。運営上ああいうことになつたからそう申した次第でございます。

○河野(謙)委員 競輪について静観されておるとおしやいますけれども、あなたのお手元に競輪についての弊害の報告がいろいろ行つておりますか。

○辻政府委員 ございませう。

○河野(謙)委員 そうすると、次から次へ毎月のように、競輪に端を発した犯罪がふえている、しかも加速度がかつていくにつきまして、まだ静観の域を脱しないというようにお考えですか。

○辻政府委員 御承知のごとく、昨年競輪は一時中止を命ぜられまして、そのときまでの非常に加速度的にふえた犯罪は、その後は非常に減つております。それで静観をいたして申し上げた次第でございます。その詳細な資料は、さつそくお手元にお届けいたします。

○河野(謙)委員 私はこの畜犬競技法が社会教育に、あるいは学校教育に影響を及ぼすことについて、文部大臣の出席を求めておりますが、お見えにならぬようでありまして、その方面の質問は保留いたして本日はこれで打ち切ります。

○小笠原委員 公安委員長の今の御答弁を承りましてよくわかりました。きゝめて明瞭であります。その通りと私も考えますが、ただ一点さらにお伺いしたいことがある。一体ばくち行為云云と言つては、人間にばくち根性のない者は一人もない。ところがこれを全部禁止したらどうなるか、かゝつて強盗、窃盗が多くなつて、たいへんなことになる。ここに五つ六つの公認の賭博があるから、これがために法律を犯す者もなくて、ここにやつと辛うじて生きておると私は考えているが、あなたはそうお考えになりませんか。こんなものはないとしたらたいへんだ。一歩進んでアメリカ、中国はちろん、イギリスなどもみんな公認賭博を許している、だから円満に行つてゐる。日本はあまりかた苦し、なまぬるいところで取締りをするからこういうことになる。公認賭博を許して、小笠原八十美を親分にやつたら、決して日本国民だれも文句はなからうと思う、私はそういうところまで考へてゐる。この五つ、六つの問題は、何も社会に對して影響があるとか云々ということは、少しも私はないと考へてゐるのであります。公安委員長は多分私の意見通りだらうと思ひますが、御答弁を願ひます。

○辻政府委員 私は現在行われております五つ六つの公認賭博に對して、たゞいま一向反対の意見を申し上げた覚えはないのであります。また競輪も賭博なるがゆゑに反対意見を申し上げたわけでもないものであります。これは昨年の秋のことでありまして、競輪が治安上あまり多くの犯罪の源泉になつたから、競輪を中止してほしいという意見を申し上げた次第でございます。

○大森委員 この競輪に對しての公安委員長のお考えと私どもは違つておつたのであります。あの競輪問題は、全國の人の注視の的になつてゐる。私はあの問題はたゞ単に競輪から起きた問題でなくして、あれはその場所を選んだ強盗団であると私は考へております。競輪場を選んだところの強盗団である、こうしたたぐさんの人の密集した所へ、何十名かの強盗団が行つてあの仕事をしたのである。であるから私はあなたの考へておられるように、競輪によつてあの問題が起きたのではなかつて、混み合つてゐるときにとつて行こうという一つの手段であつたと私は考へておつたのであります。公安委員長はどう考へておられるか、その点は私どもと見解の相違があつたと思ひます。何か競輪が災いになした、競輪があつたからこういう犯罪が起きた、もちろん競輪場であつたからそこに運ばないが、ただうちで寝てゐるときに強盗が入つた、あるいはまづ晝間でも強盗が往來するのでありますから、そういうふうの取締りをいたされたならば、私はあつた問題はただちに解決のつく問題であると思ひます。つたのであります。公安委員長はどう考へておられるか。

○辻政府委員 たゞいまの御説明はまつたく同感でございます。あれは私公安委員長の見解ではございせんが、連絡協議会の決議でございせんけれども、その決議の席上におきまして、先ほどもちよつと申し上げました通り、ある特殊の騒擾事件が起つたのであります。その事実は十分に認めております。しかしそのほかにも特に青少年の犯罪が、競輪場をめぐる統計的に多かつたといふことは、各管区の統計に現れましたので、その点ももちろん考へておるのでございませう。双方でございます。

○千賀委員 お諮りいたします。この競犬法案は自由党の委員の大多数及び民主完全委員、農民党の方も入つておるといふように、本委員会の大多数の提案になつております。大分質疑も詳細にわたつてここに実行されまして、この程度で質疑を打ち切つてはいかかと思ひますが、御意見いかがでございますか。

〔賛成と稱ふ者あり〕

○千賀委員長 賛成の御意見が多数でありますから、これで質疑を打ち切ることと決定いたします。

それでは討論を省略いたしまして採決いたしましたと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○千賀委員長 御異議なしと認めます。

これより畜犬競技法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千賀委員長 起立多数。よつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。本案並びに先ほどの農林漁業再整備法案の一部を改正する法律案に対する衆議院規則第八十六条により報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○千賀委員長 御異議なしと認めます。さうとうはがらいます。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時十八分散会

〔参照〕

森林法施行法案(野原正勝君外八十七名提出)に関する報告書

森林法案(野原正勝君外八十七名提出)に関する報告書

農漁業協同組合再整備法案の一部を改正する法律案(野原正勝君外二名提出)に関する報告書

畜犬競技法案(原田雪松君外二百二十名提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年五月二十九日印刷

昭和二十六年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局